

企業經營研究

年 報

1



神 戶 大 学

經 濟 經 營 研 究 所

1951

昭和 26 年 3 月 20 日 印刷
昭和 26 年 3 月 31 日 發行

~~~~~  
編集兼發行所  
神戸市灘區高羽嘉太夫新田  
神戸大學經濟經營研究所

印刷所  
奈良縣丹波市町川原城  
天理時報社

(非賣品)

# 企業經營研究

1



神戸大學經濟經營研究所

## 企業經營研究 目次

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 我國の監査役の現状とその批判    | 久保田 音二郎 一    |
| 税法に於ける減價償却        | 渡 邊 進 五      |
| 労働組合と賃銀のインセンティブ制度 | 古 林 喜 樂 七    |
| 交通機關の發達と土地の利用轉換   | 野 村 寅 三 郎 一七 |
| 工業地帯形成の條件         | 米 花 稔 三      |

# 我國の監査役の現状とその批判

久保田音二郎

## 目次

### 第一部 我國の監査役の現状調査

#### 一、問題の所在

——改正商法の監査役規定への批判の前提——

#### 二、監査役の現状調査の概要

#### 三、株式会社の役員構成と監査役の分布

監査役の総員数と監査職務遂行量——各社監査役の構成員数——監査役の持株数の分布とその小株主の傾向

#### 四、監査役の職務類型と事務関係者への偏在

監査役の事務・技術関係などの総合的分布——各社監査役の員数とこれらの構成関係

#### 五、会社役員前歴別又は兼任別の監査役の分布

監査役の前歴・現職兼任の総合的分布——監査役の経歴別分布数と職務遂行の程度——監査役の就任の理由の推定

——監査役の前歴と取締役との関係

我國の監査役の現状とその批判

我國の監査役の現状とその批判

六、監査役の在職年限と年令層の分布

監査役の任期の長短とその分布——監査役の年令構成と取締役年令との比較——監査役の職務遂行の可能性の推定

七、監査役の現況把握による総合的考察

第二部 監査役に関する諸論への財務監査論的批判

八、業務監督、業務監査及び財務監査の連関

九、監査役職務と財務監査体系の理論

一〇、監査役職務の目的論的性格

一一、監査役職務への財務監査論的傍証

一二、監査役と公認会計士の併立の矛盾

一三、監査役廃止論及び改革論の課題

一四、社会的監査制度と監査役廃止論批判

一五、内部統制組織と監査役改革論批判

一六、中小規模の株式会社の監査役存続論

第一部 我國の監査役の現状調査

一、問題の所在

——改正商法の監査役規定への前提——

我國の改正商法では、株式会社の機関たる監査役の職務を会計に関する検査に限定したがために、その職務の遂行上

の権限とその責任とについても、現行商法に較べるとかなりの変更をみるに至つた。しかるに、改正商法を施行していない現今において、またもや、向後の監査役の措置について諸種の意見が出されているが、その典型的なものは監査役の廃止論又は改革論である。いうまでもなく、かかる意見が提案されたのは、改正商法の起草審議中に監査役についての規定に充分なる検討をしていなかったためである。しかるに、その後において、監査役に対する諸種の意見を裏付ける諸条件が出揃ひ初めたから、改正商法の起草審議の継続のような形で、監査役への意見を提示するに至つてゐるのである。

その諸条件としては、例えば、証券取引法及びこれによる証券取引委員会などは改正商法の審議中に既に公布され、組織されていたけれど、その後公認会計士がその数においては未だ少いが、出現をみるに至つた。また、公認会計士の監査についての「監査基準」「監査実施準則」並にその監査の基礎になる「企業会計原則」「財務諸表準則」が中間報告の形で会計制度審議会から公示され、更にこれらと密接なる関係をもつて、証券取引委員会規則第十八号による「財務諸表等の用語様式及び作製方法に関する規則」などをみるに至つたが如きは、この例である。これがために、改正商法の起草審議中の段階よりも、その意見が具体的に開陳できるようになつたにすぎない。したがつて、改正商法によつて監査役への意見の論点は明確になつてきたけれど、その論点にはこれまでとは本質的變化を遂げていない。

しかし、典型的ともいふべき監査役廃止論又は改革論も、その論拠と論点においてはさまざまなるものがあるが、立場に関しては二つの部類がある。その一つは、商法論的立場であつて、アメリカ会社法、イギリス会社法、ドイツ株式法などとの比較においてこの問題を取扱つてゐる部類の意見である。いま一つは、会計監査論的立場から監査役と会計監査の性格から論ずる部類の意見である。しかし、いづれの部類の意見も証券取引法並に公認会計士については考慮を

拂つてゐるのが察知できるのである。けれど、意見の部類が何に属してゐるかを問はず、現行商法による監査役の現実の任務遂行の状態を消極的にみ、時には機関としての職務を充分につくしていないかの如き前提に立つて意見を開陳してゐるのが一般の傾向であるといつても過言でない。現にこれらの意見にさまざまな内容のものがあるが、監査役の存立を強く支持せる意見が如何に少いかを顧れば、かかる監査役の現状に関する諸問題を、意識的にしろ無意識的にしろ、消極的判定と悲觀的態度とをもつて考へてゐる証左である。

しかしながら、現実にかかる判定を下し、また悲觀的態度をもつ論者には、確固たる論拠をもつてゐるのであるか。案するに、我國の監査役に関してはかかる判定又は態度をとつて論じても、大過がないほどに、力強い傳統的な世評或いは輿論がある。この世評輿論には傾聴すべき点のあるのは否定できないが、かかる世評輿論をばそのまま認めて意見を開陳することは、決して論說の正確と眞実性とを得るとはいへない。單に傳統的に力強い監査役への世評或いは輿論に多くの影響を受けて、株式会社の機関を变革するのは危険の極である。ましてや現下の監査役のうちには積極的に自己の職責を遂行してゐるものもあるが、これらは全く抹殺されてしまふ結果になる。

この意味において、世評或いは輿論を傾聴すると共に、その現実を把握して、そこに確固たる論拠をもつべき必要があるといわねばならぬ。特に、この点は商法論的立場の意見よりは、會計監査論的立場の意見にとつて必要なことを痛感する。この小文はかかる意図から我國の監査役の現状の若干を調査し、その結果に基いて改正商法の監査役の措置に對する意見を監査理論から検討せんと考へる次第である。

## 二、監査役の現状調査の概要

第一部では、監査役の現状の認識を主題にするが、そのためには、まず調査概要を明らかにし、個々の調査の問題についてはそれぞれの場所で必要なかぎり触れることにする。

さて、(一) 調査の期間は昭和二十四年当初から昭和二十五年十月頃までに限定している。(二) 調査資料はこの時期に増資又は社債発行が多かつたから、その頃の目論見書に記載せる事項から抽出した。したがつて、特定時日に限つた調査でないが、もしこの時期に二回の増資のある場合には、その最近の方を現状として採用した。また調査期間は約二ケ年に亘ることになるが、特定時日で調査せねばならぬ場合には——例へば監査役の年令の如き——一應昭和二十五年十二月卅一日現在に換算したのである。

なお、(三) 主に目論見書による調査であるが、そこに調査事項の記載がない会社又は不明確な会社については、証券取引所へ各社の提出せる「有價証券報告書」「上場有價証券報告書」を閲覽して、これを補充して調査資料をできるだけ正確にしたが、なおも明らかでない部分は本文統計表で「不詳」と取扱つた。以上の調査資料によつたから、(四) 調査の対象たる会社は目論見書を頒布し、時には証券取引所に上場せる証券を發行せる程度のいわゆる大規模会社であるから、この調査の結果から中小規模といわれるが如き株式会社の監査役の現状は知り得ない。これについてはこの小文の第二部批判の項において、その問題たる点を明かにしたいと思う。

また、(五) 調査の会社数は八〇社であるが、右の如き大規模会社であるから全国的に株主の分布せるものが大部分であるが、時には少数であつて関西又は西日本に株主の偏在している会社もある。また、(六) 会社の営業種別は、鉾

山、製鉄、造船、海運、電機器具製造、化学工業、セメント、ガス、紡績其他纖維及び化繊、布帛加工、醸造、食料品加工の如き工業方面、卸賣商業、倉庫業の如き商業方面を主に取上げたが、銀行保險業などの金融機関と軌道鉄道などの陸上交通業との資料が不備のため調査を不適當にすると考えたからこれを除外にした。また、産業種別に調査件数を格別に限定して抽出していない。主に目論見書のあること、その記載内容がこの調査の信頼性を高めるに足るものを標識し、徒らに若干の産業に偏在する調査件数にならぬようにした。

### 三、株式會社の役員構成と監査役の分布

いうまでもなく、調査は現行商法を建前とした会社であるから、その機関は、株主總會取締役監査役とからなる。しかし、取締役には職制上各種の役員があり、監査役も常任監査役と然らざる監査役（調査ではこれを「其他」とがあらから、これらの構成状態とその分布状態を知つて、併せて監査役の構成地位を知ることが第一に肝要である。この意味において「第一表」「第二表」を作成し、現事実を認識したい。

一、**監査役の総員数と監査職務遂行量** さて、監査役は会社の機関であるから、その員数は取締役の職制上各種の役員に就任せる員数よりも多いのは当然であるが、総員数は一七一名であり、取締役監査役の総数八六一名に比して一九・九%である。この割合は恰も常務取締役のの員数（一九・一%）に近似している。員数を以つて判断するのは輕率であるが、尠くともこれを以つて監査役と同じ職務遂行量をもつともいえるし、見方によれば、一般に役員職制上、常務取締役と同一の重要性を占めるとも考え得る側面もある。

しかるに、現実においては左様でない。蓋し「第一表」の監査役の内訳からも知り得る如く、常務取締役に対比すべ

役員構成と会社数

(第一表)

| 役員名<br>総<br>数<br>(名) | 会 長 | 社 長 | 副社長 | 専<br>務<br>取<br>締<br>役 | 常<br>務<br>取<br>締<br>役 | 取<br>締<br>役 | 監 査 役  |        |                  | 合 計    |
|----------------------|-----|-----|-----|-----------------------|-----------------------|-------------|--------|--------|------------------|--------|
|                      |     |     |     |                       |                       |             | 常<br>任 | 其<br>他 | 監<br>査<br>役<br>計 |        |
|                      | 16  | 73  | 13  | 55                    | 164                   | 368         | 28     | 143    | 171              | 861    |
| %                    | 1.9 | 8.5 | 1.5 | 6.4                   | 19.1                  | 42.7        | 3.3    | 16.6   | 19.9             | 100.0% |

我國の監査役の現状とその批判

き常任監査役は二八名にすぎず、他は全部非常勤の監査役であるからである。これは職務遂行量つまり監査量がかかる少数の常任監査役で充分であるという意味であるか否かは問題である。もし、現行商法による業務監査及び会計監査を忠実に遂行しているならば、更に多数の常任監査役を要求したかもしれない。端的には、監査役の現実の職務遂行量があまりにも少量であるから、かかる結果を示し、そして其他監査役のみが多数になつていとも推察し得る。

二、各社監査役の構成員数 全会社の監査役総員数は、「第一表」の如くであるが、各社においてには特異なる構成になつてゐる。「第二表」はその一例である。

すなわち、常任監査役二名、三名は各一社あるのみで他は一名を擁しているが、それが八〇社のうち二三社を占めている。したがつて、「第一表」の常任監査役総数二八名に対比せば、殆んどは一名の常任監査役をもつのが現状である。しかし、これは常任監査役のない六五社に比すれば、監査役の意義を認めている会社であるが、如何に監査職務遂行量を少くしても、工場技術を含めた業務監査と会計監査との異種の二つの監査職責を現行商法で定めているに鑑み、一名の常任監査役で異種の両監査を常時に遂行し得るかについては疑念がある。もし、これによつて常時遂行し得るとせば、かなり多数の監査役付職員を置かねばならぬというべきである。

ただ、常任監査役一名を擁する会社数は常務取締役一名を設ける会社数(二社)と接近しているのが知り得るが、「第一表」において監査役と常務取締役との総員数が接近せる事実を徴すると、我國の一つの社会的な傾向法則として看取し得るものがある。いうまでもなく、常務取締役

役員別による会社数の分布状態

(第二表)

| 役員数 | 会 長 | 社 長 | 副 社 長 | 専 務 取 締 役 | 常 務 取 締 役 | 取 締 役 | 監 査 役 |     |
|-----|-----|-----|-------|-----------|-----------|-------|-------|-----|
|     |     |     |       |           |           |       | 常 任   | 其 他 |
| 1名  | 16社 | 73社 | 11社   | 31社       | 21社       | 2社    | 23社   | 28社 |
| 2   |     |     | 1     | 6         | 19        | 5     | 1     | 34  |
| 3   |     |     |       | 1         | 16        | 24    | 1     | 10  |
| 4   |     |     |       | 1         | 9         | 9     |       | 3   |
| 5   |     |     |       | 1         | 3         | 8     |       | 1   |
| 6   |     |     |       |           | 1         | 12    |       |     |
| 7   |     |     |       |           |           | 6     |       |     |
| 8   |     |     |       |           |           | 4     |       |     |
| 9   |     |     |       |           |           | 1     |       |     |
| 10  |     |     |       |           |           | 1     |       |     |
| 11  |     |     |       |           |           | 1     |       |     |
| 12  |     |     |       |           |           | 0     |       |     |
| 13  |     |     |       |           |           | 1     |       |     |
| 計   | 16社 | 73社 | 12社   | 40社       | 69社       | 75社   | 25社   | 76社 |

我國の監査役の現状とその批判

は一名の会社が多数というのみで、多きは六名を擁する会社もある。

次に、其他監査役すなわち非常勤監査役をみるに、調査会社の七六社を占めている。もつとも、このうちには常任監査役をもつと共に非常勤監査役をもつ会社も含まれているから、これを控除しても、非常勤制の会社数は圧倒的に多い。

しかも、非常勤の其他監査役二名のものが三四社にして最も多く、一名のものがこれに次いで二八社ある。故に、八〇社中六二社（七七・五％）が一名又は二名の非常勤監査役を擁する現状にある。

これは何を意味するか。先に、常任監査役を設ける会社にしても、その職務遂行の可能性に限度のあることを指摘したが、この事実はそれ以上にかかる可能量を限局されるのは明らかである。この点については、我國の株式会社の監査が一般に低調ならざるを得ない必然性が潜んでいるというも

監査役の所有株数の分布

(第三表)

| 所有株数             | 監査役  |        |
|------------------|------|--------|
|                  | 監査役数 | %      |
| 50,001株—102,500株 | 4名   | 2.6    |
| 20,001 — 50,000  | 2    | 1.3    |
| 15,001 — 20,000  | 3    | 1.9    |
| 10,001 — 15,000  | 6    | 3.9    |
| 5,001 — 10,000   | 10   | 6.5    |
| 4,001 — 5,000    | 7    | 4.6    |
| 3,001 — 4,000    | 6    | 3.9    |
| 2,001 — 3,000    | 20   | 13.0   |
| 1,001 — 2,000    | 25   | 16.3   |
| 501 — 1,000      | 30   | 19.6   |
| 1 — 500          | 32   | 20.9   |
| 0                | 8    | 5.2    |
| 計                | 153名 | 100.0% |

(所有株数の不詳の監査役18名を除く)

過言ではない。

### 三、監査役の持株数の分布とその小株主の傾向

現行商法（第二五四條）では株主總會において監査役を選任するが、それが株主たることを條件としていない。この影響もあるが、更に終戦後の財閥解体独占禁止其他の経済民主化の影響もあつて、監査役の持株数の分布状態は「第三表」の如き現象を呈している。すなわち、五万以上一〇万二千株余の株主は、監査役一五三名のうち四名にすぎない。同様に、一万株以上の株主についても一五名があるが、僅かに総数の九・七%を占める程度である。これに反して五〇〇株以下の株主は三二名であり、一千株以下の

株主では六二名の監査役があり、特に株主でない監査役は八名をみるに至つてゐる。これらを通計せば、一千株以下の株主出身者は一五三名中七〇名、総数の四五・七%を占めている傾向にある。もつとも、小株主には名義株のあることも勘案すれば、一般にはますます小株主又は株主に非ざる監査役の多いのが看取できるのである。

しかし、この一般的な傾向の事実を以つて、監査役は会社と利害の少い者によつても、その職務が遂行できると直ちに理論付け得るか否かには問題が残されている。何故ならば、現にその割合は極少であるとはいへ、依然として一〇%

弱の大株主が監査役の地位についているし、また大株主の代理者として少株主が就任している隠れた関係のあるのは、閑却できぬ一面としてあるからである。

現代株式会社の國民經濟社会における地位を論じ、株式社債などが証券市場經濟制度の確立によつてその賣買が会社から遊離して自己運動をなすつゝある事実を論じ、更には会社内部の構成員の經營体的意義を論究し、監査役の監査には社会的意義のあることを指摘する傾向が見受けられる。だが、かかる監査役の社会的意義は認めるが、それが果たして監査の本質的任務であるか否かについては、筆者は疑問をもつ者の一人である。ここに監査役論の理論的課題の重要な点があると信ずる。これらの点に関しては後程の監査理論から論究するが、ここでは「第三表」から大株主と名付くべき者が監査役の地位を占めている儼然たる事実の默視し得ざる点を指摘するにとどめておく。

#### 四、監査役の職務類型と事務関係者への偏在

現行商法の監査役の職務は、いわゆる業務監査と会計監査との二種の異質なるものがあるが、このうち業務監査の内容は会計監査のそれに比して必ずしも明確でない。このために、業務と会計との両監査を同一人で担当できるが如く思はしめることもある。しかしながら、工業で業務監査を実施する場合に、技術関係方面の監査も含むなれば、業務監査は自ら会計監査と区別すべき職務であるから、同一人にてはその担当の困難なこと又は不可能なることは明らかである。いま、監査役をこの観点からみると、「第四表」の如き結果になる。

一、**監査役の事務・技術関係などの総合的分布** 事務関係とは商學經濟學法學關係の學校出身者にして監査役に就任せる者を集計し、技術関係とは夫々の会社の業種によつて異なるが、例えば工學理學水產農林醸造などの特種分野の學校

監査役の事務又は技術関係者などの區別 (綜合表)

(第四表イ)

|       | 總 数  | 構 成 率  |
|-------|------|--------|
| 事務関係  | 110名 | 64.3%  |
| 技術関係  | 21   | 12.3   |
| 其 他   | 24   | 14.0   |
| 不 詳 ※ | 16   | 9.4    |
| 計     | 171名 | 100.0% |

※ 会社数として不詳のうち事務関係3名  
技術関係1名其他3名は明らかであるから、計7  
名は夫々に算入す。

会社監査役数別の事務又は技術関係者などの區別 (綜合表)

(第四表ロ)

|            | 一名の<br>会 社 | 二名の<br>会 社 | 三名の<br>会 社 | 四名の<br>会 社 | 五名の<br>会 社 |
|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 事務<br>関 係  | 13名        | 55名        | 32名        | 2名         | 5名         |
| 技 術<br>関 係 | 0          | 9名         | 10名        | 1名         | 0          |
| 其 他        | 0          | 10名        | 6名         | 5名         | 0          |
| 不 詳        | 3名         | 10名        | 6名         | 4名         | 0          |

出身の監査役を集計したのである。其他とは、これ以外の者にして、例えば嘗つて個人経営であつた事業が会社となつた場合に、個人経営時代からの関係者で現監査役に就任せるが如き者である。

この結果事務関係の監査役は六四・三%という割合であるが、事務関係者は必ずしも会計監査のみ担当し得る能力を備えるという意味ではない。また技術関係者は一二・三%であるが、かかる監査役は必ずしも会計監査に無関心という見方もできない。まして其他の監査役にはいづれの経験をも有する者もあり得るから、これを以つて職務分担の比重を測定し得ないことは論を俟たぬであらう。しかし、監査役の職務の性格が概して事務関係に多いために、各社が意識すると否とを問はず、結果において一般的にかかる傾向を看取し得るのである。

## 二、各社監査役の員数とこれらの構成関係

しかし、これは綜合的結果であるから、各社が監査役数に応じて、右の観点から如何なる構成状態になつてゐるは「第四表一ロ」にて知り得る。ここには「第四表一イ」に含めた不詳会社の所属明白なものは構成を攪乱するから除外した。いま、この内訳をみれば、「第四表一ハ」の如く監査役一名の会社では不詳の場合を除いて一三社全部が事務関係者であり、監査役二名の会社四二社においては「第四表一ニ」の如く

監査役二名 (42社)

(第四表ニ)

|      |    |       |    |      |    |      |    |      |    |
|------|----|-------|----|------|----|------|----|------|----|
| 事務関係 | 2名 | } 19社 | 1名 | } 9社 | 1名 | } 8社 | 0  | } 1社 | 5社 |
| 技術関係 | 0  |       | 1名 |      | 0  |      | 0  |      |    |
| 其他   | 0  |       | 0  |      | 1名 |      | 2名 |      |    |
| 不詳   |    |       |    |      |    |      |    |      |    |

監査役一名 (16社)

(第四表ハ)

|      |    |       |      |
|------|----|-------|------|
| 事務関係 | 1名 | } 13社 | } 3社 |
| 技術関係 | 0  |       |      |
| 其他   | 0  |       |      |
| 不詳   |    |       |      |

監査役三名 (18社)

(第四表ホ)

|      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |    |
|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|------|----|----|
| 事務関係 | 3名 | } 6社 | 2名 | } 4社 | 2名 | } 1社 | 1名 | } 2社 | 1名 | } 1社 | 1名 | } 1社 | 0  | } 1社 | 2社 |    |
| 技術関係 | 0  |      | 1名 |      | 0  |      | 2名 |      | 0  |      | 1名 |      | 1名 |      |    | 1名 |
| 其他   | 0  |      | 0  |      | 1名 |      | 0  |      | 2名 |      | 1名 |      | 2名 |      |    | 2名 |
| 不詳   |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |      |    |    |

監査役五名 (1社)

(第四表ト)

|      |    |      |    |
|------|----|------|----|
| 事務関係 | 5名 | } 1社 | 0社 |
| 技術関係 | 0  |      |    |
| 其他   | 0  |      |    |
| 不詳   |    |      |    |

監査役四名 (3社)

(第四表ヘ)

|      |    |      |    |      |    |
|------|----|------|----|------|----|
| 事務関係 | 1名 | } 1社 | 1名 | } 1社 | 1社 |
| 技術関係 | 1名 |      | 0  |      |    |
| 其他   | 2名 |      | 3名 |      |    |
| 不詳   |    |      |    |      |    |

事務関係者が二名のもの一九社にして、一名のもの一七社であるから、他の出身者に比して相対的に大きい割合を占めている。同様に、監査役三名の場合も「第四表―ホ」で明らかになくその構成状態はさまざまであるが、事務関係の監査役のなき会社は一社にすぎず、また事務関係者一名に比し技術関係者二名の会社が一社あるのみで、他は相対的に事務関係者の監査役数の比重が大きい。

しかるに、監査役四名の会社では「第四表―ヘ」の如く、其他が比較的多数を占めているが、該当会社は合併会社であつて、前歴の都合上監査役に就任せるものがあるためである。これに反して「第四表―ト」の如く五名の監査役を擁する会社は専ら事務関係者であるが、これはむしろ他の技術関係者などの監査役が若干名就任しても然るべきであるが、偏在している。見方によればこの点は徒らに役職を興えることに留意して、監査役の職責を充分に認識し

ていない証左である。因に、当該会社は五名を擁しながらもすべてが非常勤（第二表参照）であるのは注意すべきである。

先に総合的分布の認定の場合にも一言した如く、事務関係の監査役のみ業務監査及び会計監査の能力があり、技術関係者其他関係者にはそれが無いとは断じ得ぬ。けれど、もし表面的にこれを理解せば、一般的にはそれに適し得る素質のある者を選任することは察知できる。故に、改正商法において監査役の職務が会計監査に限定されても、監査の実行の有無を別にすれば、大きい構成上変化もなく改正商法に即し得る態勢にあるのが我國の現状であると概言できよう。

## 五、会社役員前歴別又は兼任別の監査役の分布

監査役の持株数は少数化の傾向にあるが（第三表参照）かかる監査役は全面的に当該会社従業員の前歴者ばかりとはいえず。むしろ、監査役に就任する会社の持株は少くても、当該会社並に他会社の役員として関係があるか、また前歴としてかかる関係のある者の多いのは注目せねばならぬ。

一、監査役の前歴・現職兼任の総合的分布 現監査役の一七一名のうち「第五表」の如くその半数以上は何んらかの役員前歴者又は現職者である。特に、同一会社の役員の前歴者は三二・九%を占め、金融関係取引関係などの関係会社の役員前歴者が現今でも一六・五%を占めているが、もし後者の関係会社が戦前戦時中の支配被支配の関係が一般的であつた時期には、この比率は更に大きかつたのは想像できる。それと共に、他会社の現役員が兼任監査役となる者の割合は一六・五%である。この他会社との内面的事情は調査によつて察知できなかつたけれど、尠くとも関係会社の色彩のあるものがかなりの部分を占めていると考えられる。そこで、もしこの推理が或る程度正しいとせば、関係会社の前

同一会社における役員  
経歴別の現監査役数

(第六表)

| 役員経歴種別    | 監査役数 |
|-----------|------|
| 会長→監査役    | 1名   |
| 社長→監査役    | 2    |
| 副社長→監査役   | 0    |
| 専務取締役→監査役 | 3    |
| 常務取締役→監査役 | 3    |
| 取締役→監査役   | 19   |
| 計         | 28名  |

現監査役経歴別による分布状態

(第五表)

| 監査役経歴種別     | 監査役 |        | 内<br>参照番号 |
|-------------|-----|--------|-----------|
|             | 数   | %      |           |
| 同一会社役員→監査役  | 28名 | 32.9   | 第六表       |
| 関係会社役員→監査役  | 14  | 16.5   | 第七表       |
| 他会社役員→監査役   | 17  | 20.0   | 第八表       |
| 他会社役員・兼→監査役 | 14  | 16.5   | 第九表       |
| 其他監査役       | 12  | 14.1   | 第十表       |
| 計           | 85名 | 100.0% |           |

我國の監査役の現状とその批判

歴者(一四名)と合せ考える場合に、監査役を通じての社会的連携が奈辺にあるかは察し得る。更に後述の「第十表」において、かかる推定に加算し得る員数のあることを酌案せば、この推理を裏付けるに足るものがあると筆者は考える。

## 二、監査役の経歴別分布数と職務遂行の程度

調査に際して、目論見書

其他の調査資料に取締役と記載し、専務又は常務などの職制を明記せざるものは「取締役」と見做して、以下考察することを前置しておく。さて、「第六表」に内訳せるが如く、同一会社の役員の前歴についてはさまざまなものがある。しかし、この事実からせば一般に監査役は監査の実行力がないとの世評もあるが、かかる前歴のある監査役が実行力も発言力もないとは思えない。世評はその消極面を誇張し、積極的に監査職務の遂行せる部面を閑却せるか、さなくば実行力と発言力を有しながらも監査役自身が積極的に活動しないかのいづれかであるといわねばならぬ。

特に、嘗つて同一会社で会長、社長、専務、常務取締役の経験を有する監査役が、その監査において自らこれを担当すると監査役付職員を管掌するとのいづれを問はず、一層に円滑に合目的に監査の職務を遂行し得る素質があり、環境的地位にある筈である。にも拘らず、これが効果において

關係會社における役員經歷別の現監査役数

(第七表)

| 役員經歷種別      | 監査役数 |
|-------------|------|
| 關係會社 会長→監査役 | 0名   |
| 〃 社長→監査役    | 1    |
| 〃 副社長→監査役   | 0    |
| 〃 専務取締役→監査役 | 2    |
| 〃 常務取締役→監査役 | 1    |
| 〃 取締役→監査役   | 10   |
| 計           | 14名  |

我國の監査役の現状とその批判

見るべきものなしという世評が正鴻を得ているとせば、他にこれを阻害する禍因があるか、さなくば、同一会社の役員前歴者以外の監査役に対する世評であるかのいづれかと論理上の推定をせざるを得ない。

なお、付言するが、監査役は会社の機関として往々取締役よりも下位にあるかの如き世評があるけれど、統計的事実からせば「第六表」の如く必らずしも左様でないのが知り得る。しかし、後に掲げる「第十一表」と比較せば、下位の会社機関であるかのように、監査役の前歴を経てから、会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役に就任する者もかなりある。この調査に関するかぎりは「第六表」「第二八名」と「第十一表」「二六名」と接近した数を示している。この事実は監査役が下位の機関の如き世評はあつても、統計的には「第六表」と「第十一表」の如くに、人に関するかぎりは交錯しているのは明瞭である。

關係會社の役員の前歴者については、終戦後はむしろ減少しているものと推定できるのは先に一言した通りであるが、「第七表」の示せる点から嘗つて關係會社の取締役たる前歴者が多い。しかし、關係會社の監査役たる前歴者が見当らぬが偶然の結果と察しておきたい。これらの關係會社とは調査の範囲では同系會社か支配的地位にある關係會社に属するものが多い。したがつて、これらの監査役には關係會社の利益擁護の代表者として積極的に業務運営を監督し時には会計監査をしている者の多いのは察せられる。しからざれば閑職としてこの地位を占めるにすぎない。しかし、いづれにしても關係會社という点からして、前者の意図のかなりあるのは否定できない。

他會社における役員  
経歴別の現監査役數

(第八表)

| 役員 経歴種別       | 監査役數 |
|---------------|------|
| 他 会 社 会 長→監査役 | 0名   |
| 〃 社 長→監査役     | 4    |
| 〃 副社長→監査役     | 0    |
| 〃 専務取締役→監査役   | 1    |
| 〃 常務取締役→監査役   | 3    |
| 〃 取締役→監査役     | 7    |
| 〃 監査役→監査役     | 2    |
| 計             | 17名  |

いうまでもない。

しかるに、「第八表」においては疑点があるにしても、その監査役の若干名は職務を遂行する余裕もあり得る。だが、「第九表」の如く他会社の役員現職のまま監査役を兼任する場合にはこの点閑却できぬものがある。特に、社長が監査役を兼任するのが一〇社もあることは、調査対象たる株式会社が比較的に大規模会社であることを如何にして多忙なる彼等が監査できるのか。監査の職務遂行量を考えると、監査の実施に薄弱なるもののあるのは客観的には何人も断定できるのである。ただ兼任といえども、社長には顯著に見受けられるが、専務、常務の取締役には兼任をみない。蓋し、これらには監査の職務遂行ができかねるといふ理由よりは、他会社の専務、常務の業務の方が多忙ということがあらわれている。端的には「第九表」の範疇に属する監査役はおしなべてその職務を第二義的に考えているものである。

取締役の監査役の兼任はこの点については問題とならぬが、一会社の監査役が他会社の監査役を兼任すること自体を

これに反して、「第八表」の他会社において役員の前歴をもつものには、特に社長の前歴の監査役四名があるが、これらは主に戦時の会社統合又はその後の合併組織変更などによつて、その多くは統合前の個々の会社の社長が新会社で監査役の地位を占めたものである。また取締役並に監査役の前歴をもつ者にもこのような経緯で監査役になつている色彩が多い。ここに我國の監査役はかかる理由と経緯をもつて選任される場合のあり得る点は実証するに足るといえる。しかし、かかる監査役にはその職務遂行上に適するか否かは判断できかねるの

他会社役員現職別の兼任監査役数

(第九表)

| 役員現職種別       | 監査役数 |
|--------------|------|
| 他 社 会 長・兼監査役 | 0名   |
| 〃 社 長・兼監査役   | 10   |
| 〃 専務取締役・兼監査役 | 0    |
| 〃 常務取締役・兼監査役 | 0    |
| 〃 取締役・兼監査役   | 2    |
| 〃 監査役・兼監査役   | 2    |
| 計            | 14名  |

会社役員以外の経歴別の現監査役数

(第十表)

| 経 歴 種 別      | 監査役数 |
|--------------|------|
| 同一会社一時退職→監査役 | 2名   |
| 関係会社一時退職→監査役 | 2    |
| 〃 参與→監査役     | 1    |
| 銀行理事→監査役     | 1    |
| 金庫理事→監査役     | 1    |
| 協会専務理事→監査役   | 1    |
| 〃 理事→監査役     | 1    |
| 組合専務理事→監査役   | 1    |
| 商工会議所会頭・兼監査役 | 2    |
| 計            | 12名  |

認めるかぎりでは、むしろ多数にあつて然るべきである。何故ならば監査役自身が監査する場合もあるが、前述の如く監査役付補佐職員もあるから、監査役自体の職務に熟知せるものこそ、その適任者である。しかるに、かかる兼任監査役は現実に僅かに二名にすぎない。

監査役は往々閑職という世評たるや、まことに「第十表」に知り得るがよくな一面もある。すなわち、同一会社の職員の退職後再び監査役に就任し、同様に他会社の職員にして同社の退職後、再び監査役に就任せる事実も見受けらる。のみならず「第七表」「第八表」の如き関係会社又は何にか連携のある会社役員が監査役になる場合の外に、かなり組合協会関係の役員が監査役になつてゐるのはその一面である。

三、監査役就任の理由の推定 もつとも、これらには戦時中の統制経済の影響によつて各種の統制団体に会社代表としてその役員に選任された者もあるが、これらは「第六表」の同一会社内の役員移動に統計上取扱つてゐるから、「第

「十表」ではこれを除いた関係者である。かかる前歴者のうちには会社業務に特種の技能のある者もあり、其他の理由によるものもある。しかし、統計的には表示していないが、各省の次官局長、部長級に該当する者が退官後に関係会社の監査役に就任せる者があり、更に各地の稅務署長級が業種によつて何にらかの關係会社の監査役に就任しているのは注目すべきである。端的には、これらを客觀的に推定すれば金融保險会社などの役員の前歴者又はその方面の出身者の監査役就任の理由と正に反對の理由で嘗つて關係のあつた官廳筋の前歴者を就任している訳である。

これらに關連して就任の理由をみると、この外に、世評の如く名譽職として就任せる者も多くあり得る。「第十表」の商工會議所会頭の兼任監査役はその一例であるが、先に指摘した他会社社長の兼任監査役においてはかなりの部分がそれに該当するとも推測できるし、これ以外に統計的に表示していないが、いわゆる一般の名士、財界有力者として知名の士もあり、また財界との關係の有無は別としても、旧來の華族階級の者が就任しているのも見受ける。しかし、これらは監査役の職務遂行能力には消極的な推察を下さねばならぬものである。けれど、一面には辯護士の現職が監査役に就任しているのは、その就任の理由の如何を問はず、右の如き消極的な面に比して、監査役の職務に積極的な一面のあるのは輕視できぬと考えられる。けれど、辯護士の現職が監査役となつてゐる例はあつても、計理士が監査役に就任している会社は、公表された目論見書及び証券取引所への届出書類に關するかぎりでは全く見当らない。

後述の如く公認會計士と監査役との關連が問題になるが、會計監査の技能を多く保持せる筈の計理士の現職が監査役の地位にないのは公認會計士の場合についても有力な參考資料である。断るまでもなく、調査せる会社は大規模であるから、會計課員は然らざる会社に比して充塞せることなどのために計理士に依存する必要がないからであつて、中小規模の株式会社ではこれと逆に現職の計理士がその監査役に就任している事實は見受けられる。自他問題の異なることを付

言しておく。

#### 四、監査役の前歴と取締役との関係 一七一名の監査役のうち、何にかの会社役員の前歴をもつ者は八五名に達し、

しかも、彼等には監査役に就任せしことに理由のあることの明瞭なものがかかなりあつた。そして、それが世評の如く監査役を会社の機関として比較的軽視しているけれど、必ずしも左様でない面も見受けられたのである。しかし、見方をかえると「第十一表」の如く現取締役、社長、会長の職制にある者にして、嘗つて監査役たりし者も二六名に達している。これには、偶然といえども数においては「第六表」の同一会社役員の前歴者にして現監査役である二八名の数と接近してゐるのは先に一言した通りである。数の接近は別として、尠くとも会社機関たる取締役と監査役とは一種の人事交流の如き結果になつてゐるのは閑却できぬ。この場合、「第六表」では重要な職責をもつといえるが、「第十一表」からせば、むしろかかる範疇に属する会社の方針は、会社の業務並に会計の監督よりも業務活動それ自体の方が

同一会社における役員  
の監査役歴任数

(第十一表)

| 役員  | 現職種別   | 役員数 |
|-----|--------|-----|
| 監査役 | →会長    | 3名  |
| 監査役 | →社長    | 5   |
| 監査役 | →副社長   | 1   |
| 監査役 | →専務取締役 | 5   |
| 監査役 | →常務取締役 | 6   |
| 監査役 | →取締役   | 6   |
| 計   |        | 26名 |

我國の監査役の現状とその批判

重要であり、そのために監査役の経歴期間中に会社業務について間接に干渉しつつ、経験の豊富になつて、取締役社長会長などへと進めようとする意図のあるのが明確にあらわれてゐるのである。

以上の諸点に関連してみると、我國の株式会社には監査役の監督的機能を重視するものと軽視するものと二つの類型が潜んでいる。そして、前者の如く監督的機能を重視する会社では、その経歴においてその機能を發揮し得るような者又は機能を發揮せねばならぬ系路の会社出身者が多い。これに反して軽視すると推定できる会社には監査役の監督機能の發揮が如

何にできるかどうかに関心せざる前歴者のあるのがある。

しかも、相対的にみて後者の類型の方が多い。これがために、その極に達しては監査役は單に会社機関として定められていたから、これを利用して役員の一部として就任せしめているという便宜的な会社があるのでないかと思われる。大規模会社にして然りとせば、中小規模の株式会社においては監査役を重視する会社は勿論あるが、必ずしも左様でない会社の方の比重の大きいのが推察に難くないことも理論的に帰結されるのである。

## 六、監査役の在職年限と年令層の分布

そこで、これらを監査役の任期並に監査役の年令などから究めることは、監査の機能に関連するところがあると思う。一、**監査役の任期の長短とその分布** 現行商法の監査役の任期は二ケ年であるが、改正商法では一ケ年である。しかるに、現実の在職期間は「第十二表」の如くすべてを昭和二十五年十二月末日現在に引直せば、一五三名のうち四ケ年の在職者は三六名を占め、この前後が多い。もし二ケ年單位とせば六九名が三―四年間に属し、五年單位にせば一―五年の在職者は一二三名すなわち八〇・四％という大部分を占めているのが現状である。

もつとも、この在職期間を以つてすべての会社のそれに妥当しない、蓋し、終戦後に役員構成はかなり変化し、また会社の組織替、第二会社の設定などの理由で、監査役の新任の年度が殆んどこの時期であつたから、その在職終了年限は如何になるかは不確定な時期にあつてゐるからである。しかしながら、現行商法の任期二年間、改正商法の一ケ年間の任期によつて常に更迭があるとはいへぬ事實はこれから明瞭であつて、如何に商法上の任期は定められてもそれは關係なく監査役の重任という形で在職年限が定まることが知り得る。

我國の監査役の現状とその批判

**監査役 (153名)  
在職年数分布表**

(第十二表)

| 在職年数 | 一員別数 | 二員別数 | 五年別数            |
|------|------|------|-----------------|
| 1年   | 2名   | 25名  | 123名<br>(80.4%) |
| 2"   | 23   | 69"  |                 |
| 3"   | 33   | 35"  |                 |
| 4"   | 36   | 5"   |                 |
| 5"   | 29   | 7"   | 18<br>(11.8%)   |
| 6"   | 6    | 2"   | 3<br>(1.9%)     |
| 7"   | 5    | 1"   |                 |
| 8"   | 0    | 1"   |                 |
| 9"   | 5    | 4"   |                 |
| 10"  | 2    | 7"   | 7<br>(4.6%)     |
| 11"  | 2    | 2"   | 2<br>(1.3%)     |
| 12"  | 0    | 0"   |                 |
| 13"  | 0    | 2"   |                 |
| 14"  | 1    | 2"   |                 |
| 15"  | 0    | 0    | 計               |
| 16"  | 1    | 0    |                 |
| 17"  | 3    | 1    |                 |
| 18"  | 1    | 2    |                 |
| 19"  | 0    | 0    |                 |
| 20"  | 2    | 0    | 153名            |
| 21"  | 0    | 2    | 153名            |
| 22"  | 0    | 2    | 153名            |
| 23"  | 1    | 0    |                 |
| 24"  | 1    | 0    |                 |
| 25"  | 0    | 0    |                 |

在職年数不詳の監査役18名を除く

右の如く終戦後はその監査役の新任が多いけれど、戦前戦時を通じて在職する監査役に、六一〇年の在職者一八名すなわち全体の一一・八%にあたり、その後五年単位にみても三名、七名、長期では二三年二四年間に及ぶ異例もある。かく長期間に亘たるのは会社の業務会計の実情に通曉することになるが、通曉せる実情のもとで監督するに適任たる理由で在職の長きに至つたのか、逆に閑職又は取締役の如く積極的な経営活動に干與せず、その職を塞いでいるためかは判断に苦しむ。また、彼等が大株主であり又は大株主との関係から監督的職務をつくす機関にその地位を占めたかの内面的な関係は不明である。けれど、職務を充分に遂行せる場合は、前者の理由によつて長期の在職となり、閑職たる理由つまり監査役の職務を消極的に遂行する程度の会社には後者の場合が該当するのはいうまでもない。

いづれにしても、改正商法の監査役の廃止論又は改革論の一つには、公認会計士をして監査機能を実現せしめると意見がある。しかし、この任期規定とは関係なく在職の長い現状を考慮して、廃止又は改革の意見を開陳せねばならぬ。

会社役員年令構成状況

(第十三表)

| 役員種別  | 会長 | 社長 | 副社長 | 専務取締役 | 常務取締役 | 取締役 | 監査役 |     |     | 総計   |
|-------|----|----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|------|
|       |    |    |     |       |       |     | 常任  | 其他  | 計   |      |
| 70才以上 | 4  | 2  |     |       | 1     | 4   |     | 12  | 12  | 23   |
| 65—69 | 3  | 7  |     | 1     | 2     | 7   | 1   | 12  | 13  | 33   |
| 60—64 | 3  | 15 | 4   | 7     | 11    | 16  | 5   | 27  | 32  | 88   |
| 55—59 | 1  | 15 | 4   | 13    | 44    | 57  | 12  | 29  | 41  | 175  |
| 50—54 | 3  | 14 | 1   | 7     | 49    | 102 | 3   | 29  | 32  | 208  |
| 45—49 |    | 9  | 2   | 13    | 21    | 87  | 2   | 13  | 15  | 147  |
| 40—44 |    | 1  |     | 2     | 9     | 39  |     | 3   | 3   | 54   |
| 35—39 |    |    |     |       | 1     | 7   |     | 4   | 4   | 12   |
| 30—34 |    |    |     |       |       | 3   |     | 1   | 1   | 4    |
| 25—29 |    |    |     |       |       | 1   |     | 1   | 1   | 2    |
| 総計    | 14 | 63 | 11  | 43    | 138   | 323 | 23  | 131 | 154 | 746名 |

10社については不詳のため除く

我國の監査役の現状とその批判

公認会計士の場合には現在の監査役と事情を異にするが、同一の公認会計士がその監査に干渉する期間が三—四年の会計年度になりまた六一〇年の会計年度に亘たるが如き結果になるかも知れない。これは独立の職業的会計士として監査の社会的役割又は会社の監査趣旨に添う所以であるか否かは考慮せねばならぬことになる。

何故ならば、「独立」とは公認会計士法(第二四條)に定めるが如き会社との利害関係のなきことを以つて足るのでない。これらはむしろ表面的形式的に自ら解決されるところである。しかし、これに加えて監査理論からすれば、会社内に潜める派閥などについても独立不偏の立場と態度で監査せねばならぬのである。そうすれば、これが長期においては職業倫理が向上してもその弊害が生じないとは断じ得ない。かかることの対策はあり得るとも、徒らに公認会計士をして監査を担当せしむべしとの意見には、この点に心すべき問題のあるのを知るべきである。

二、監査役の年令構成と取締役年令との比較 およそ監査

会社役員種別年齢構成割合

(第十四表)

| 役員種別  | 会長     | 社長     | 副社長    | 専務取締役  | 常務取締役  | 取締役    | 監査役    |        |        |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|       |        |        |        |        |        |        | 常任     | 其他     | 計      |
| 70才以上 | 28.6   | 3.2    |        |        | 0.7    | 1.2    |        | 9.2    | 7.8    |
| 65—69 | 21.4   | 11.1   |        | 2.3    | 1.5    | 2.2    | 4.3    | 9.2    | 8.4    |
| 60—64 | 21.4   | 23.8   | 36.4   | 16.3   | 8.0    | 5.0    | 21.8   | 20.6   | 20.8   |
| 55—59 | 7.2    | 23.8   | 36.4   | 30.2   | 31.9   | 17.6   | 52.2   | 22.1   | 26.6   |
| 50—54 | 21.4   | 22.2   | 9.0    | 16.3   | 35.5   | 31.5   | 13.0   | 22.1   | 20.8   |
| 45—49 |        | 14.3   | 18.2   | 30.2   | 15.2   | 27.0   | 8.7    | 9.9    | 9.7    |
| 40—44 |        | 1.6    |        | 4.7    | 6.5    | 12.1   |        | 2.3    | 1.9    |
| 35—39 |        |        |        |        | 0.7    | 2.2    |        | 3.0    | 2.6    |
| 30—34 |        |        |        |        |        | 0.9    |        | 0.8    | 0.7    |
| 25—29 |        |        |        |        |        | 0.3    |        | 0.8    | 0.7    |
| 総計    | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

我國の監査役の現状とその批判

役の年齢の如何は問題でない。けれど、監査役の前歴、監査役の職務遂行上の地位、特に社長はじめ取締役との関係において監査の可能性を知るためには、この点も重要な影響因として考慮すべき問題と思うのである。

監査役を「常任」と然らざる「其他」に分ちその年齢（昭和二五年末基準の数え年による）の構成をみるに、「第十三表」「第十四表」の如く常任監査役は五五才—五九才に最も多く集中し、その数は十二名すなわち五二・二%にあたり、非常勤の監査役についても五〇—五九才にやはり最も多く、その数は五八名にして四四・二%を占めている。そして監査役全体としては五五—九才に四一名二六・六%という頻度が高い現状にある。また監査役の高令層たる七〇才以上においては全役員二三名のうち、十二名すなわち半数以上が監査役で占めている。同様に六五—九才の年令層においても全役員三三名のうち十三名つまり三九・四%という最多数である。更に六〇—六四才の年令層でも全役員八八名のうち三二名すなわち三六・四%に当たる最多数であつて、これを「第十三表」からせば一五四名中一三〇名を占

めることになり、また「第十四表」からせば監査役中八四・四%が、これらの年令層に分布しているのが現状といえる。そしてそれ以下の年令層では他の職制の役員が多数を占めて、監査役に頻度の高いものがない。ここに、全役員において監査役は高令者層に偏し、そのうちでも最多数が五五―五九才の年令層にあるといえる訳である。

およそ、高令者には積極性がないという見方もあらう。しかし、前記の如く、これらの監査役には会社役員の前歴又はこれに類する前歴をもつ高令者がかなりある訳だから、監査についての積極性は業務運営と異つて体験と識見とを以つて注言し監督するのが主体である。また、現実には監査役付職員を管掌して監査し得る方法もあるのだから、年令的には監査の遂行できる態勢にあることは認めねばならぬ。にも拘らず、現実が左様でないと思はれ、これを充分に行使していないだけであると論結せざるを得ない。

**三、監査役の職務遂行の可能性の推定** 筆者は、この事実を「第十三表」から一段と立証し得ると信ずる。それは、各職制における年令層の最多数の頻度を通覽するに、会長では七〇才以上に頻度が高く、社長及び副社長においては五五―六四才に頻度が高いが、専務取締役になるとややその年令層が低まり五五―五九才前後に頻度の高いのが見られる。しかも、常務取締役及び取締役になると、更にその年令層が低く五〇―五四才に多くの頻度がある。つまり、取締役としての職制は概して会長―社長及び副社長―専務取締役―常務取締役及び取締役という順位で年令層が低下しているという一般の傾向が見られるのである。しかるに、監査役にあつてはその頻度の高い年令層は五五―五九才である。したがつて、取締役の職制と比較せば、年令的には殆んど専務取締役に対比し、常務取締役及び取締役よりも上位にあるのが現状である。これが故に、取締役と監査役とはその職務は異なるけれど、その役員の地位からせば専務取締役と同等であるという一つの見方が成り立ち得るのである。

先に「第一表」役員構成と会社数から、監査役の重要性は常務取締役の職制と殆んど近接することを一言したが、年令層においてはかくの如く専務取締役に近接せる事実が看取できる。したがつて、これらの事実に徴して監査役が積極性を以つて、その職務を遂行せんとせば、充分にその遂行の可能性のあるのは自明である。この意味において、監査役が眞に自己の職務を遂行する者がありとせば、上述の如き事実から遂行の容易なる理由の一面がある訳であり、逆に遂行しないとせば、それは監査役自身に自覚の不足か、会社自体が監査役の会社機関たることと運用の認識とに欠くるどころがあるからである。監査役の年令層の如何によつて、監査の機能を阻害しているほどの低位の年令層でないことは明らかに断じ得ると思ふ次第である。

### 七、監査役の現況把握による総合的考察

監査役の職務遂行を現実の内面に立入つて、その実質的狀態に関して客觀的に把握し難いのは遺憾であるが、我國の株式会社の監査役の調査に關する限りでは、次の如き総合的考察がなし得る。

それは、商法が監査役を会社の機関として規定しているから、己むを得ずこれを選任したが如き觀を呈せる会社もあるけれど、員数からせば常務取締役と同数になつてゐる。会社の役員構成の職責はかかる点に置かれてゐるといへよう。

しかし、近代株式会社の經濟社会的諸關係による變貌、会社内部の經營的諸關係による變化などのために、監査役は会社の機関であり会社の役員であるとはいへども、比較的の小株主がその地位を占めてゐる。そして時には当該会社の所有株の皆無な監査役のあることも知つた。まして外面的に小株主とみられる者も、それが名儀株にすぎぬ場合をも考慮すれば、所有株の少数のものは又は皆無なるものの増加することは推察できる。しかし、これを以つて監査役は株主

との利害の諸關係が稀薄化したとはいひ得ず、依然として大株主に属する監査役もあり、また小株主あるひは持株皆無の監査役のなかにも、内面的には大株主の代理としてその職にあるものも想像すべきである。ここに、大株主は監査役に就任するのは前時代的なるものの残滓とみるか否かが問題であるが、後述の監査理論からすれば、依然として監査役の職務の本質には株主、とりわけ大株主との利害に密接なるものが潜んでいる。

また、監査役の経歴からせば、会社役員又はこれに類する前歴のある者が全員数の約半数を占めている。これがために監査役の職務を充分に果たせる側面と然らざる側面との二つがあるという見方ができる。すなわち、関係諸会社の役員前歴の監査役には、往々にして当該会社の監査の職務を忠実に遂行している場合があり、また、前歴からの経験でこれが遂行できる場合もある。積極的な職務遂行はあまりに強調されていない我國の世評であるから、この面が隠蔽されているにすぎない。もし、この側面がないとせばあらゆる株式会社は財産的破綻又は紊亂の極に達していたであらうが、これが比較的にかつたのは、その原因の一つにこの職務遂行の積極面があるためであつたといわざるを得ない。

しかるに、会社の役員選任の慣行として監査役の前歴を経て、取締役、常務取締役、専務取締役、副社長、社長、会長に就任するが如き事実を見ると、会社の経営自体に対してはその職務を遂行し、監督し得るとも、他の役員に対する監督が必ずしも充分であるかどうか疑念の残るものがある。同様に、前歴が会社役員と類似する組合協会などの役員、官廳出身者の如きにおいては、監査の職務を遂行する場合もあり得るが、それよりは他の方面の職務を担ひ、業務監督及び会計監査のような監査役の本来的職務を第二義的にせるかと推測し得る面もある。したがつて、監査役の職務の現実の遂行の有無は別としても、客觀的にみて一般に遂行可能の素質あるものと然らざるものとの二種類がある。故に、監査役の無機能を難ずるとせば、前者に属する監査役に対しては当人の無機能よりはこれを無機能にせしめている

他の要因を論点にして、それを直接的に批難すべきである。もし後者の如きであれば、監査役として無機能であるけれど、他に有能なる活動場面の有する者を選任したこと自体が何に禍因があるかを論点にして批難すべきである。

また、監査役はその年令層からみれば、前述の諸点を別にせば、概して専務取締役級に対比する。だから、充分に職務の遂行し得る年令的環境に置かれていると推論できる。にも拘らず、その職務遂行量から検討すれば、年令も前歴も、その注言と監督のできる筈であるが、具体的な問題の全面的實際的な監査を自力によつて行ひ得ないのはいうまでもない。もし監査役付職員がなければ、この種の職務遂行量は全く年次決算書の形式的監査に類似する程度を出でぬものと論じ得る。現に常任監査役を設ける会社の数が如何に僅かであるかという事実に徴しても、この点は判定し得るところである。かく考えると、監査役の職務を積極的に遂行せる事實は割合に隠蔽され、監査役の難点が大きく露出し、これが傳統的に有力な世評として表面化せる点のあるのは察し得る。しかし、監査役の難点とは監査役に入を得ないという点が核心でない。筆者の考えるところでは、むしろ、株式会社自体が監査に対する認識を欠き、会社利害関係者特に監査役の選挙母体たる株主の監査役への要請が比較的稀薄であるところに核心が潜んでいる。端的には一般に監査思想の普及していないことが我國の監査役を低調ならしめている根本的禍因である。

かかる低調の風潮があつたから、監査役として不適任なる者を選任しても、そのままに在職せしめ得た訳であり、有能な前歴ある監査役も監査を忠実に実施し得ず閑職に化せしめたのである。また、これが故に、監査役の職務遂行量との矛盾を自覚せずに今日に至らしめたのである。

纏つて、改正商法の監査役の職務規定は会計監査役たる職務に変更されたが、これを向後の問題として論ずるには、單に現行と改正の法制的比較論のみを以つて解決できない。また、監査役についての世評又は輿論も傾聴すべきである

が、一段と根本的な考究をするには現事実の認識に基いて、監査理論からこれを検討し、その是非を論ぜねばならぬのは自ら明らかである。

## 第二部 監査役に関する諸論への財務監査論的批判

### 八、業務監督、業務監査及び財務監査の連関

改正商法では現行商法と同様に監査役を株式会社の機関として存続せしめている。ただ、その職務が会計監査に限定されたために、それに関連する諸條文が改正変更となつた。しかるに、公認会計士による監査制度が成立の緒につきはじめたので、監査役と公認会計士との職務の類似性又は重複が生じたが、これをそのままにする併行的存続論が出され、時には監査役も規定としてあるので如何に両者を調和するか調整的措置という意見も出されるに至つた。更に、両者の職務の重複と監査役の消極的活動とが主なる理由になつて、監査役の廃止論又はその改革意見も提案されている。

先にも一言したがように、改正商法においてはかなりの部分に根本的改正を加えているが、その構想せる株式会社の現代的性格からみて、監査役の規定には不徹底な改正部分があつたから、このように各種の意見又は提案を出さしめた所以であると思う。しかし、いづれの意見又は提案にしても、その是非の検討には、改正商法の監査役の規定を究め、そしてその不徹底なる点を認識することが先決問題である。しかる後に、問題は改正商法の監査役であるけれど、現行商法下の監査役の現状を考慮して、我國の監査役に対する意見又は提案をすることが肝要であると考えられる。この意味に

において、まず改正商法の監査役の規定について本稿に必要なかぎりを顧みたい。

一、業務監督の縮減と業務監査の残存 周知の如く現行商法第二七四條にて監査役は何時にても取締役に対して營業上の報告を求め得ると規定していたのが削除された。また、これに類することは、会社対取締役との取引については監査役の承認事項（現第二六五條）であつたのが、改正の結果「取締役が会社の製品其の他の財産を譲受け、会社に対し自己の製品其の他の財産を譲渡し、会社より金銭の貸付を受け、其の他自己又は第三者の爲に会社と取引をなすには、取締役会の承認を受けるを要す」として取締役会の担当分野になつた。

かかる監査役の職務の縮減を一つの「業務監査」の職務縮減というが、筆者は敢えて次の根拠から、これを監査役の「業務監督」の職務縮減と指称する。何故ならば、現行商法において考えられているような業務監査は、これを監査理論からみれば右の業務監査の職務とそれ以外の職務とを包括している。そのうち業務監督の職務が株式会社の法制の變化によつて取締役に委譲されたのであつて、それ以外のものは業務監査として、会計監査と共に監査役の職務に残存しているからである。換言せば、改正商法第二七五條には「監査役は、取締役が株主總會に提出せんとする会計に関する書類を調査し、株主總會に其の意見を報告することを要す」という監査役の積極的職務が定めている。監査役が会計監査の職務に限定されたとはこれに由來するのは言を俟たぬ。しかし、一方改正商法第二七四條においては「監査役は何時にても会計の帳簿及書類の閲覽若は騰写を爲し、又は取締役に対して会計に関する報告を求むることを得る」のである。更に「監査役が其の職務を行う爲、特に必要あるときは、会社の業務及財産の状況を調査することを得」るのである。ここに、業務監督の職務は縮減されたが、業務監査の職務として残存する所似である。

二、定時株主總會の財務監査 もつとも、監査役の職務としては、これ以外に、(一) 創立總會において取締役と共

に監査役は財務又は会計に関する諸事項の報告書を調査し、その意見を報告せねばならず（改第一八四條）（二）株式会社の清算の場合には、取締役は退任するが、監査役は留任してその職務を遂行せねばならぬ（改第四二〇條第四一九條）ことがある。しかし、（一）の創立総会は未だ株式会社が企業の経済活動を開始せざる事態であり、（二）の清算はその経済活動の終焉せる事態である。したがつて、これらは監査という表現において類似しているが、監査理論からせばその性格を異にしている。

これが故に、監査役の職務は株式会社の経済活動の過程で作成せる財務諸表を監査することであるからこれを財務監査といひ得る。そこで、かかる財務監査は株主総会において前述の如く強要的職務となつてはいるが、株主総会には臨時総会においても調査が問題となる場合（例えば改第二九四條第一八一條第二項）もあるが、財務監査としては定時株主総会を前提にする場合が一層に問題となるのはいうまでもない。この意味において、以下、定時株主総会における財務監査すなわち監査役の監査問題を考えることにする。

## 九、監査役職務と財務監査体系の理論

**財務監査体系と業務監査の理論** さて、定時株主総会における監査は、一般に決算書類のみを調査し、且つこれに関する意見を報告すれば足るのであるか。むしろ、それ以上の要請があつて、はじめて財務監査体系をもつのであるか。およそ、財務諸表を形成しているものは、その会計年度中の帖簿記録とその年度中特に決算時における会社経営者の會計的判断による措置の部分とが総合されているものである。したがつて、これらの諸点の適否に注意を拂はねば決算書類の監査としては充分な効果は望まれない。ところが、前者の帖簿記録には會計的判断を加味している外に、記録自体

の正否をみなければならぬ。記録そのものの正否とは、そこに不正又は誤謬のないかを点検し、もし記録に悪意の不正があれば、これを摘発し、また善意悪意を問はず誤謬があると、それを発見して記録を訂正し、更に將來においてかかる不正誤謬の発生することを極力防止せねばならぬ。

もつとも、これらの防止を工夫することは次期以後における問題になるし、また工夫をすることまでも監査役の職務とはいえない。しかし、これを工夫せねば次期以後の決算時に再び前期同様に不正と誤謬の有無を点検して、記録の正否をみるという手数を反覆せねばならぬ訳である。また、次期以後において、前期と同種の不正誤謬がなく別の種類のもが発生すれば、果たして監査役はその有無を点検し記録の正否をみるができるかどうかは疑問である。これが故に、かかる防止の工夫に対策を講ずることは監査役の職務ではないけれども、自己の職務を忠実に遂行せんがためには、これらを財務監査体系に織込まねばならぬことになる。

しかるに、これらの不正誤謬のあることや記録の正否なるかについては、何によつて知り得るのであるか。それには帖簿記録の脊後にある事実と照合することによつて確認できるのである。故に、株主総会に提出する決算書類を調査し且つ意見を報告するには決算書類の形成せる帖簿記録の基底の事実と照合することが不可欠の監査となる。事実とは、とりも直さず会社における日々の取引であり、業務活動に外ならない。だから、決算書類の監査には業務監査を伴うことになつて監査役の職務の遂行が充分になり、また業務監査を取り入れることによつて、財務監査が体系的になるといわねばならぬのである。

**二、業務監査の重要性と常任監査役** 翻つて、改正商法第二七四條の規定をみるに、監査役は現行商法の如く取締役に営業の報告を求め得ないが、(一)何時でも会計の帖簿及び書類の閲覽も謄写もでき、取締役に対し会計に関する報告

を求め得る上に、(二) 監査役が自己の職務を遂行するためには会社の業務及び財産についての調査ができることと定めている。したがつて、業務監督は監査役の職務から削除されたというが、これらが会計に関するかぎりでは監査役の職務が残されている。ここに業務監督がある所以は一言せし通りであるが、端的には、財務監査体系として(イ) 財務諸表監査、(ロ) 会計に関する業務監査、(ハ) 業務監督のうちで会計に結び付く部分は、すべて監査の体系に包括され、監査役の職務領域になつてゐる筈である。

監査理論からいうと、会計監査と業務監査とが一連の關係をもつて体系化せねばならぬ。にも拘らず、改正商法は決算書類の調査とその意見報告、つまり会計監査に該当する部分を監査役の絶対的職務と定め、業務監査の方は任意的職務規定のままにしているのは、改正商法が監査役の監査職務を完遂せしめるに足る体制になつていないのである。この点は、現行商法についても同じくいい得るところである。

ここに、第二七四條を第二七五條と同じく絶対的職務規定にするのが監査体系からいつて当然である。また、監査役が自己の職務を完遂せんとすれば、かく規定が変更されると否とを問はず監査上これを実施せねばならぬ問題であつて、これを以つて監査役に対して何んらの過重な職務を附加するものでない。したがつて、現行商法は勿論のこと、改正商法においても、これを任意な職務規定にとどめる場合には、忠実なる監査役には無難であるかも知れぬが、然らざる監査役は將來においても従前に多かつた形式的な表面上の監査に陥ることになり、会社の機関としても監査役を軽視せる役員構成の域を脱しない結果を繰返すことになる。

かく論ずるのは、改正商法の第二七四條の監査体系化のためのみでなく、監査役の幾人かを常任監査役にせざるを得ない論理になつてくるのである。およそ、常任監査役を設けずして、第二七四條の業務監査は困難であり、不可能に近

い。第一部「第一表」「第二表」の如く常任監査役の設けている会社数が比較的少数であるのに鑑みて、第二七四條の規定は現実に即應しすぎた規定と評せざるを得ない。我國の現状に即しない規定を以つて將來これを強制し、所期の目的を達せんとする意図は改正商法の諸所に示せるのは周知の通りである。にも拘らず、監査役については現実に即し、しかもそれは効果において支持し難い現実に即しているのは、監査役に対する世評又は輿論をそのままに引継ぐことを間接的に認めたのと同様である。

第一部「第四表」の如く、事務関係者にして監査役たる者六四・三%を占め、調査対象となつた監査役一七一名のうち八五名つまり約半数が役員経験者であり、しかも「第五表」の如く同一会社の役員の前歴ある監査役三二・九%、其他関係会社などの役員の前歴ある監査役一六・五%、他会社役員の前歴ある監査役二〇・〇%を占めながらも、これが監査の効果を挙げ得ぬとせば、その大きい禍因の一つは常任監査役の僅少に基くものである。断るまでもなく常任監査役は業務監査の末端まで実施するか否かは別であり、また前記の如く監査遂行量に調和しない監査役陣が現状であるから、もし常任監査役の職制をとるならば、その監査役付職員を設けることも考え得るのである。

法の定めるところが任意であり、会社の監査に対する認識が一般に低調であつたために、監査役中から常任監査役になり得る資格者があつたに拘らず、この常任の職制に注意せず、また彼等を他会社役員兼任、官廳関係の出身者などの監査役と同一視していたことは反省すべきである。

この意味において、監査役と公認会計士との併立論、監査役の廃止論又は改革論を提案するに先立つて、これらの諸点について改正商法の意図そのものを反省し、会社自体も監査の重要性に認識を新たにする余地がないかをみて、これが現実においても理論においても取るに足らぬとせば、その理由を明示した後に、かかる提案をすべきであると考える。

## 一〇、監査役職務の目的論的性格

一、職務権限の縮減の必然性 筆者は監査役の会計書類に関する監査職務を前記の如く解するが、その見解の如何を問はず、監査役が会計監査を主体にした職務となつたために、現行商法の監査役の職務権限が縮減されたのは当然である。

その主なるものとしては(一)株主總會との関係においては、例えば、臨時株主總會の招集請求権が少数株主に與えているにも拘らず、監査役からはこれを除外しているし(現第二三五條、第二項削除)、現行商法に定めた總會議事録の署名の義務は免除され(改第二四四條)、總會招集の手續又はその決議の方法が法令定款に反したり不公正なときでも總會決議の取消請求権は現行商法と違つて除外している(改第二四七條)が如きはこれである。同様に(二)取締役との関係においては、例えば、取締役の会社との自己取引についての監査役の承認の規定の削除は前記の通りであるが、また取締役に欠員のあつたときには、現行商法では監査役に取締役代行者の選任請求権があるけれど、これを改正商法では削除し(改第二五八條、第二項)、更に、現行商法では取締役に欠員のある場合にはその代行者として選任され得るが、改正商法ではこの被選任資格を除外し、また監査役の独立の職務を遂行するため取締役又は支配人其他の使用人の兼任を禁じている(改第二七六條)が如きはこの例である。また、廣く(四)会社との関係においては、現行商法では訴に對する会社代表の規定があつたのが、改正商法では削除し、これに代えて監査役の連帶責任又は取締役との連帶責任制が規定されているのも(改第二七七條、二及第二七八條)この例である。

しかし、かく職務権限が縮減され、会計書類に関する監査に限定されたとして、それは何人のために行うのであるか

は問題である。蓋し、この見解の如何が監査役に対する廃止論又は改革論、公認会計士との併立論を左右するところがあるからである。この点について、監査理論から検討するに先立つて、取締役との比較において、監査役の職務の目的論的性格をみることは重要な問題である。

## 二、監査役の職務遂行と株主の利益擁護

監査役は取締役と同様に株主總會で選任される(改第二八〇條及第二五四條)。しかし、取締役と会社との関係は委任の規定に従うのは現行商法と同じであるが、改正商法の取締役の職務規範には明瞭に「取締役は法令及定款の定並に總會の決議を遵守し会社の爲忠実に其の職務を遂行する義務を負う」(改第二五四條ノ二) ことになつてゐる。すなわち、法規、定款、總會などの基本的規定と方針とによるけれど、更に包括的には会社自体のために職務を遂行せねばならないのである。したがつて、取締役は専ら株主のためにその職務を遂行しないのは明らかである。これに反して、同じく会社の機関である監査役は同じ株主總會によつて選任されながらも、改正商法には具体的な職務規範を明示していない。ただ、察し得るのは、改正商法第二七五條によつて、株主總會のために会計監査をしてその報告の義務を負うのみであつて、第二七四條はその職務遂行の前提として任意的なものであるが、前述せし諸種の論拠からして、第二七五條が株主總會のためであれば第二七四條も同様に株主總會のためであるという制約を受けているだけである。かくみると、取締役の職務は会社それ自体の運営を第一位に置くのに対して、監査役は株主總會を第一位にしてその職務を遂行するといわねばならぬ。端的には、監査役の職務の目的論的性格は株主の利益擁護のためであるといふことは明らかに傍証できる次第である。

いま、現代株式会社の國民經濟組織における利害関係者層をみるに、それは多方面に及び、特に株券の所有者は証券市場において会社の所有分を表示せるものであるにも拘らず、恰も商品の如く賣買されている。この事実に即せば、現

代の監査役の職務は株主のみならず、社債権者並にその他の取引関係者から廣く一般に公衆に及ぶ利害関係者のためにつくす監査のように直ちに考える向があるかも知れない。しかし、米國の例からみても明らかである。米國の会社においては一般に監査役についての定めがない。そのために独立の公認会計士又は公会計士 (Independent Certified Public Accountants or Public Accountants) によつて財務監査を受けているが、それが米國証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission—SEC) の意図する社会的な外部利害関係者のためといえるようである。しかし、これを更に分解せば、我國と同様に株主の利益擁護を第一位に留意しているといわざるを得ないのがその例である。

### 一一、監査役職務への財務監査論的傍証

一、米國会社法の株主又は株主總會の財務諸報告書の提出 米國では普通法にて株主の利益を保護する建前から、株主に会社の書類の閲覽を許しているが、多くの州では取締役が株主に会社の財政状態に関して完全にして詳細なる報告、つまりかなり立入つた報告を尠くとも年一回せねばならぬと定め、更に州によつては一定割合の株主又は一定株式数を所有する株主が会社の營業状態の書類報告を会社又は役員に要求し得ると定めている例もある。しかし、かように州法で定めると否とを問はず、通例株主に年次報告をしているし、現に大会社の多数はその業務規定 (By-Laws) で取締役が会社の財務諸報告書を作成して、これを定時株主總會に報告することを定めている。また、報告を單に形式的な手続に終らず、その趣旨を徹底せしめるために、株主總會の開催日一定日以前に各株主に財務諸報告書の郵送することを定めている業務規定もある。

### 二、株主の利益擁護と監査証明

かく、財務諸報告書をまず株主へ提出することは、彼等の利益擁護の方法として認

めているのが知り得る。しかし、かかる財務諸報告書はその作成又は提出などに関連して、独立の公認会計士又は公会計士の監査を受けるかどうかである。これには、例えば業務規定に特に定めのないかぎりには株主が選任せる独立の公会計士の監査証明の添付せねばならぬとする州 (Pennsylvania) があり、また会社の財政状態を確めるために株主総数の二五%又は株式資本の二五%を所有する株主が要求する場合には会社の役員は会社のすべての帖簿書類の監査を受ける義務がある旨を定める州 (North Carolina) もある。また、監査証明の内容をかなり詳細に具体的に規定して、これを命じている州 (Massachusetts) もある。すなわち、その具体的規定とは会社の年次財務諸報告書は株主が選任した監査人の監査証明を添付せねばならないが、それには当該財務諸報告書の記載事項が監査時において会社の帖簿に記載してあつて、それが会社の眞実の状態たることを証明せねばならない。もし当該会社の発行せる証券が取引所に上場しているときは、公会計士による監査は取引所の規則によつて監査することを要するという一見監査の実践的限度であるが如き規定がこれである。

これらにいう公会計士とは、米國の財務監査理論からいつて、利害関係者として当該会社とは独立した公認会計士及び公会計士を包括するものと解し得るし、また監査の実施についてもその意見の表明についても、株主間に派閥があれば、その一方的な利害関係者に偏しない独立の立場で行うのはいうまでもない。

しかし、かかる立場で監査する公会計士の選任は、株主によつて行はねばならぬとはかぎらない。時には取締役会が自己の責任で選任して、その選任の顛末の報告することと定めることもあれば、執行取締役以外の取締役が監査人の詮衡委員会を組織して、同委員会での選任から監査契約に及ぶこともあり得る。(Broad, S. J., Trends In Auditing and Reporting.—Laland, T. W., Contemporary Accounting, 1945, Ch. II.) だから、株主以外に選出の母体がある訳であるが、

この事実を以つて監査人たる公認会計士又は公会計士は、株主のための監査を第一位にしていないとはいえない。何故ならば、この場合に米國の会社では二つの問題が同時に混合しているからである。それは財務監査をするのは株主のためと証券投資家層全体に亘る社会的なる関係者のための問題が混合しているからである。その意味で、いま少しく米國

I. 年次決算報告書に監査人の監査を受け、その監査の意見書を入力した場合には、これを年次決算報告書に添付の上、株主に送付するか

|       | 社数         | %           |
|-------|------------|-------------|
| 送付する  | 25         | 35          |
| 送付しない | 31         | 43          |
| 無回答   | 16         | 22          |
|       | <u>72社</u> | <u>100%</u> |

II. 株主に年次決算の報告をするに際して、下記の如くすることについての意見如何

(a) 年次決算報告書のすべてに独立の監査人が署名することについての可否

|           | 社数         | %           |
|-----------|------------|-------------|
| 署名するを可    | 21         | 29          |
| 必ずしも可ではない | 45         | 63          |
| 不可        | 5          | 7           |
| 無回答       | 1          | 1           |
|           | <u>72社</u> | <u>100%</u> |

(b) 年次決算報告書のすべてに独立の監査人が事前監査することについての可否

|           | 社数         | %           |
|-----------|------------|-------------|
| 事前監査するのが可 | 46         | 64          |
| 必ずしも可ではない | 16         | 22          |
| 不可        | 4          | 6           |
| 無回答       | 6          | 8           |
|           | <u>72社</u> | <u>100%</u> |

(c) 主なる株主に対して、監査報告書に説明文を挿入して判り易くすることについての可否

|           | 社数         | %           |
|-----------|------------|-------------|
| 判り易くするのが可 | 14         | 19          |
| 必ずしも可ではない | 51         | 71          |
| 不可        | 2          | 3           |
| 無回答       | 5          | 7           |
|           | <u>72社</u> | <u>100%</u> |

(d) 株主に監査報告書を送付するが、その場合に同報告書に株主の所見を記入できるように空白を設けることについての可否

|           | 社数         | %           |
|-----------|------------|-------------|
| 空白を設けるのが可 | 5          | 7           |
| 必ずしも可ではない | 53         | 74          |
| 不可        | 9          | 12          |
| 無回答       | 5          | 7           |
|           | <u>72社</u> | <u>100%</u> |

III. 経営者は1948年の年次決算報告書に会社状況の約幾割位を記載したと考えるか

|               | 社数         | %           |
|---------------|------------|-------------|
| 状況100%を記載した   | 64         | 89          |
| 状況50—90%を記載した | 3          | 4           |
| 無回答           | 5          | 7           |
|               | <u>72社</u> | <u>100%</u> |

でも株主の利益擁護を第一位にしていることを例証したい。

米國の証券資本制經濟社會の發展につれて、財務監査たる外部監査が証券投資家層その他社會的利害關係者のために益々重要性を加えつつあるのは周知の通りであるが、その反面では株主との内面的な關係において外部監査たる財務監査が依然として本然的な重要性を潜在しているのである。この点は一九四八年における工業会社七二社の調査の抜粹によつても知り得る。調査は監査人問題の各般に及んでゐるが、ここには關係あるものをみると前頁の如くである。

(Mckinney, C., E., *The Role of the Industrial Corporation's Annual Report to its Stockholders.—The Auditors' Role in the Preparations of Annual Reports, The Management Review, Sept. 1950, 124-126*)

かくの如く、米國においてSECによる公的監督があり、その下で独立の公認會計士又は公會會計士による會計監査をしているにも拘らず、株主に対する利害關係を他の社會的利害關係者よりも如何に重要視しているかが看取できる。また、この調査の對象になつてないが、公認會計士又は公會會計士の監査報告書に対して監査についての質疑に答辯せしめるために株主總會に彼等を出席せしむべきことを權威ある意見として發表している位である。(Broad, *Ibid.* Ch. II.) 財務監査理論のみならず、この現實は財務監査の本質的な任務が株主の利益擁護にあることを、意識的たると然らざるとを問はず、反映している証左であるといふべきであらう。

## 一二、監査役と公認會計士の併立の矛盾

一、公認會計士の監査制度と監査役存続の意義 元に戻るが、我國では監査役の職務を限定しても、監査役の現状から向後を推察せば、その職務遂行に能力ある者とその遂行の困難な事情にある者とがある。たまたま、公認會計士がそ

の数を増加しつつあるから、かかる専門的職業家による方が適切であるとの理由から監査役の廃止論の有力な根拠の生じているのは周知の通りである。

公認会計士が独立の立場において監査するに必要な企業会計原則の確立、監査基準、監査実施準則などの會計的社會規範の制定をみ、會計監査制度の確立する方向が緒につきつつある。また、これと密接な關係において証券取引法並にそれによる証券取引委員会によつて、公的監督又は社會的取締制度ができてゐる。そして有價証券を募集賣出した株式會社には、每事業年度の「有價証券報告書」を同委員會に提出せしめ、上場有價証券の發行會社には、每事業年度の「上場有價証券報告書」を上場せる取引所とその写しを同委員會に提出せしめてゐる。そしてこれらの報告書に關連して提出する貸借対照表、損益計算書、その他の財務計算に關する書類には、既に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に關する規則」の制定をみてゐる。しかも、証券取引法第一九三條の二によつて、財務關係の書類は公認會計士の監査證明のあることを命ずる規定があり、それが近い將來に実施も問題になつてゐる。

かくの如く、我國で公的監督又は社會的取締制度が確立せんとしつつあると共に、それが運用に必要な社會的會計規範ができつつありとすれば、監査役と公認會計士の併立する場合には意見のあるのは當然である。また、この傾向を見透す場合は公認會計士に専ら監査を担当せしめ監査役の廃止を提案されたり、これと關連して監査役の改革案が出るのも必然の帰趨である。

このうち、監査役と公認會計士との併立を支持する意見は少数を除いてはみない。法規上の問題として、取締役は株主總會の二週間前に會計に關する書類を監査役に提出せねばならぬが（改第二八一條）、株主名簿閉鎖が六〇日を限度としているから、この間に監査役の監査と公認會計士の監査とができるか否か、更に証券取引法は「有價証券報告書」上場

有價証券報告書」は、いずれも毎事業度経過後二ヶ月以内に提出を命じている（証取法第二四條、及第一一八條）。これに公認会計士の監査証明を強要した場合には、監査実施期間からいつて両者の併立は現実に困難であり不可能であるという点から、その併立的措置に消極的意見を提案するものがある。

しかし、監査理論からこの意見をみれば監査の職務遂行量と較べて短期に過ぐるという問題にあるが、公認会計士も單に一人を以つて監査するとはいえず、補助者の使用もあり、更には予備的監査の方法もある。同様に、現実に法規の変更もなく併立せねばならぬとすれば、監査役のうち常任監査役によつて常時監査をすれば、これらは困難又は不可能に近いとはいひ得ない。かるが故に、監査理論から法規を解せば、この論拠は比較的薄弱となる。

**二、監査役と公認会計士との意見対立** 筆者は別に次の如き理由から、併立を反対する。それは、監査役の絶対的職務は決算書類を調査して、その意見を株主総会で報告することである。意見とは單に取締役の提出した決算書類に無批判的な讚意を表明するが如きは、監査思想の普及につれて許されない。そうすれば、前述の如く決算書類の作成までには、会計帖簿の記録と会計年度中特に決算期末における経営者の會計的判斷を加味した會計処理であるが故に、これらに対する監査役の調査上における意見を表明せねばならぬ。しかるに、一方公認会計士の監査証明は、現段階の社会的會計規範では、監査基準に監査報告基準が制定せる程度であつて、その取扱上の方針は具体化していない。けれど、かかる現段階の範囲内からしても、監査証明には監査概要と監査の意見を表明することは絶対的要件である。また監査による財務諸表に対する意見が表明されねば公認会計士の監査的意義は消失したといつても過言でない。

そこで、併立する場合には、監査役の意見報告と公認会計士の意見表明との二者がある訳である。もし、二者の意見が偶然に同一又は同一に近い符合であれば問題は無い。しかるに、意見に一致をみず、それが対立的な意見を開陳した

とせばその影響は如何になるのか。株主総会で監査役の意見の報告を受け、社会的には投資家層として又は各種の利害関係者と共に公認会計士の意見をみるとき、果たしていづれを以つて適正とみるのか。監査役と公認会計士とはさまざまな事情と視野及び観点で意見の岐れることを酌量して読取るといえども、その選択に当惑するのは投資家層であり社会的利害関係者である。本末、公認会計士による監査証明は会社の財務事情を専門的能力ある者に適正に批判せしめ、それを投資家層又は社会的利害関係人に読取らせて、各人の立場から被監査会社を判断する資料の充実にするものである。しかるに、この企図する目的とは逆に当惑の禍因となる可能性が多分にある。この理由から筆者は監査役と公認会計士とが併立することの無意義を強調したのである。

三、ナチス株式法の併立可能の理由 もつとも、かくいへば一九三七年ナチス株式法(Gesetz über Aktiengesellschaft u. Kommanditgesellschaft auf Aktien・Aktiengesetz)及び同施行法による経営検査士又は法人経営検査士が決算検査士になり、他方には最低限の員数と資本金に應じた最高限の員数まで定めた監査役を規定し、両者を併立させた監査の事実を以つて反証されるかも知れない。しかし、筆者はこれについて別の機会で触れたから再論をさけて、監査意見についてかかる反論が我國に妥当しない理由を明かにするにとどめておく。

ナチス株式法の強制監査というのは、取締役が株主総会に決算書類を提出する以前に監査役の監査を受けるが、それよりも更に先立つて株主総会で受検年度中に選定した決算検査士によつて監査を受けねば、その決算書類が無効となる点に由來する。ところが、決算検査士は総会で選定されるが、取締役が決算検査士に監査を委任する形をとつている。かかる決算検査士は決算書類の検査は勿論のこと、特に現金有價証券及び商品の在 High の受検を認め、検査士の必要とする説明と証拠の提示を要求し得る点などまで株式法(第一三八條)で規定しているが、その検査に際して決算検査士と取締

役とに意見の相違があると、審判所 (Spruchstelle) がこれを決定する。そしてその決定に対しては裁判所も税務官廳なども覆すことができぬ機構にしている。ここに、決算検査士の意見がナチス統制経済觀をもつて調整されてくる途のあるのは注目すべきである。

次に、決算検査士の監査の結果は、(イ) 検査報告書 (Prüfungsbericht) と (ロ) 検査意見書 (Bestätigungsvermerk) として提出する。このうち前者は監査実施の概要を内容とし、取締役と監査役に提出する。後者は年次決算書類に附記されるものであり公示性が大きく、強制監査の社会的意義を発現するものである。このうち監査役は決算検査士から受けた検査報告書とは別に監査役の立場から重複して監査する領域もあるが、それ以外に利益処分案を調べ、取締役の業務状態と取締役の帖簿管理の状態などを監査し、そして株主總會へは監査した方法と範圍についても併せて報告することになる。したがつて、この場合に業務監査又は業務監督に該当する部分がかかり多く含まれてくるが、会計監査に該当する部分には重複して監査したか抜監査をしたか又は決算検査士から受けた検査報告書に依るにとどめたかを報告することになつている。

監査については具体的な規定があるにも拘らず、監査役の技能には何にらの指示がない。そこで決算検査士の意見と取締役の意見の相違は既に検査の途上で調整されているし、それでも決算検査士に異議あれば検査の継続の拒絶もできようになつている。かくて統制経済的に一種の國家監督の代行機関に類するような意見になつているのを、監査役は別に意見を株主總會に報告することがあつても、監査役は自らその調整もでき、また検査報告書によるときは、決算検査士の意見は同時に監査役意見になり得る可能性がある。

かかる理由で、ナチス株式法では監査役と決算検査士とが併立しても、我國が近く逢着するような意見対立の当惑を

外部に波及せしめるのを監査制度自体によつて調整できている。まして、これが外部に波及するにしても、公益優先の理念によつて、目下我國で問題にならんと懸念する投資家層又は社会的利害関係者の当惑の弊害とは根本的に性質を異にしている。故に、ナチス株式法では併立に支障は少かつたといえよう。しかるに、我國の併立は表面的にはこれと類似しても、それは相違するのであつて、我國の場合は尠くとも証券取引法に關係ある株式会社については何にらかの方法で併立をさげねばならぬという結論に監査理論からしてもならざるを得ない。

### 一三、監査役廢止論及び改革論の課題

論拠においては相違するが、監査役と公認会計士の併立する場合にはその提案は監査役の廢止論に偏し易い傾向にある。また、併立の場合を取上げずに、公認会計士の職能に着目して直ちに監査役の廢止論を提案する場合も見受ける。しかし、監査役の廢止論を支持するためには尠くとも次の諸点を究めねば、その論旨は充分でないと筆者は考へる。

一、**株主のための監査と社会のための監査** およそ、右において取上げられている傾向は強制監査を前提にしたものであり、また社会的な監査体系が醸成し、一種の強制的社会監査制度の確立せんとする傾向を認めて成り立つ提案である。しかし、これらは証券取引委員会並に上場せる証券取引所に提出する財務諸表に対する監査問題であるが、監査役について問題になつてゐるのは、株主總會に提出する年次決算の財務諸表つまり会計に関する監査問題である。前者の問題は後者と同一ではない。ただ、公認会計士による監査は實質的に年次決算の財務諸表について行はざるを得ないから、異なる問題を同一の如く取扱ひ、それに伴つて監査役の不要を提案するに外ならぬ。

いま、この提案の立論の構想を認めるとして、既にかかる監査は社会的な投資家層のために行うことにあるが、先に

傍証した如く米國においてすら、未だ財務監査が株主のためという本質的機能が深くかくされて潜んでいる。ましてや我國の改正商法では取締役の職務規範と異なる規範が監査役にあつて、法規上は株主の利益擁護の職務ともいえるほどである。しからば、これが現実になりながらも、何故に社会的投資家層全般のためという視点に切替えた立論を以つて提案ができるのであるか。換言せば、「株主の利益擁護の監査」と「社会的投資家層全般の利益擁護の監査」とは、監査理論からみて如何なる連関があると解すべきであるか。この点に論理の飛躍がない理由を明らかにすべきは一つの研究課題である。

**二、主張の対象たる株式会社の確定** いま、監査役の廃止論の対象になつてゐる株式会社は、証券取引法による会社であり、いわゆる大規模の株式会社に属している。しかるに、我國の株式会社にはかかるもの以外に中小規模に属する多数の株式会社がある。そこで監査役の廃止論者は、このような株式会社にまでその提案を拡張するのであるのか。かかる拡張的な提案は現実においては殆んど不可能事である。もし、左様であるとせばこれには監査役の存続を認めねばならぬ。大規模の株式会社には監査役の廃止論を支持し、中小規模の株式会社には監査役の存続を認めるのは、一見理論の不透徹が潜めるがようであるが、これは現行商法も改正商法も経済的意義の異なる二つの企業形態を同一の法規において劃一的に規定したところに禍因があるのである。

そこで、中小規模の株式会社には監査役の存続を認めるとせば、それを如何にして存続せしめるのか。大規模の株式会社は監査機能を十分に發揮せんがために監査役の廃止を提案するのであるから、これと対比して監査役を存続をせしめながら、中小規模の株式会社の監査機能を發揮するには、監査役の現状から鑑みて如何なる問題を会計監査理論から向後は要請するべきであるか。これらを明確にすることが監査役の改革論となり得ると思う。

以上の如き諸点についての課題を究めることによつて、はじめて監査役廢止論を筆者は支持し得るのである。

#### 一四、社會的監査制度と監査役廢止論批判

前項において指摘した「株主の利益擁護の監査」から「社會的投資家層全般の利益擁護の監査」への轉換について、まず論証したい。

既に改正商法にて監査役の職務規範は明示していないが、株主總會のためであり具体的には株主の利益擁護のために役立つ監査であることに歸着せざるを得ないのを指摘した。これは商法から離れて會計理論からみても次の如く論証し得る。

それは現代資本主義制經濟社會組織における企業は、企業資本の循環によつて經濟活動をし、そして利潤の追求と獲得をしている。しかるに、その企業資本の循環過程において追求し獲得した利潤並に資本循環過程内に停滯せる部分を價值的に把握せんとする計算思考の具現したのが企業會計である。だが、企業會計となつた思考の根底には、企業資本つまり自己資本及び他人資本のすべてが追求し獲得した利潤の價值的把握を念願するのでない。また資本循環過程に停滯する部分はそれが自己資本と他人資本とのいづれから轉化しているかは明瞭にできぬけれど、その資本の源泉については他人資本と自己資本とを區別して計算し表示せんとしている。かくて、企業資本の循環としての企業の經濟活動を把握するといへ、自己資本を骨髄にした計算思考であつて、企業社は畢竟この骨髄によつていたのである。したがつて、典型的な企業會計たる株式会社會計もその性格においてはこれと異なるところがない。

かかる株式会社會計原理によつて作成した決算書類を株主總會に提出するのは当然であり、株主總會の選出せし監査

役がこの決算書類を調査し株主總會で意見を報告するのは必然である。この意味において監査役の職務の目的論的性格は会計理論及び監査理論からみても、改正商法の企図する目標と符合しているのである。

ただ、この点につき改正商法に付言して置くが、取締役は会社のために職務を遂行する義務を負うのであるから、誠に義務を完遂するとせば、その経済活動を反映した会計書類には株主本位すなわち自己資本を骨髄にした價値的事実を把握したものにならぬ。これを監査役が株主のために調査し意見を報告するということは、意見の相違というが如き問題よりも、更に根本的な会計事実の認識の懸隔が生ずべき帰趨になる。しかるに、かかる理論上考えらる懸隔、その矛盾のないが如く表面にみえるのは、取締役が職務に誠実であつても、会計に関しては資本主義制の企業会計によつてゐるからである。現今、企業会計原則は見方によるとこれらの矛盾を表面化せしめない会計的社會規範としてその意義を認めねばならぬ。敢えて、改正商法の取締役と監査役の職務から生ずる矛盾の潜めることを付言しておく次第である。

かく株式会社会計が自己資本本位の会計であるから、その決算書類もその視点から監査すべきにも拘らず、現下の傾向は強制的社會監査制度として、これを監査せんとするにある。それは資本制經濟社會の發展が証券資本制經濟社會の段階に到達し、会社の持分たる株式は証券たる証券の形態をもつて賣買流通し、証券取引所において廣くは証券流通經濟機構において恰も商品の如く賣買價格が成立するようになった。そこで証券の商品化は類似性のある社債にも波及し、おしなべて会社に関連する株式社債などが有價証券として流通し賣買も讓渡も会社との束縛がなく自由にできるようになつた。かくて株主という同質の經濟關係者よりも社會的投資家層全般という利害關係者が形成されるに至つた。

証券資本制經濟社會において投資家層は会社との關係が遠ざかるにつれて、彼等の保護のためには社會的監査をし、これを制度化する要請の生ずるは必然の帰趨であつた。これが最も代表的にあらわれたのが米國であるのはいうまでも

ない。つまり、財務諸表の公開の必要は勿論のことであるが、これが作成に至るまでに企業会計原則の如き社会的会計規範によつて会計処理をせしめ、これを監査するにも監査基準及び監査実施準則の如き社会的会計規範をもつて、独立の公認会計士による監査をし、その監査証明（監査報告）を添付せんとする対策をとるに至つたのである。

我國ではこれが全面的に実現していないが、尠くとも米國の例を以つて徴するに、会社の財務諸表とその監査証明を証券取引委員会が再審査をし、そしてこれらを投資家層に公示して、投資家層の各人の投資判断の資料を充実にせんとするにある。資料の充実は投資断定を教示するものでない。したがつて、判断は他の社会的諸情勢を加味するのも自由であり、財務諸表のみを以つて判断するのも自由である。しかし、これらはいくまでも投資家の利益擁護の対策に他ならぬから、投資の固有危険は投資家の負担であつて、轉嫁し得ないのは当然である。また、この判断資料は株主と社債権者のそれぞれによつて異なるけれど、融資関係者取引関係者も見方を異にした判断資料に利用し得るし、更に現在のこれらの利害関係者のみならず、將來の利害関係者もそれぞれの必要に應じて利用するのは自由にある。かくて、社会的投資家層は社会の利害関係者全般のために、監査は強要せざるを得なくなり、強制的社会監査が制度化してきた。だから、社会性のある強制監査制度は、証券資本制経済社会への発展、証券流通経済機構の成立、証券取引所の確立にともなつて生じた監査の現象形態であるといわざるを得ない。かく現代の「社会的投資家層全般の利益擁護の監査」を考へるときは「株主の利益擁護の監査」も包括され、監査役による監査よりも社会的会計規範による公認会計士の監査の方が優り、また社会的に合目的性があり得る。

しかしながら、これらは証券資本制経済社会が発展した場合において妥当する理論である。これに反して我國の如きは未だかかる発展段階に到達していない上に、投資家たる株主も未だ商品として証券を取扱つている者ばかりでない。

ここに、米國の如く証券資本制經濟社會で眞に投資家保護の必要に驅られた社會においてさえ、前記のように株主總會又は株主の利益擁護が州法によつて企図され、會社も株主第一位の取扱をしてゐる統計的事実をみると、我國の場合にも監査役の廃止は會計監査の本質的任務を全く抹殺してしまふに等しい。だから、大規模會社といへども証券取引法に關係ある會社、時には同法による強制監査の命せられる會社においては、かかる現象形態をそのまま受け容れるのは充分その意義はあるが、然らざる大規模會社に會計監査役の本質的任務を遂行するままにすることも考え得る。この論を進めると、いわゆる大規模會社には會社の機關たる監査役を廃止するのは全面的には適當でない。もし、社會的な監査制度として全面的に廃止せねばならぬとせば廃止を不適當とする株式會社は、監査の本質的任務を潜めつつ現象形態である強制監査という社會的任務に擦り替えらる事實を認識すべきである。筆者は株式會社の會計監査又は財務監査の本質とその現象とをかく解することによつて監査役の廃止論を支持する會社の限界を明らかにしたのである。

しかるに、現在の監査役の監査は形式的であり、その効果に見るべきものが少いと理由で廃止論を提案する意見に筆者は直ちに賛成し難いのである。何故ならば、この理由は監査役に対する世評、したがつて監査役の多数が恐らく占めるであらう狀況に基いてゐるけれど、世評に反して監査役の監査職務の遂行せる事實は少数ながらあり得る方を忘却してゐるからである。その上、監査役には事務關係者が多数を占め、また、その前歴から推して多く會社運営の體驗をもち、且つ彼等は年令的には高位にある。もし、この社會的な監査の現象形態の傾向によつて會社の役員が監査への認識を深め、株主その他一般に監査思想が普及するというあり得べき情勢を予定すれば、現在の監査役の積極的活動は絶望という論拠のみが出てきない。既に指摘せるが如く、彼等のすべてを時にはその若干名を常任監査役にし、監査遂行量の多寡に應じて監査役付の職員を配して、その監査を決算書類に表示せる前段にある經濟活動の記録と會計処理との

監査（業務監査）までを実施し、財務監査体系を充実に機能が発揮せば、それにも社会的信用はあう得る。会社の機関自体の欠陥、監査役の人を得ないという難点が、徒らに現下の世評の如く形式的となりその監査効果を弱化したとは断じ得ない。株式会社の英米会社的色彩への改正、米國にみる有價証券法及び証券取引所法、SECに接近せんとする傾向のために、かかる一面のあることを隠蔽されたままで監査役の廃止論を提案するのは正鴻を得ない。監査理論に関連して、この点に賛成し難い理由を明らかにする次第である。

### 一五、内部統制組織と監査役改革論批判

我國で公認会計士が株主總會へ提出する年次決算書類を監査し、ひいては証券取引法による財務諸表を監査する場合でも、監査に必要な社会的会計規範が漸次制定されつつあるのは前言の通りである。しかも現実に監査し強要するにつれて、これらはその試練を経て補充又は修正のあることも予定されるが、尠くともこの点を予定しても、目下の監査基準及び監査実施準則に定めているがよくな内部統制組織すなわち内部牽制組織及び内部監査制度を被監査会社の受入体制として整備されねばならぬ。そこで、監査役をこの内部統制組織の管掌者にすべしという意見がある。この意見は監査役の廃止論よりは改革論の類型に属するようである。しかし、以下の理由からこの意見は監査役廃止論に属するといわねばならぬ。

およそ、内部統制組織を包括的に内部牽制組織と内部監査制度とがあると解しても、その理解の仕方の如何によつて論点に相違が生ずる。監査役に関する意見はこの解釈に連関するところが多いから、論点を明確にして置かねばならぬ。

一、もともと、独立の公認会計士の監査は、被監査会社の会計に関する諸事実と諸記録を精密に監査し、その不正嘘偽誤

謬などの摘発とその発見につとめるのは当然であるが、監査の経済性を考慮し且つ被監査会社の経理事務組織を酌量して、これらの摘発と発見の労を極力さけ、これを会社の内部統制組織に委譲せんとするにある。社会的会計規範としての監査基準及び監査実施準則に定めるところの内部牽制組織及び内部監査制度はかかる機能的組織である。ただ、その機能的組織が公認会計士の監査において、果たして有効に運用され、またその信頼性が奈辺にあるかは被監査会社の組織の如何によつて異なるから、公認会計士は監査の計画に際しても、また監査実施の途上においても留意せねばならぬ。その結果、全面的に内部統制組織に信頼できぬ場合には、不正嘘偽誤謬の摘発と発見につとめねばならぬはいふまでもない。

かく監査の受入要件として整備する内部統制組織は、具体的には(一)記帳技術的に誤謬脱漏を防ぎ、(二)事務係を分業して相互に連絡を図つて、はじめて一貫せる経済活動になり得る組織である。そして更に(三)その計数が正確に記録され、また原價計算が所定の方針によつて進行しているか否か、更に能率監査、財務比較をせる場合に比較監査をするなどの諸種の審査が含まれる。このうち(一)及び(二)は主に内部牽制組織に属するし、(三)は内部監査制度に属する。しかし、かかる内部牽制組織は組織自体によつてその目的の達し得る自檢制度であり、内部監査組織は他檢制度であり、廣大なる組織がなければ、その目的は達成できるものでない。ただ、その運営を円滑ならしめるために、指令者に權威あることが絶対要件である。だから、この程度の他檢制度では社長室付職員を以つて、充分にその目的を達し得る組織にできるのである。換言せば、監査基準監査実施準則に要請せる限度の内部統制組織については、その管掌者として監査役がその任につくほどでない。むしろ、問題はこの限度を超えた内部統制組織を備える場合の管掌者として監査役を就任せしむべしという点に意見が出されているのである。

二、しからば、かかる限度を超えた内部統制組織とは如何なるものであるのか。米國においては、この歴史的事実は古く、既に前世紀末頃から独占資本による産業支配のための長期金融又は証券操作を担当する組織部門に起源するといふ見解もあるが (Jackson, J. H., *The Comptroller: His Functions and Organization*, 1949, pp. 7-8.) 今世紀以来はその性格を変質し、その組織も異なる機能をもち、例えば (イ) 租税関係を含めた会計問題 (ロ) 市價決定又は市況に関する調査 (ハ) 内部監査のために経営の内部外部に確認の資料を蒐集して監査又は検査する問題 (ニ) 支配会社として対支配会社との関係で綜合財務表を作成し、更に定期的には必要に応じて臨時的に各種の調査報告書の作成 (ホ) 工場会計に関する限りは工場簿記、賃金計算表、作業時間票、製造指図書、原價計算、各種傳票証憑類から送狀に至るまでを監査し、その原價報告書などを本社に送付する仕事などの如きを担当するような組織へと変つた (Jackson, *ibid.* pp. 16-7.) のがこの一例である。

ここにおいては、我國の場合でいえば、監査基準監査実施準則などに要請せるがような内部統制組織の限度から超えた組織になつてゐるが、未だ本質的变化があるとはいえない組織の段階である。しかるに、一九三〇年末から米國經濟社会諸情勢の変化によつて格別の変化を遂げるようになり、最近に至つては、米國會計士協会 (AIA) が内部統制の指示をなすに至つた。すなわち、それによると、内部統制とは、経営の組織計画、経営あらゆる相互連絡の方法及び安定の手段が包括される。したがつて、これには資産を保全し、會計記録の資料の正確度と信頼度とをチェックし、経営能率を増進し、所期の経営対策の促進することの計画、方法、手段が包括されることになる。これが故に、内部統制 (Internal Control) とは語義の示す内容以上の問題をもつ訳であるから、内部統制組織 (System of Internal Control) とは會計及び財務部門の職務に直接の関係ある事項以外のものまで含めた組織である。換言せば、予算統制、標準原價、

定期の業務報告の如き会計及び財務部門の職務の外に、統計的分析とその分析結果の通報、従業員が自己の職責を遂行できるようにする従業員訓練計画、内部監査の実施を充分ならしめる係員訓練計画、更には時間研究及び動作研究の如き工場管理の問題から製造部の職務に該当する品質統制までもその内容に含めるようになってゐる。(Internal Control, Elements of A Coordinated Systems and Its Importance, To Management And The Independent Public Accountant.—AIA.)

かかる内部統制組織を客観的に指示として具現せねばならぬ段階にまで米國は到末してゐるのは想像できる。我國においてもこれに類似する組織をもつ株式会社もあるかも知れぬが、問題は内部に属するから断定のかぎりでない。しかし、その有無は別として、一般にこの如く固有の会計領域から脱却して、更に廣く経営内部の計画的諸問題に干與し、また各部門の相互連絡を図り、部門業績を測定し批判し、そして経営管理上の資料を提供する組織が予定されるとしよう。しかるときに、これが管掌者いわゆるコントローラーの地位に監査役を就任せしめるといふ意見になる。

三、しかし、この意見は株式会社に取締役会が機関としてできることを前提にせば、妥當な構想の如く見えるかも知れない。けれど、改正商法における監査役の職務は会計に関する監査である。これをかかる会計の監査職務までを担當せしめるのは監査役の改革論であつても、改正商法の監査役の問題ではない。監査役を廃止し、その上に内部統制組織の管掌者にせしめるといふ論理からなる改革論である。この意味において、意見の実質は監査役の廃止論であると筆者が指摘した所似である。

しかし、監査役による財務監査体系は会計の監査のみでなく、その前提にある業務の監査を随伴する理由を述べたが、その業務監査の拡張として内部統制組織の管掌職務を担当すること自体が監査役の改革意見を成立せしめるものではないかとの反論もあるかも知れぬ。しかし、これについても筆者はその監査の理論的根拠から賛成しない。

それは、およそかかる内部統制組織が最近の米國の一例のような傾向をとらぬとしても、監査基準及び監査実施準則の要請する限度を超えるものであれば、会社自体の運営のために貢献する統制組織になるのは必然の帰趨である。会社自体の運営と株主の利益とは密接なる関係にあるけれど、必ずしも同一でない。そこで、もし監査役が業務監査を拡張して内部統制の職務を遂行すれば、監査役自体の本質的職務たる株主の利益擁護とは一致しない職務遂行になり、遂には、改正商法の取締役の職務たる会社のために運営する義務の規定とその区別がつかぬ結果となり、監査役の職務はもはや変質せざるを得なく、監査役の商法規定のものとは全く方向を異にする。この意味において、監査理論からせば、内部統制組織の管掌者への就任は監査役を廃止して、その後管掌者たる方向に仕向けるべき方法をとらねばならぬ。筆者は反論に対しても單純なる改革論でない論ずる理由はこの点にある。

まして、これらの理論的矛盾の潜めることを無視して、現下の監査役を内部統制組織の管掌者に就任せしめ得るか。内部統制組織の管掌者は米國の例に徴すれば、執行取締役に該当する場合が多いが、これらは取締役会の下位の構成組織であり、見方によれば会社の一経営部門にすぎない。我國の場合は予想の限りではないが、内部統制組織は経営の一部門たることには誤りがない。現下の監査役には当該会社の職員経歴を以つて役員的第一階梯として監査役に就任する場合もあれば、会長、社長、専務常務取締役などの前歴者もかなりあるのは前掲の如くである。この会社の職制の慣行が向後もあるとせば、果たしてかかる前歴者がこの地位につき得るか否かは言を俟たない。

以上の如く、公認会計士の財務監査のために要請せられる内部牽制組織及び内部監査制度の限度においては、監査役の職務を変更せしめることの前提そのものが無意味である。また、かかる要請の限度を超えた経営管理の計画的任務の遂行に監査役を振向けるのは監査役の性格を異にすることによつて可能である。ましてや、現下の監査役をこれに改革

せんとする如き意見においては全くその論旨が実情に合致せざるものである。故に、監査役を内部統制組織の管掌者と連関せしめて論ずる改革諸案は、外面的には妥当性のあるようであつて、理論的には全く矛盾の潜在せる意見である。内部統制組織については監査役を何らかの関係において論ずること自体が無意義なる点を強調したいと思う。

#### 一六、中小規模の株式会社の監査役存続論

最後に、いわゆる中小規模の株式会社の監査役について一言したい。これらの株式会社の監査役の資料入手の困難なるため、その現状把握のできないのは遺憾である。しかし、上述の大規模株式会社との連関において理論的考察は可能と考へる。

およそ、大規模の株式会社の監査役は監査理論からして各種の前提条件が充たされるならば廃止することは是認でき、中小規模の株式会社においては、廃止よりはむしろ各種の條件に應じて種々の解釈がなし得るといわねばならぬ。何故ならば、大規模会社の監査役は会計監査の本質的性格において変わらないでも、証券資本制経済社会の発展によつて、社会的な会計監査という現象形態が強く表面化し得る諸制度が生成し、且つ確立せんとするに至つたから、監査役の廃止論の一つが妥当性をもつた訳である。しかるに、中小規模の株式会社においては、その株式時には社債などがあつても、証券市場にて商品の如く賣買され証券に独自の價格が成立するものでなく、それだけに社会的投資家層全般に對する利害関係は稀薄である。したがつて、監査役に對しては別の視点から検討を要するものがあるからである。

断るまでもなく、中小規模の株式会社でも証券市場にてその発行証券が公募され且つ賣買の自由に行はれているものは、中小規模の株式会社の概念には入らず、大規模の株式会社の範疇になる。この意味で、中小規模の株式会社は資本

金又は（優権資本）の多少、株主数の多少などの如き数字的標識を以つて區別すべきでなく、証券市場との関係、具体的には証券取引法との関係によつて定まるのである。

一、さて、かかる株式会社に対して監査役を廃止し、これに代えて公認会計士を以つてしても、社会的監査の意義は認め得ない。米國においてすら、かかる会社に対して監査をしても、その社会的影響の少い事実から監査意見の差控をしてゐる。これによつて監査費は二割五分節減できる事実があるという。(Mc Gladrey, One Firms' Successful Experience with Non-Opinion Reports, Journal of Accountancy, 1949, July.) 経費の節減は意見の表明を求めないでも、株主又はその関係者が充分に会計についての認知と納得ができるために外ならぬ。この点からみて、中小規模の会社には改正商法の監査役を存続せしむべきであるという一般的論結が得られるのである。

二、しかし、監査役がその前歴においても年令においても、事務関係又は技術関係の如何なる状態であるかは不詳であるが、株主の利害関係の範囲が、一種の同族会社又は従業員が若干の持株をした個人經營的なる株式会社であれば、改正商法のいうように、監査役は株主總會に決算書類の調査とその意見報告をすれば足り、常任制も亦無用である。株主自体が常時に会社を監視しているといえるからである。しかし、監査役も單なる形式的な監査に終ることは、現代の監査思想の重要性から許されぬのは勿論である。

三、けれど、証券市場とは関連がないが、株主の数もかなり多数になり、その債権者又は取引関係者も複雑化した株式会社においては、監査役は常任制となるべきであつて、今日の如き非常勤制は正に批難すべきである。常任制のうちでも、その監査職務遂行量の多寡によつて監査役の員数は伸縮するが、それは大規模の株式会社にて常務取締役の員数と相比する前掲の統計的事実は示唆に富む。世評往々監査役の員数増加は重役報酬に関係するところ多いという理由で

減少する傾向にある。しかし、監査職務の遂行量は過去のままとしてその員数の制限は慎しむべきである。常任制の多数が効果において却つて望むべき点がないとせば、常任非常勤の両制の併用もあり、常任監査役を少数にして監査役付職員を拡充して内部監査に着眼するも一案である。

四、時には監査役が前掲の如く兼任となる結果却つて所期の目的の達し難い場合には職業的会計士をして監査役の代行にするのも考えられる。また、英國会社法に見るが如く監査役を存続せしめて、その資格を職業的会計士にすることもあり得る。しかし、これは中小規模の株式会社でもかなり株主の数を増加し、彼等の利益擁護を客観的に図らねばならぬ必要がある会社において問題となるだけであつて、同族会社又は個人経営的色彩の会社には第三者的職業会計士の人を得ること自体に難色がある。したがつて、敢へて法規によるよりは必要に應じて株主總會の自覚ある選任方法によつても可能である。

いづれにしろ、中小規模の株式会社には監査役は存続せしめることは、監査役の本質的任務を本然の姿において發揮せしめようという点において、その理由がある。ただ、それが株主の利益擁護の必要度とその環境によつて修正的改革があり得るのみである。かくて、監査役には廃止論と存続論又は修正的改革論があり得ても、それぞれの妥当する株式会社の場面には異なるところがある。就中、存続論又は修正的改革論は中小規模の株式会社の場面に存在理由をもつといわねばならぬ。かかることが中小規模の株式会社で問題になつて、理論的に統一した監査役論の研究のできないのは、改正商法自体が一つの法規で経済的性格の異なる二つの類型の株式会社を規定していることにある点を再記したのである。

# 税法に於ける減價償却

渡邊進

- 一、シャウプ勧告に於ける減價償却とその実現
- 二、減價償却の單位とアメリカ税法に於ける減價償却
- 三、我國税法に於ける減價償却とその難点
- 四、耐用年数改訂の基盤

## 一 シャウプ勧告に於ける減價償却とその實現

固定資産の減價償却に関しては、第一次シャウプ勧告は次の如く我國税法の不備を指摘しその改善を勧告している。

(1) 大部分の納税者は、固定資産についてなされるべき減價償却を決定するのに、一定の方針に従っていないことが非常につきりした。税の目的のために認められている固定資産の唯一の減價償却の方法は、定率法である。これは確かに減價する企業資産についてのよりよい減價償却の方法の一つであることは認められている。本使節團に対して、特に法人に有利となるように、定額法に基いて固定資産の減價償却を認めるべしとの非常に多くの要望があつた。

税法に於ける減價償却

これ等の減價償却の方法及びその他の各種の減價償却の方法は、会計士に十分知られているものである。一般的にいつて、一事業年度の眞実の所得を最も正確に見積ろうとするならば、異なつた種類の資産は、異なつた方法の減價償却を必要とするであろう。納税者には、一または他のいずれかの減價償却の方法を使用し、しかもできるならば、異なつた資産に対しては、数種の方法の使用を、税務当局の甚だしい制限を受けずに使用し得る合理的な範囲の自由が與へらるべきである。

(2) しかし、一事業年度の納税者の眞実の所得が、税を課するために定められるべきであるとするならば、各方法は一貫して守られねばならない。また納税者は、事前に大藏省の変更の認可を得なければ、その減價償却の方法または各方法によつて減價償却をされている資産の形態を変更してはならない。大藏省は、減價償却の方法を変更する結果、納税者の所得計算においてどんな調整が必要とされるかということを変更を許可するならば、收入を確保することができるであろう。従つて大藏省は、減價償却の方法に関する研究をなすこと、更に個人及び法人の納税者が、使用を許される数種の方法および納税者が一定種類の資産に関して特定の方法を選択した後に、一の方法から他の方法に変更することを許される一般的な条件を示す適当な通牒が出されることを勧告する。

(3) 大藏省自体は、資産の耐用年数を決定し、税に関して評價する必要がある資産の價額を決定する上において、所得税、法人税を取扱う専門家を助ける技術者を持つていない。評價と資産の耐用年数とは非常に特殊化された性質の問題であるので、これらの特殊問題を取扱うために大藏省に必要な技術者を増加することが必要欠くべからざることと考へる。従つて早い機会にこの技術者が、以上述べた目的のために大藏省に採用されることを勧告する。(以上シャウア使用

報告書、卷二、一三八頁—一三九頁。但し(1)(2)(3)の区分は、その内容に従い便宜上筆者が之をなしたるもの)

右の減償償却に関する勧告の趣旨は大いに尊重せられ、その大部分は昭和廿五年四月一日より施行の改正法人税法及び改正所得税法に具体化されるに至つてゐる。尙税法特に所得税法において減償償却に関する事項が今回の改正により始めて明文化するに至つたことは正に劃期的なるものといふことができる。(法人税法第九條の八、附則二十二、所  
得税法第十條の五、附則二十四參照)減償償却に関する「勧告」が我國税法に取入れられるに至つたその具体的内容は次の如くである。

(1) 有形固定資産(註1)の減償償却については、定額法又は定率法の何れかの選択使用が認められる。無形固定資産(註2)の減償償却は定額法による。但し鉱業用固定資産(鉱業経営上直接必要な固定資産で鉱業の廢止に因り著しくその價値を減ずるものをいう)の償却については、鉱業権及び坑道は生産高比例法によるべきものとされており、その他の鉱業用固定資産には、定額法、定率法、生産高比例法のうち何れかの選択が認められる。(法人税法施行規  
則第二十一條)尙右の選択届出が一定期日までになされなかつた場合には鉱業用有形固定資産は生産高比例法、鉱業用固定資産以外の有形固定資産は定率法によらねばならない。(法人税法附則二十  
一條第二十)

減償償却方法の選択に関する届出がなされなかつた場合適用せらるべき方法については、右に述べたる法人の場合と概ね同様の規定が所得税法にも設けられている。(所得税法附則二十四、所得税法施行  
規則第十二條の六及び第十二條の七)(註3)

鉱業用固定資産を別として、一般に商工業について云えば、右は従来法人の有形固定資産について認めていた定率法を、定率法及び定額法の選択にまで拡大したにすぎない。即ち償却基金法、年金法、作業時間比例法等は認められていない。この程度の選択が果して「勧告」の意図していた減償償却方法の選択に関する「合理的な範囲の自由」に合致するものであるかは明かでない。併し現在では実業界に於てもその範囲の拡大は何等要望されてはいないのであるから、現状に於ては此の程度の選択を以て満足すべきであらう。

尙減償却の方法に関連して「勧告」に於て「定額法に基いて固定資産の減償却を認めるべしとの非常に多くの要望があつた」と述べられているが、之は日常の減償却に關し定率法から定額法への轉換の要望があつたものと解すべきではない。之は恐らく再評價の限度額の算定に關し定額法を用うべきであるとの要望が使節團に誤り傳えられたものであろう。即ち減償却資産の再評價限度額は、取得價額から減償却分を控除したものに物價倍数を乗じて得られるのであるが、此の減償却分の計算に際し、従来實際日常の減償却につき税法上認められていた方法は定率法であつたに拘らず、限度額を現有價值に近づけるために、定額法を用いようという要望である。併しこの要望は資産再評價法の制定に際して實現されずに終つた。

(註1) 有形固定資産(その償却額が所得の計算上損金又は必要経費に算入される。)とは次の諸資産をいうのである。(法人税法施行規則第十條、所得税法施行規則第十條)

- 一 建物(暖房、照明、通風等の建物に附屬する設備を含む。)
- 二 構築物(ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備をいう。)
- 三 機械及び装置(コンベヤ、ホイスト、起重機等の搬送設備を含む。)
- 四 船舶
- 五 車りよう及び運搬具
- 六 工具、器具及び備品

(註2) 無形固定資産とは次の諸資産をいう。(關係條文前記註1に同じ)

鉱業權(砂鉱權及び土石を採掘又は採取する權利を含む。)、漁業權(入漁權を含む。)、水利權、特許權、實用新案權、意匠權、商標權、營業權及び試験研究費(試験研究のため支出された費用で貸借対照表の資産の部に計上されたものをいう。)

右のうち試験研究費については之を無形固定資産から除外し、繰延資産として隨時損金に算入することを認むべしとする要望が多い。

(註3) よるべき減償却の方法の届出がなされなかつた場合、前記(註1)に掲げた有形固定資産(坑道を除く)について、法人がよるべき償却の方法は、營業用以外の有形固定資産は定率法によるべきこととなつてゐるが、個人の場合には定額法となつてゐる。(所得税法施行規

則第十二條の七) かく兩者を區別した理論的根拠は明白でない。

(2) 所得計算の一貫性を保持し、その操作を防止する目的を以て、一たび選択せられたる償却方法の変更については一定の制限が設けらるべきことは至つて当然である。之に關し法人税法は次の如き規定を設けてその濫用を防いでいる。

法人が自ら選択して届出でた方法又は選択しなかつたためによるべきものとされた減價償却の方法を変更しようとするときは、新たな償却の方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、その旨及び変更の理由を記載した申請書を政府に提出し、その承認を受けなければならない。而して右の申請書が提出された場合に於て、政府は、法人が現にとつている償却の方法を採用してから相当期間を経過していないとき又は変更しようとする償却の方法によつては所得の計算が正確に行われ難いと認めるときは、その申請を却下し得るものとなつてゐる。尙当該申請の承認又は却下は当該申請をなした法人に通知されることとなつてゐるが、当該事業年度終了の日(中間申告を要する法人については、当該事業年度開始の日から六箇月を経過した日の前日)までに、当該申請の承認又は却下がなかつたときは、当該申請は承認されたものとみなされる。(法人税法第九條の八第三項。右の規定は棚卸資産の評価方法を変更せんとする場合の規定が準用されたものであるから、その内容は全く同一である。) 所得税法にありても之とはほ同様の規定が設けられてゐる。(第十條の五第三項)

(3) 右に述べたる如く減價償却方法の選択、及びその変更については、既に改正税法に具体化され一應解決したものと見ることが出来る。而して固定資産の減價償却について残る問題は第三点の耐用年数の問題である。この問題については既に大藏省、日本租税研究協會、各種民間經濟團體等に於て研究が開始され、一部その成果を示したものもある

税法に於ける減價償却

のであるが、私見によれば、此の問題の根本的解決のためには、減價償却に対する基本的立場についての共通的理解が必要であると思うのである。例えば固定資産の種類別に又は業種別に誤りなき耐用年数を決定することは必要な事項には相違ないが、それ以前に如何なる目的を以て、また何を單位として減價償却を行うのであるか、耐用年数決定に当り之に影響を及ぼすべき諸條件等について、また一つの立場を保持したる場合に於て当然予期せられる諸結果等について誤りなき理解を有することが是非とも必要である。本稿はこれ等諸点の究明を目的とする。

## 二 減價償却の單位とアメリカ税法に於ける減價償却

減價償却とは固定資産に投せられたる資本を、その有効耐用年数に組織的継続的に割当てて回収することであるが、ここに問題となる資本の回収は具体的実体としての個々の企業に於ける資本の回収であつて、例えばその企業の属する業種一般の平均ではないことは至つて明かである。嚴密に云えば、同一業種に属する企業にありても、その置かれたる諸條件の相違により、固定資産の有効耐用年数を異にするが故に、固定資産原價を期間的に配分してその回収を図り得べき年数は企業毎に異なるべきである。従つて税法が取扱の便宜上例えば業種別に或は更に細分して物件別に耐用年数を定めたる場合にも、事態の進行に應じ個々の企業の実態に則するようその残存耐用年数の改訂を行いて調整し得る途を残すべきものと考へる。我國税法に於て認める耐用年数は後述する如く甚だ固定的なものであるから、右の観点から再検討する必要があるであらう。次いで減價償却の対象を個別的な物件に置くか総合的な一体に置くかということが耐用年数決定の問題に関連して考慮されなければならない。両者は單なる形式上の區別ではなく、総合償却の場合には、総合の範圍、総合償却の率（又は金額）の組成、附隨的問題（例えば一部固定資産が廃棄されたる場合の廃棄

損益の計算)等の諸問題をその内に包含するものである。

減價償却の單位としては通常次の如き分類が考えられている。

(1) 個別償却 (物件別償却)

理論的には、切削機、旋盤、電動機、その他の機械器具等を物件別に減價償却の対象とすることが適當である。此の場合には固定資産の各物件について勘定が設けられ、各々の取得原價及び減價償却額が記録される。然しこの方法は他の方法に比し記録のために手数と費用を要し、且つ物件別の見積耐用年数に基き計算されたる償却費は後述グループ別償却の場合よりも不正確であるといわれる。グループ別償却の場合には多数の項目を含み此の間平均の原理が働くからである。

(2) 種別償却

各々の固定資産項目には耐用年数の長短あるに拘らず、その用途によつて分類せられ、かく分類されたる一團毎に勘定が設けられる。各々の耐用年数を無視して多数の物件を同一勘定に属さしめるといふ点は綜合償却に類似しその一変形と称することができる。此の方法に於て普通行われる分類は次の如くである。

建物。機械設備。什器備品。運搬具。等

(3) グループ別償却

種類均しく耐用年数は均しき固定資産を一グループとして償却する方法である。一グループに対して一個の勘定が設けられ、グループ内のすべての物件には一つの償却率が適用されるから計算が簡單である。一グループに属する物件の数が大なる程(その一部は見積耐用年数に達せずして脱落するも、見積耐用年数以上に生き残れる他の部分によつて

カバーされるが故に) 正確なる結果が得られるとされている。グループ別償却はその内容が同種のグループのみならず、ほぼ同様なる見積耐用年数を有する異種の物件より成るグループにも適用し得るものと考えられている。

(4) 総合償却

総合償却にありてはあらゆる償却資産が一勘定に包含せられ、一箇の総合償却率が適用される。即ち償却資産の総体を一つの償却単位とするのである。之は斯く総合せられたる固定資産の全体とその部分との関係を、一つの機械とそれを構成する部分品との関係と同一であると見るのである。(一工場全体を以て一償却単位とすることが不都合であるとすれば、一機械を一償却単位とみることも不都合であつて、機械を構成する歯車、槓杆、動輪の各々に対して別個の記録を保持する必要を生ずるであろう。) 云わば一工場を以て多数の関連せる部分より成る一マンモス機械ともいふべき一つの機構と考へるのである。

総合償却率は、先ず総合勘定に含まれる固定資産をグループ別に分類しその各々に必要なる償却費を求めて合計し、之を全体の総原價で除して得られるのである。(註4)

総合償却に対する難点は、総合償却の適用される固定資産の綜合体の内容に變化を生じたる場合に生じる。その一部が廃棄されたる場合必ずしも同一物を以て置換されない。例えば、旧機械が取去られ、之に代位せる新機械は旧機械の二倍の耐用年数を有するものであるかも知れない。故に若し総合償却率が最初に決定せられたるまま固定的なるものとすれば、時の経過と共に固定資産の變動を反映せず、固定資産勘定は現実と懸離れたるものとなる。従つて各グループの占める相對的比率に相當の變化ありたる場合には総合償却率を修正すべきものである。アメリカの税法では固定資産の構成に相當の變化ありたる場合総合償却率を修正することを條件として此の方法の利用を認めてゐる。このことは後

述する我國の所謂綜合償却の場合と異なり、個別的な実体の上に綜合償却率が組立てられていることを意味する。

綜合償却はその適用が至つて簡單であるといわれているが、綜合償却率が適当に決定せられ運用せられるためには、その改訂の場合を予想して、個別償却の場合と同様な固定資産記録を持たねばならないであろう。

(註4) 綜合償却率及び綜合耐用年数(平均耐用年数)は通常次の如くして求められる。

(單位千円)

| 耐用年数によるグループ | 原 價    | 残存 價額 | 要 償 却 額 | 償 却 費 年 額 |
|-------------|--------|-------|---------|-----------|
| 5           | 10,000 | 1,000 | 9,000   | 1,800     |
| 10          | 40,000 | 6,000 | 34,000  | 3,400     |
| 15          | 15,000 | 2,500 | 12,500  | 833       |
| 計.....      | 65,000 | 9,500 | 55,500  | 6,033     |

綜合償却率， 償却費年額  $6,033 \div$  原價65,000 = 0.0928

綜合耐用年数， 要償却額計 55,500  $\div$  償却費年額6,033 = 9.1994年

$9.1994年 \times 9.28\% = 85.37\%$

$65,000 \times 85.37\% = 55,500$  (計)

ペイトンは全工場を対象として又は相当異なるタイプの固定資産のグループを対象として総括率を適用することは安当でなく、他に拠るべき方法があるならば総括率による方法を避くべきであると云い、ギルマンは右に述べたる諸方法のうち最も普通利用されているものはほぼ同様の耐用年数を有するものを一グループとするグループ別償却法に基礎を置くものであると云つている。

アメリカの税法では減償償却の單位が物件別であるかどうかによつて、固定資産の一部が廃棄されたる場合、廃棄損

税法に於ける減償償却

益の処置を異にする。物件別の償却の場合には当該固定資産の廃棄と共にそれに関する廃棄損益が確定される。然るに減償償却が多数の固定資産の集合体を対象として行われ、その耐用年数が各個固定資産の平均として定められた場合には、そのグループに属する最後の一單位が廃棄せられる迄は廃棄損益が認められない。そのグループに属する全固定資産が廃棄された後でなければ、減償償却に関する見積が正当であつたかどうかは確定され得ないからである。例えばほぼ耐用年数を均しくする十台の機械が一グループとして減償償却の対象とされたる場合、その中七台は平均耐用年数以前に廃棄されたとしても残りの三台が平均耐用年数を超えて使用に堪え、前者の短命を補うに足るものであるかも知れない。それが個別償却であつて、個別的な記録が保たれている場合には廃棄の都度損益が算出されるが、グループ別償却の場合には、最後の一單位が廃棄せられるに至るまで、その確定が延期されるのである。それまでは、廃棄せられたる固定資産の帳簿價額（間接法による償却の場合には取得原價）と残存價額（又は処分價額）との差額を減償償却引当金に課することが普通の慣行であると云われている。（註5）但しその償却率がグループ中の最も長き耐用年数を有するものを基礎として算定されているときは、廃棄損失が認められる。

右に述べたのは平均耐用年数以下のものが平均以上のものによつて補足される可能性ある場合に起る普通の場合の廃棄（正常なる廃棄）に於ける廃棄損益の取扱に関するものであつて、特別の陳腐化（第四節で述べる）等によつて起る正常ならざる廃棄については、総合償却によつてする場合でも廃棄損失が認められる。

アメリカ税法に於ける耐用年数は右に述べたる如き償却單位を基礎として定められており、その年数は財務省内國歲入局の「告示F」（一九四二年一月改訂）に示されている。この耐用年数表には各業種別に各種固定資産の物件別耐用年数及び可能なる場合には併せて総合償却及びグループ別償却に対する耐用年数が掲げられている。建物及び附屬設備、

動力発生装置、事務用器具備品、運搬具の耐用年数は別個に示されており、特に指示されていない限り前記綜合又はグループ別償却の場合の耐用年数には之等の固定資産は含まれていない。業種別に示されたる物件の種類は至つて多数であつて例えば皮革及皮革製品業ではこの業種の下に百種以上の物件が掲げられている。更に或業種では綜合耐用年数は、十五年乃至二十年等の幅を以て示され、建物について附属設備を包含せる場合と然らざる場合の耐用年数を併記する等多くの周到なる配慮がなされている。而もそこに示されたる耐用年数は我國の如く各企業に共通して一律に適用されるものではなく、一應の手引乃至出发点と解すべきものとされている点は注目を要する。即ち見積耐用年数は平均に基き作成されたものであつて特定の場合にそのまま妥当するものではないからである。合理的なる減償償却率は固定資産の取得の時期に於ける見積耐用年数にのみ依存するものではなく、その固定資産の使用の状態、修繕取替等の如何によつて大いに左右せられるものである。従つて使用の途中に於て最初の見積が誤りであつたことが発見された場合には、残存耐用年数の改訂を行い、かく改訂されたる残存耐用年数のうちに未償却残高を償却し得るよう減償償却費を修正することが認められている。このことは物件別償却の場合には比較的容易である。或機械の最初の見積耐用年数が十五年であり、十年経過後に於てその機械が更に十年間使用可能であることが発見されたとすれば、未償却分が残りの十年間に配分償却されるのである。グループ別又は綜合償却の場合にはその中に残存耐用年数を異にする多数の項目が含まれてるので計算は複雑となる。そこで實際問題としては先ず綜合されたる固定資産につき平均残存耐用年数を決定するのである。此の平均残存耐用年数で未償却残高を除してその後の年々の償却費とする。例えば償却すべき固定資産の原價百万円既償却額六十万円未償却残高四十万円にして、平均残存使用可能年数が十箇年と見積られたる場合には、その後の償却費は四万円となる。之を原價百万円に関連せしめて率で表現すれば償却率四%ということになる。(註6)

## 税法に於ける減價償却

(註5) 減價償却に關し直接法がとられている場合に之を適用すれば、帳簿價額と残存價額との差額は同一グループ内の他の固定資産に附加する  
とらうことになるであらう。

(註6) 本節の敘述のためには次の諸文献に負うところが深い。

U.S. Treasury Department—Bureau of Internal Revenue, Bulletin "F" (Revised January 1942)

Gilman, Accounting Concepts of Profit.

Newlove and others, Intermediate Accounting.

Paton, Accountants' Handbook.

Lasser, Business Tax Handbook, 1949.

大藏省主税局「米英日耐用年数と減價償却」

### 三 我國税法に於ける減價償却とその難点

我國税法の減價償却に対する根本的態度は法人税法施行細則及び法人税の取扱(昭和二十五年九月発表)によつて窺うことができる。

施行細則別表は各種固定資産につきその耐用年数を定めたものであるが、それは同時に斯る耐用年数が適用せられる減價償却の單位を明かにしたものであるとみることができ。別表の構成は次の如くである。

#### 別表一 各事業に共通する有形固定資産

これに属するものは(1)建物(2)構築物(3)船舶(4)車輛及び運搬具(5)工具、器具及び備品の五種類であり、それ等を、建物については用途構造により細分する等三十の細目に分類して耐用年数を定めている。

## 別表二 事業別有形固定資産

これは各事業に属するあらゆる（別表一に定められたる有形固定資産を除く）機械設備等を包含し、（一）金属鋳業（二）硫黄鋳業等百二種の業種に分ち、業種別に耐用年数が定められている。

## 別表三 無形固定資産

特許権、商標権、意匠権等が之に属する。

別表三の無形固定資産関係はその内容が簡單であり減價償却の單位を論ずる本稿では別段問題とならない。減價償却の單位の観点からみると別表一は種別償却であり別表二は業種別総合償却であるといふことができる。種別償却もそれに含まれる個々の固定資産の耐用年数の差違を無視して包括率を適用するといふ点で総合償却に類似するものであるから、我國税法の減價償却に対する建前は総合償却であるといつてよい。

而もこの総合償却は各企業の有する具体的なる固定資産の平均的耐用年数を基礎として各企業に個別的に適用せられる意味の総合償却ではなく、別表二について云えば、例えば医薬品製造業については、各企業の固定資産の構成を一切無視して、この業種に属するものと考えられるあらゆる企業に一率に十二年の耐用年数を課するのである。而してこの耐用年数は同一業種に属するあらゆる企業を通じて固定的であり個別企業の特殊性に應じての伸縮は些かも認められていない。ここに減價償却に関する我國現行税法の特徴があるのであり、その限りなき簡便性と共にその故に発生する多くの不合理性が検討されなければならない。（註7）

右の結果各年度の償却範圍額は同一業種に属する各企業に同一率を適用することにより合計として算出される。「法人税の取扱」綜合通達二〇七は次の如く規定している。「規則第十三條第一項各号に掲げる有形減價償却資産の償却範

閉額の計算は別表一に掲げる資産については種類ごと、別表二に掲げる資産については事業ごとに、且つ耐用年数の異なるごとに計算するのであるから、資産の種類及び耐用年数の同一であるものについては、その償却範囲額は合算して計算する。」

右に於て「別表二に掲げる資産については事業ごとに、且つ耐用年数の異なるごとに」というのは個々の固定資産の物件別の耐用年数の相違を指しているのではなく、別表二に示されたる僅かなる例外的細分を指しているものである。即ち別表二は業種別に概ね一業種一本の耐用年数を定めているに過ぎず、更に細目別に耐用年数を示したるものは僅かであり、且つ細分の程度も至つて少い。(註8)斯くて償却範囲額の計算は、個別的物件から出発したものであるから、自ら合算によつて計算する以外に途がないのである。

(註7) 総合償却の方法は昭和十七年七月の改正により始めて採用されたものである。それ以前に於ては機械の種類構造別又は製造装置別(例えば化学薬製造装置に於けるが如く)に耐用年数を定むる方式がとられていた。また現行「別表一」関係の建物についても建物と附属建物とを区別する方式をとつていた。

(註8) 一業種のうち更に細目を示せるものは次の業種である。

- (6) 石油鉱業(細目、三種)
- (19) 船舶製造業(細目、四種)
- (43) 染料中間物その他コールド分りゆう物誘導体製造業(細目、二種)
- (50) 石油精製及び輸入業(細目、二種)
- (55) セロロイド製造業(細目、二種)
- (61) ガス、コークス及び同副産物製造業(細目、四種)
- (65) 電気業(細目、七種)
- (66) ガラス製造業(細目、二種)
- (67) セメント製造業(細目、二種)

(68) 煉瓦製造業(細目、二種)

(69) その他のよう業(細目、二種)

(102) 前掲以外の事業(細目、二種)

現行税法に於ける減價償却は右の如き意味に於ける総合償却であり、之を支える物件別耐用年数は何等明かにされて  
いない。而もその総合償却率は同一業種に属するあらゆる企業に共通であり毫も伸縮性を有せざるものである。このこ  
とから一般的に次の不合理を生ずるものである。

(1) 別表がその基礎として予定する固定資産構成(それがどのような構成を予定しているのであるかは明かでない  
が)に正確に適合する場合には問題はないが、然らざる企業にありては償却の過剰又は償却の不足を来す。企業の有  
する数十種乃至百種前後にも及ぶ固定資産を通じて総合的耐用年数を定むる場合、その耐用年数が適當であるかどうか  
の問題は別として、別表二に於て同一業種に属するものと認められたる企業間にも固定資産の構成に大なる変化のあり  
得ることを知らねばならない。例えば(29)ソーダ製造業にもアンモニア法によるものと電解法によるものがあり、  
両者は異つた設備を使用している。又(66)ガラス製造業にありても板硝子を製造する近代工業と自動製瓶工場及び  
家内工業的製瓶事業ではその設備を異にし又耐用年数を異にするのである。また固定資産構成とはやや問題を異にする  
が(28)医薬品製造業において酸性の医薬品と非酸性のものでは固定資産の耐用年数に相当差違を生ずるであらう。か  
くて、現行別表の耐用年数が如何なる固定資産構成を標準として定められたものであるかは明かでないが、その標準と  
は異なる構成を有する企業に於ては実質的に減價償却の過不足を生ずべき道理である。減價償却の意味は各企業が固  
定資産に現実に投じたる原價を規則的継続的に回収することであるから、斯る意味の総合償却では当該企業の減價償却  
所要額と一致せざる場合が間々生ずるのである。

(2) 税法の定むる総合償却が全く固定的なることは更に個別企業の特種性との関連に於て不都合なるものとなる。即ち別表一に於て建物のうち劇薬等を使用する工場で腐蝕し易き建物につき別個の耐用年数を定め、又は昭和二十年以後建築のものに短縮されたる耐用年数を認めているが、それ以外には別表一及び二を通じて、その生産設備の置かれたる地理的環境（湿度、地盤沈下、近接地に劇薬等を使用する工場ありて腐蝕し易い状態にあるもの、用水が塩分を含むに至り損耗度を高める等）作業の種類（高圧高熱作業、腐蝕性ガスの使用、震動作業等）操業度等による影響を考慮していない。従つて個別企業の実際からみて現行耐用年数は至つて実情に則せざるものとなる恐れが充分にある。右に述べたる(1)の場合に於てその企業の固定資産構成が現行耐用年数の基礎となりたる構成と一致する場合に於ても(2)の場合の差違が考慮せられざることによつて実際に適合せざるものとなるのであり、(1)の場合に於て予想せられたる固定資産構成と一致せざる構成の企業に於ては不合理は更に一層大となる。

我國税法に定められたる減價償却は先ず右に説明したるが如きものとして理解されることが必要である。

財務諸表等の用語様式及び作成方法に関する規則（証券取引委員会規則第十八号）によれば、附属明細表として減價償却費明細表が要求せられ、そこには資産の種類、取得原價、当期償却額、償却額累計、期末残高、償却累計率（償却額累計の取得原價に対する割合）償却方法の外に償却範囲額に対する過不足額（不足額は朱書）を記載することとなつてゐる。我國税法の定むる償却範囲額は右に述べたる意味に於けるそれであつて、その金額までの償却を行いたる場合個別企業にとつては実は過大又は過少の償却を意味するものであることは既述せる如くであるが、減價償却費明細表に償却範囲額に対する不足額が掲げられたる場合、その意味が果して正当に理解されるであらうか。又近き将来多くの会社は外部監査を受けることとなるのであるが、法定償却範囲額に不足する償却（但し当該企業としては充分なる償却）

を行いて株主配当を行うということが正当に認められるであろうか。若しそれが認められざる場合には、償却範囲額自体が当該企業の実際に即するよう改められて然るべきであろう。

地方税法第四百十四條は固定資産税の課税標準たる價格の最低限度を定めて「市町村長又は地方財政委員会が固定資産の價格を決定する場合においては、その價格は、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費として控除すべき減償償却額又は減償償却費の計算の基礎となる固定資産の價額を下ることができない」ものとしてゐる。この場合にも例えば当該企業が法定償却範囲額以上の償却を行う必要があり、又その余力を有するものである場合には、定められたる耐用年数が実際と適合せざることから不合理が生ずるのであつて、右の規定の合理性が主張せられる以前に先ず償却範囲額の妥当性が確かめられねばならない。

税法に認められたる耐用手数（従つて償却率）が特定の企業にとつて不適当なものである場合には、その影響は当然今回の再評價の限度額（従つてまた実際再評價額）の決定にまで及んでいる。有形減償資産の再評價額は、当該資産の取得價額にその取得の時期及び耐用年数（法人税法の規定により当該資産について定められた耐用年数をいう）に應じて定められた別表第一の倍数を乗じて算出した金額を以て限度額としたからである。（資産再評價法第十七條）そこに使用せられる償却率はその企業内のあらゆる資産（実際の耐用年数は五、六年の短期のものから四、五十年の長期のものもある。）に一率に適用される総合率であるが、資産再評價法は固定資産総体についてではなく、個々の資産につき限度額を計算することを要求したので、同一種類の物件であつて経過年数を均しくするものであつても、その置かれたる業種の相違により、その限度額に大なる差違のあることが明白となつた。次表は増田金六氏によつて示された例であつて、昭和十二年に一万円で取得した変圧器がその施設された業種を異にすることにより、限度額に大いに差違のある

税法に於ける減價償却

ことを指示したものである。(註9)

| 業種          | 耐用年数 | 再評價倍数 | 再評價基準額 |
|-------------|------|-------|--------|
| (65) 電氣業    | 四〇   | 七六・〇  | 七六〇千円  |
| (93) 製永冷凍業  | 三〇   | 五九・〇  | 五九〇〃   |
| (7) 製鉄業     | 二五   | 四八・〇  | 四八〇〃   |
| (8) 非鉄金属精錬業 | 一八   | 三〇・〇  | 三〇〇〃   |
| (4) 石炭鉱業    | 一二   | 一三・〇  | 一三〇〃   |
| (29) ソーダ製造業 | 一〇   | 七・九   | 七九〃    |

右表にみる如く最高は七十六万円、最低は七万九千円であり約十分の一である。

個々の物件につき業種別に比較すればこのような差等を生じる。併し当該企業の有する固定資産を総体として見るならば、——若し綜合耐用年数が当該企業の実情に合致しているならば——一部固定資産の過少の限度額は他の過大の限度額によつて相殺され、総体として再評價法の予定したる如き限度額に落つく筈である。併し乍らここに綜合耐用年数が当該企業の実情に一致しているという保障は存在していない。従つて総体としての限度額の適否も甚だ疑問とならざるを得ない。更に再評價の総額が問題となるのではなく、個々の資産の再評價額(又は限度額)が固定資産税等に於て利用せられる場合には、資産再評價法による個々の資産の限度額(又はそれに基づいての再評價額)はそれ自体としては殆んど意味を持たないものであるということを知らねばならない。それは総体として法人税法上の減價償却費計算の基礎となるという意味しか持つていないからである。

個々の資産の時價と限度額との間に大なる不均衡を生ずべきは資産再評價法自体も之を予想したことであつた。即ち「資産再評價法に関する通達（法人關係）」四八は次の如くその調整を図つてゐる。

「法第三章に規定された再評價額の限度額は、個々の資産について規定されたものであるから、原則として個々の資産について生じた限度額と再評價額との差額を通算することができないものとする。但し総合償却資産に含まれる個々の資産の使用可能年数が異なるため、総合償却資産の耐用年数に應ずる別表第一の倍数により計算した再評價額の限度額が、基準日におけるそれぞれの資産の價額に比較して著しく不均衡である場合には、その價額と均衡を保つように、再評價額の限度額の合計額の範囲内において個々の資産についての再評價額の限度額を調整することができるとする。」

併し再評價の準備期間の不足のために此の條項は一般に利用されなかつたものようである。又右の調整が行われたとしても、定められた耐用年数が企業の実態と相違しているならば全体としての不合理を救済し得ない。

総合償却が個別的物件の基礎を有せず且つ企業の実態に即して伸縮するものではないから、斯るものとして我國現行の総合償却を理解すべきものであつて、この理解を離れてその結果を他の部面に利用せんとする場合には右に述べたる如き不都合を生ずるものである。

然るに総合償却はそのよつて立つ基礎を離れ抽象化に慣れて税法自体が益々その意味を歪曲し恣意的なるものとなりつつあるようである。

例えば「法人税の取扱」綜合通達二〇六は次の如く規定している。

「定率法による減價償却を行う法人で資産の種類及び耐用年数が同一なため又は別表二の事業別固定資産について、

税法に於ける減價償却

当該資産のうち個々の資産の價額が減價償却のため残存價額となつたときは、当該資産は爾後減價償却の対象とならないのであるから償却範圍額の計算の基礎となる取得價額から除算する。」

我國の税法は償却範圍額を総合的に計算するのみであつて、個々の物件別に如何なる償却を行うべきかについては全く觸れていない。(それを指示するためには物件別耐用年数を定めることを必要とするであらう。)従つて別表一に掲げる資産については種類ごと、別表二に掲げる資産については事業ごと、且つ耐用年数の異なるごとに合算的に承認せられたる償却額を、個別資産の償却額として如何に割当てるかについては企業の自由であると一般に理解されている。若しそうでなくて総合償却率と同一の率を以て個別物件ごとの償却を行うべきものとすれば、事業別固定資産には個々に異なる耐用年数のものが含まれているのであるから、使用可能年数が事実上短期のもの(平均耐用年数以下のもの)は廃棄すべき時期が到来しても尙償却済(勿論税法の要求する残存價額を残して)とはならないという結果を招来する。又正確に個々の固定資産の耐用年数に應ずる償却をなすためには個々の固定資産の耐用年数が明かにされていることが必要なのであるが、それは全く欠けている。従つて償却費総額の個別的配分は企業の判断に委ねられているものと解釈せざるを得ないのである。ところで総合償却に於ける定率法は、総合の対象となつた総体としての固定資産の未償却残高に一定率を適用して、平均耐用年数の終りに全体としての残存價額に達するよう仕組まれたものであつて、右に述べたる償却額の個別的配分の結果、たまたま一部の資産が残存價額に達したとしても、之を定率法適用の基礎となる金額から除算するとすれば、所定の平均耐用年数内に償却を完了することが不可能となる。従つて一部の資産の價額が耐用年数の相違から既に残存價額まで償却されたとしても、その残存價額を計算の基礎から除外してはならないのである。

更に又償却方法の変更が行われたる場合に一つの矛盾が起る。「法人税の取扱」綜合通達二〇九は再評價を行わな

つた資産について減價償却の方法に変更があつた場合の取扱を次の如く定めている。

(一) 定率法から定額法への轉換

当該事業年度開始の日における帳簿價額を取得價額とし、実際の取得價額の一割を残存價額とし、当該資産につき別表一又は別表二に定められた耐用年数から経過年数(……)を控除したものを耐用年数としてその後の事業年度の償却額を計算する。

(二) 定額法から定率法への轉換

当該事業年度開始の日における帳簿價額を取得價額とし、実際の取得價額の一割を残存價額とし当該資産につき別表一又は別表二に定められた耐用年数によりその後の事業年度の償却額を計算する。

(一)の場合には残存耐用年数を用いてその後の事業年度の償却額を計算し、(二)の場合には経過年数を考慮せず全く新規資産に対するが如く法定耐用年数を用いるのであつて、両者の間に甚だしき不公平を生ずると共に、税法の規定する耐用年数の意味を著しく曖昧ならしむるものである。

右と同様なる矛盾は再評價を行つた資産について償却方法の変更があつた場合の取扱についても見られる。即ち綜合通達二二九は定額法から定率法への轉換の場合次の如く処理すべきものとしている。

当該事業年度開始の日における帳簿價額を取得價額とし、再評價額の一割を残存價額とし当該資産につき別表一又は別表二に定められた耐用年数によりその(後の?)事業年度の償却額を計算するものとする。

凡そこれ等は耐用年数が余りにも個々の固定資産との関連を失い、綜合償却の觀念が浮き上つたものとなり正当に理解されていない証左とすべきであらう。

(註9) 増田金六氏「法定耐用年数の検討」(企業研究会編「企業と税制改革」中)

なお減價償却が総合的に行われ個々の固定資産に関する適當なる処理方法が定まつていないことの結果、部分の計算の信頼性が薄弱なものとなるのは当然である。

例えば固定資産の一部の賣却又は滅失のあつた場合、綜合通達二〇二は次の如く規定する。

法人が間接法による減價償却をなしている場合において固定資産の全部又は一部を賣却したときは、当該賣却資産の記帳價額からその資産に属する減價償却引当金を控除した金額が賣却原價となるので、法人がもし記帳價額で賣買損益を計算したときは当該賣却資産に属する減價償却引当金に相当する金額を益金に算入する。固定資産の一部が滅失した場合もまた同様である。

減價償却に関する記帳が間接法で行われている場合、右の考慮は当然必要なのであるが(註10)、ここに「当該賣却資産に属する減價償却引当金に相当する金額」とは如何なる金額であるかは明白でない。個々の資産に対する減價償却額配分の方法が定められていないからである。若し各固定資産の記帳價額の割合で按分して「当該賣却資産に属する減價償却引当金」を計算するものとすれば、各固定資産の耐用年数の相違により大なる不公平を生ずるであろう。従つてそれは企業の判断に應じて当該資産に属するものとして計算された減價償却引当金によるのほか途がないであろう。このことは綜合通達二一一の規定によつてみることが出来る。

固定資産の一部を賣却した場合の賣却原價は、原則として賣却資産の取得價額からその資産に対する賣却当時における實際償却累計額を控除した金額によるべきものであるが、その計算が困難であるときは帳簿價額によることができ(註11)

思うに処分損益に対する税法の態度は、固定資産総額の枠が定まっているのであるから、一部に於ける過大償却は他の部分の過少償却によつて相殺されるものであり、全体として大した不都合は生じないとの見解に基づくものであろう。併し一部資産の処分せられた当時に於てはそうも見られるのであるが、その後の物價変動等を考慮するならば、処分損益によつて企業の影響は決して同一ではあり得ない。又然らざる場合にも損益の期間的配分の正確性を害する恐れは充分ある。

同様のことが一部固定資産の評価損益の場合に考えられる。

法人税法施行規則第十七條及び第十七條の二は時價までの評價換を行い評價損益を計上することを認めている。(註12) 併し評價損益算出の基礎たる個々の資産の帳簿價額が必ずしも確実性を有せざることにより、損益の期間的配分に歪曲を生ずるであらう。

個別の固定資産に基礎を有せず且つ従来用いられた定率法の簡便性(未償却残高に常に同一率を適用し得るといふ)の故に、綜合償却の本義を離れて全く誤用の域に達している例も見出される。例を修繕費と資本的支出の区分にとる。シャツプ勧告に基づき法人税法は資本的支出と修繕費との間に一線を劃し、修理改良その他名義の何たるを問わず、固定資産に投せられた支出で次の各項に該当するものは資本的支出とするものと定めた。(法人税法施行規則第十條の二)

(1) 当該支出金額のうち、その支出に因り、当該固定資産の取得の時において通常管理又は修理をなす場合に予測される当該固定資産の使用可能期間を延長せしめる部分に對應する金額

(2) 当該支出金額のうち、その支出に因り、当該固定資産の取得の時においてこれについて通常管理又は修理をなす場合に予測されるその支出をなした時における当該固定資産の價額を増加せしめる部分に對應する金額

右の部分を資本的支出とすることについては原則として何等疑問を挟む余地はない。(註13) 併し乍ら、右の金額が資本的支出として固定資産勘定に附加される場合、之に適用される償却率は別表一又は別表二に定められたる耐用年数に基づく償却率であると解釈されている。これは固定資産に対する附加部分を、耐用年数の上からみて、恰も別個の独立したる固定資産を新規に取得したるが如く取扱うものである。價値の増加を未したるものとして資本的支出とされたる部分も(例えば屋根の葺替え)実は主たる部分の除却と共に使用せられざるに至るのであつて、理論上主たる資産の残存耐用年数を以て償却し盡さるべきものである。また耐用年数を増加するものとして資本的支出として取扱われたるものは、主たる資産と一体として耐用年数を延長せしめたる限度に於て償却を完了すべきものである。

簡便なる綜合償却率の濫用もここに至つては、その法外なる適用を阻止し、その本来の趣旨に立帰らせなければならぬ。

(註10) 固定資産の一部が除却されたる場合の貸借対照表に於ける取扱として「財務諸表等の用語様式及び作成方法に関する規則」第二十條は次如く規定している。

有形固定資産を除却したときは、当該固定資産の原價及びその減價償却引当金の額を当該科目についての計上額から除去しなければならぬ。

(註11) この規定自体も甚だ奇妙である。取得價額から實際償却累計額を控除したものが帳簿價額となつていたのであつて、前者の金額の算出が困難ならば帳簿價額によるということは意味をなさない。或は右の實際償却累計額が物件別の耐用年数に應ずる正当なる償却累計額を指すのであれば全文の意味は通ずるが、もともと物件別の耐用年数が定まつていないのであるから之は無理である。

(註12) アメリカ税法においては此の場合の評價益は課税の対象とならない。評價益は未実現の利益であるからである。尤も評價益による増價額については減價償却は認められない。同様に評價損失は所得から控除されるべき損金ではない。我國税法にありても多くの部面に於て実現損益と未実現損益とを区別することが必要であると考えらる。

(註13) アメリカ税法に於ても兩者を区別する原則はほぼ同様である。即ち實質的に資産の價値を増加せず又その耐用年数を延長せずして單に通常の能率状態に置くための費用を修繕費としている。

#### 四 耐用年数改訂の基盤

我々は耐用年数の妥当性の検討に入るに先だつて減價償却に関する基本的態度の再検討が必要であると考えるのである。そして一つの基本的立場が選択せられた場合、その意味、妥当的適用の限界等が充分に理解されなければならないのである。

税法上の減價償却を適正化するために如何なる方向に向つて改正がなされるべきであるか。先ず物件別に妥当なる耐用年数を定めることから始めなければならない。以上述べたる多くの不合理が実に此の点に原因を有するからである。斯くて先ず細分化されたる償却單位を対象として耐用年数が定められることとなる。この細分化された償却單位は個々の固定資産であり得るし又従来一個の償却單位と考えられたものを更に細分して主要部分毎に数個の償却單位となすことも可能である。(註14) 併しながら償却單位の細分は(若し物件別償却がとられる場合には)他方減價償却計算事務及び固定資産記録を複雑ならしむるものであるから、大なる不公平の生ぜざる限り一定限度に之を止めねばならない。右の如く定められたる償却單位別に減價償却費の計算を行い且つ償却記録を之に合致せしめることは最も合理的である。之によつて使用可能期間内に於ける一部固定資産の廃棄に伴なう損益の計算が妥当なるものとなり得るからである。(註15)

併しながら我國固定資産記録整理の現状から云えば、一挙にかかる態勢に持たすことは大なる飛躍を意味することとなるであらうし、またその簡便性の故に(場合によりては個々の固定資産の耐用年数の差を無視して、部門別又は生産中心点別に固定資産を総括し、記録計算することが適當なることもある。)綜合償却の方法は之を棄て去ることばでき

ないであろう。然りとすれば総合償却と物件別償却との選択を認むることが最も実情に即したものであるであろう。総合償却が認められるときにおいても従来如く物件別耐用年数から全く遊離したものである場合と、物件別耐用年数に基礎を置く場合とは大いに意味の相違あること勿論である。

更に総合耐用年数は元素企業別に設定せらるべきものであるが、税務行政上の便宜のために従来如く一業種を通ずる総合耐用年数を定めることもまた適當である。併しながらこの場合なるべく実情に適應するものとするために次の如く改善するを適當と考える。

(1) 現行の業種別は更に細分する必要がある。同一業種に属するも製造方法、製品の品種等の異なるにより生産設備を異にするからである。

(2) 右の如く定められたる各業種につき標準的な生産設備の構成を想定し、その物件別耐用年数を基礎として総合耐用年数を定める。

(3) 右の総合耐用年数の實際的適用に当りては之を固定的なるものとせず企業の実態に應じて伸縮性を認めるものとする。即ち各企業の設定の具体的構成は右の標準的構成のものとは異なる場合もあり、又地理的環境、操業度等により實際の耐用年数を異にするからである。而して右の標準率以外の率を用いようとする場合には納税者の申請及び当局の査定により、承認せられるものとするのが適當であろう。

右の如き基本的態度を以て耐用年数を定むべきであるが、耐用年数そのものの決定に関しては、修繕費と減價償却の対象となる資本的支出との区分を明白ならしむることが必要である（之は大なる程度に於て減價償却の單位選定の問題と密接に関連している）と共に、陳腐化の問題が考慮せられねばならない。

陳腐化とは固定資産が技術科学の進歩、經濟狀態の變化、法律等の原因によつて結局廃棄されざるを得ない狀態となることを云うのであるが、その到来が予知される限り固定資産の耐用年数決定に當つて予め之を織込むことが必要である。アメリカ内國歳入局「告示F」は陳腐化を正常なる陳腐化と特別又は異常なる陳腐化とに分ち、前者を償却資産の正常なる使用可能年数の見積りに参加せしめている。従つて減價償却は普通の物質的減價のみならず正常なる陳腐化による減價のための償却を含むのである。

右の正常なる陳腐化とは他の通常の減價要因例えば消耗磨損、腐蝕等の場合とはほぼ同様なる精確性を以て予測し得る要因によつて起る場合を云い、特別な陳腐化とは予めその發生を予示し得ざる場合を云うのである。後者の意味の陳腐化償却は斯る陳腐化が予知し得るものとなりたる時期から認められる。即ち陳腐化減價はこの時期以後の残存使用可能年数に分散せられる。此の場合陳腐化の立証責任は納税者にあるものとされる。

我國稅法上の耐用年数改正に當つても、過去の經驗等により陳腐化が相当確實に予測し得る限り之を織込むべきであろう。但し陳腐化を組入れて耐用年数が決定された場合には、相当期間に亘る操業度の上昇等による加速償却の程度は、耐用年数が専ら物理的考慮の下に定められたる場合と區別して認めらるべきである。

(註14) 例えば自動車のタイヤの取替は通常修繕費として取扱われている(法人稅の取扱——綜合通達二三五)が、車体とタイヤとを二個の償却單位とすればその各々が減價償却の対象となる。このように普通に固定資産の一單位と考えられているものうちに、その一体としての耐用年数中に一回以上取替られねばならない主要構成部分又は取替の單位を包含する時は、それ等を別個の償却單位とみることも可能である。償却の單位を何処に求むるかによりて、得られる耐用年数を異にすることは勿論であるが、更に償却單位の選択如何によりて資本的支出と修繕費との区分に影響を及ぼすものである。前記の例に於ては従未修繕費であつたタイヤの取替は、之を別箇の償却單位となすことにより資本的支出となり減價償却の対象となる。思うに修繕費と資本的支出との區別に關しては予め定まりたる原則はない。それは實際的便宜の考慮の下に償却單位

## 税法に於ける減償償却

を何処に求むるかによりて決定されるのである。資本的支出と修繕費の限界を定むる便法として、例えば固定資産の取得價額に対する一定パーセント（又は製品製造原價に対する一定パーセント）までの支出を修繕費として取扱うべきであるという議論がある。この一定パーセントは過去の修繕費支出の実績によつて定めようとするのである。併し現在の問題は寧ろ資本的支出と修繕費との限界に関する合理的なる基準の設定にあるのであつて、これなくしては恣意的なる方策の延長となるに過ぎない。過去の平均は單なる実績の平均であつて、その実績の合理性が今や問題となつてゐるのである。更に終戦後の修繕費の実績はインフレと金融梗塞等により大いに混乱しており、その平均は決して正常なる状態を現わし得ないのである。

他面償却單位の細分は償却事務の複雑化を未すのであるから、その面からの制約を受ける。併し綜合通達一九二の次の如き綜合化は行過ぎであらう。

規則第十三條第一項第一号の建物には、附屬建物、防火設備、防水設備、用排水設備、冷房設備、その他建物に附屬する諸設備及び門、塀等の附屬設備をも包含する。

(註15) 但し物件別耐用年数の正確なる決定は長年に亘る過去の經驗の累積を必要とするものであつて決して容易なるものではない。アメリカに於ても現行「告示F」に達するまでには相当長年月を要している。現行一九四二年一月改訂の「告示F」の以前には一九三一年一月改訂の「告示F」及び一九三一年公刊の「減償償却の研究」がある。前者は歳入局が減償償却及び陳腐化の率を決定するに當つて従う諸原則を示すものであり、後者は減償償却率を掲げている。（此の償却率は多数の同業組合の協力を得て長年の研究の結果定められたものである。）一九四二年の「告示F」は右の兩者を包括しそれ等に代位するものである。

我國に於ても先ず所要の個別的耐用年数を決定し、その後の經驗に應じて改訂してゆくことが必要であらう。

# 労働組合と賃銀のインセンティブ制度

古 林 喜 樂

賃銀のインセンティブ制度には、最も一般的な出末高給制 (piece rate) のほかに、プレミアム制とボーナス制がある。しかしプレミアム制は、標準以上の能率において、賃銀の上昇率を出末高賃銀のそれより低下せしめるものであり、従つて標準以上の出末高においては賃銀が出末高に正比例しないから、一般に労働組合はこれを排斥する。ボーナスはどの賃銀制度にも附せられ得るし、又特殊なボーナス制としては、エマーソンのような経験的ボーナス制もある。しかし出末高賃率にボーナスを附した所謂累進出末高制は、出末高給制に属すべき制度であり、又経験的ボーナス制は、例えばエマーソンの制度では一〇〇%の能率で賃銀が標準賃率の二割増しになるとくに、出末高給の上昇率を上廻る制度である。これに対して時間賃率 (time rate) にボーナスを附するインセンティブ制度で、例えば一定の出末高を超過したときに加給する制度は、プレミアム制と同様に能率の増進に伴う賃銀の上昇が出末高給制におけるより低くなる。従つてこのようなボーナス制も労働組合は排斥する。だから労働組合がインセンティブ制度の採用を議題に上すときに

労働組合と賃銀のインセンティブ制度

労働組合と賃銀のインセンティブ制度

は、専ら出末高給制が問題にせれることとなる（註1）。

註1「殆んどすべての労働組合は、プレミアム制及びボーナス制に反対する。それはこれらの制度が本質的には、優れた労働者の出末高賃率が自動的に切下げられざるを得ない仕組みになっているからである。」S. H. Slichter, *Union Policies and Industrial Management*, 1941, p. 283. 米國の National Industrial Conference Board が六三一の製造工業経営について調査した結果によると、一九二四年から一九三五年の間に、時間給制の労働者数の比率は殆んど變つていないが、出末給制の労働者数の比率が減じて、プレミアム制及びボーナス制においては次表のごとく増加してゐる。

| 賃銀支拂方法        | 1935年   |       | 1924年   |       |
|---------------|---------|-------|---------|-------|
|               | 労働者数    | %     | 労働者数    | %     |
| 時間給制          | 394,250 | 55.3  | 431,539 | 56.1  |
| 出末高給制         | 154,763 | 22.1  | 281,342 | 36.6  |
| プレミアム制及びボーナス制 | 151,686 | 21.6  | 55,811  | 7.3   |
| 計             | 700,699 | 100.0 | 768,692 | 100.0 |

尤もこのボーナス制のなかには、エマソン等の經驗的ボーナス制も含まれていることは注意しなければならぬ。組合側がプレミアム制及びボーナス制を労働者にとつて不利であるとして排斥することは、反面において経営者側はこれを有利な制度として選ぶとするものであることを意味するのであり、又組合が出末高給制を排して時間給制を採つたときに、高能率に対しては特別な加給を認めることはあり得ることでも考慮に入れなければならない。上掲の調査については、Financial Incentives, National Industrial Conference Board Studies, No. 217, 1935. 参照。

出末高賃率は、例えば時間賃率が五〇円で一時間の平均出末高が一〇個のときには一個の賃率が五円というように、時間賃率から派生されるものであり、更に時間賃率は一般の賃銀水準を労働時間で割つて出されてくるものである。従つて出末高賃率も一般の賃銀水準によつて規制せられている。だから一般の賃銀水準が労働力の價值以下に著しく低下しているときには、出末高賃率にもその欠陥がそのまま受けつがれる。賃銀が労働力の價值以下に著しく低下しているときには、労働者の生活は脅かされている。従つてこのような場合には労働組合は、出末高給で出末高の増加によつて賃銀を増すことよりも先に、生活の安定が得られるだけに一般の賃銀水準を高めることに主力を注ぐのであり、その結果は

出末高給制に対して全面的に反対することとなるのである。これに反して経営者は、出末高給制であれば出末高の増すに従い賃銀が増して單位賃銀率の低劣性がいんべいされるし、生産も増すわけであるから、これを選ぼうとする。しかし労働組合はそれならばこそこのようなインセンティブ制度を排撃して、最低生活の保障せられる賃銀を先づ要求するのである。わが國の現状は正にこれに當つてゐる。インセンティブ制度の問題も賃銀水準が労働力の價值以下にはるかに下つてゐるわが國のような場合と賃銀が労働力の價值に比較的に接近してゐる米國のような場合とは問題の性質を異にする。

出末高給制の單位の決定がぞんざいに行われていた初期においては、出末高が増して賃銀収入が高まつてくると、單價の切下げが一般に行われたために、労働組合が出末高給制に対して反対し、或は單價の切下げを防ぐために出末高を抑えてインセンティブ制度の効果を減殺してしまつていたことは周知のごとくである。しかしその後科学的管理法の研究が行われ出して以来、單價の決定が精確になされるようになって、單價の切下げに導く事情が改善されて未だし、又労働組合が労働協約によつて單價の切下げを防止し得るようになって、單價の切下げによつて却つて能率が阻害される出末高給制の欠陥も緩和されつゝある。この点でも單價の決定がまだ精確に行われるに至つていないわが國のような場合と、時間研究等によつて單價の決定を精確に行う制度が普及してゐる米國のような場合とは事情を異にする。

## 二

スリクター教授の実証的研究の結果によれば、米國の労働組合が出末高給制に反対する決定的な理由を提供するのは

労働組合と賃銀のインセンティブ制度

次の三つの場合である（註2）。

註2 Slichter. *Union Policies and Industrial Management*. 1941. p. 296.

(一) 出末高単位の確定及び測定が困難である場合。例えば建築業においては、種々な職種の労働が異なる条件のもとにおいて行われていて、それぞれの労働の所要の時間及び努力の量を測定することが困難である。この困難は克服され得ないこともないけれども、労働組合はそれまでにして出末高給制を採用することに反対するのである。婦人服製作業においても、スタイルや材料の変化が、仕事の單位量の決定を困難ならしめる（註3）。建築業におけるように仕事の質の標準が不確定で種々に変化するような場合もある。又新しい機械の導入などにより作業方法が急激な変化をうけて、出末高の決定を困難ならしめる場合もある。例えば鑄込植字機（linotype）が採用されるまでは、植字工は一般に出末高拂いであり、組合もこれに反対しなかつたが、その採用以後においては、出末高給制を排して時間給制に変更せしめた。炭坑夫組合も新しい石炭積込機械の作業に対しては時間賃率を要求している（註4）。

註3 婦人服製作従業員組合（Women's Garment Workers' Union）では、製服作業については出末高給制を排撃しているが、ボタンの穴つけ作業については出末高給制を認めている。

註4 機械化された作業では動力の停止のような炭坑夫の責に帰せられない原因で出末高が左右されることをもつて、組合側は出末高給制に対する反対の理由とした。ちなみに炭坑の作業条件はまちまちでこの点では出末高給制に適しないが、他面において個々の炭坑夫の監督が困難であるため、日給制はより以上に欠点をあらわす。従つて組合は屯單位の出末給制を受容している。

(二) 職場間における作業の相違が著しい場合、並びに新作業が多くてそれらと旧作業との比較が困難な場合。それぞれの職場における製品従つてその作業が相互に著しく相違し、出末高賃率が精確に比較され得ないような場合には、出末高給制によると職場相互間の労働者が競争をするようになり、労働組合としては統制が困難になる。ある職場の労働者はその職場の賃率を、他の職場における賃率より多少低下せしめることによつて、雇傭の増大をはかる。他の職場

の労働者がこれに対応して又賃率の低下を受容しそれと競争するようになれば、組合としては単價の低下を阻止することが困難になる。従つてこのような場合には、労働組合は出末高給制を排撃するようになる。鑄型工組合が請負鑄物工場において出末高給制を排斥したのは、職場ごとに單價が別々に交渉され、それら賃率相互の比較が容易でなく、その結果職場相互間の競争へと導いたからである。

新作業の導入が数多い場合にも、出末高給制のもとでは組合の統制が困難になる（註5）。新作業に対する新しい單價の決定が少い場合には、組合が団体交渉にあつて賃率相互の釣合いを保つことができる。しかし毎年或は季節ごとに多くの新作業について單價を決定しなければならないような場合には、個々の職場の委員（shop committee）に賃率の交渉をまかさなければならぬようになり、その結果は職場相互間の競争を招くようになる。殊に新作業と旧作業との比較が困難なような場合には、組合の役員が職場委員の交渉を調整することができない。婦人服製作業などはこの適例である。一季節に五十乃至百五十のモデルがあり、一年に二季節、時としては三季節が来る。一季節は短く、製品の引渡しは迅速になさなければならないから、賃率の決定は急を要する。スタイルと材料が季節ごとに変化するから、ある季節にきめた賃率は、後の季節にはそのまま適用され得ない。このような事情のもとにおいては組合は、個々の作業のその時々々の單價の決定を、職場委員と雇主との交渉に委ねざるを得ない。その結果は団体交渉に統制をとることができなくなる。下請工場（contract shop）が多数介在するときには、事態は更は悪化する。下請工場においては、デザインも材料も親工場から供給を受けるから、そのコストは労働費が主たるものである。そこでこれらの工場では契約を獲得するために、賃銀の單價を競争的に切り下げる。これが親工場の職場（inside shops）の賃率にも影響を及ぼして行く。内部の職場間のみならず外部の下請工場の職場（outside shops）とも競争を行うようになる。そこで婦人服製作従

業員組合では夙に出末高給制に反対し（一九一六年）、これを廃止せしめた（一九二〇年）。組合側は時間給制を採用することによつて、賃率についての職場間の競争を減じ、労働費の不均等を是正し、アウトサイド工場の増加を抑えようとしたのである。

尤も時間給で賃率を均等にしても、労働費は必ずしも均等になるものではないのであつて、その後雇主は一定の時間賃銀でより多くの出末高をもたらしようにして労働費を切下げたし、又下請工場は労働者を駆使するのに適していたから一層労働費を切下げた。従つて下請工場の増加も阻止できなかった。そこで婦人服製作従業員組合中の最有力の組合であつたニューヨーク外套製作従業員組合は、一九三三年に再び出末高給制に戻つて行つたが、しかし同時に出末高給制に伴う弊害を防ぐ対象を講じた。即ち出末高制への復帰の条件として、下請工の数を制限すること、下請業者に賃率について責任を負わしめること、下請工場間に公平に仕事を配分せしめることとしたのである。その他の組合でも出末高給制への復帰とともに、同様な対策を講じ、或は賃銀の單價を決定する場合には同種作業に従事するすべての下請工も含めて同時に決定を行うようにし、或は時間研究によつて精確に決定された各作業の標準時間によつて價格計算を行わしめることにした。

註5 特製品の製作や修繕の仕事においては、作業の変化が多くて、たえず一々の作業について新しい單價を決定しなければならない。その結果は單價を現場で、職長と労働者とがきめたり、職長が命じたりする。従つて賃率の団体交渉が崩れてしまふし、作業間に賃率の不釣合いが生じたりする。H. A. Mills & R. E. Montgomery, *Organized Labor*. 1945. p. 397f.

(三) 雇主に標準的な作業条件を維持せしめることが困難である場合。例えば製品の型が変わつたり、製造の日程が変わされたり、起重機のような設備が手順よく使用することができないで手持ちになつたり、手入れがなされずに放置されて工具が標準的な状態になかつたり、材料が欠けたりするようなときには、労働者が支配し得ない原因のために、出

未高従つて賃銀収入が変動するから、このような場合にも組合は出未高給制に反対する。一般に出未高給制のもとでは、能率が賃銀そのものの形態によつて統制せられるから、経営者は作業条件の維持について、時間給制のもとにおけるほど関心をもたない。その結果は標準的な作業条件が往々にして維持されないうで、組合の出未高給制に対する反撃の種をまくこともなる。

以上に述べた三つの場合が、労働組合をして出未高給制に反対せしめる決定的な理由を提供するところのものであるが、これらの場合における出未高給制に対する反対理由のほかに、尙次のような事情も労働組合をして出未高給制を排撃せしめる理由を提供する。しかしこれらの事情は今日管理制度の整つている職場或は労働組合の強力な職場では除去され得ないものではないから、今日ではむしろ副次的な理由となつてゐる。

(イ) 出未高給制は刺戟が強すぎて、過度の作業速度に導き労働者を傷める。

出未高給制に伴うこの弊害は、出未高給制に対して最も古くからなされてゐる反対理由の一つである。今日でも労働組合の交渉力が弱いところでは、この弊害が生じてゐる。特に仕事が季節的で、季節によつてすべての者に一日の十分な仕事が存しないような場合には、他の者より多くの賃銀を得んがために競争的に作業速度が高められるようになる。しかし交渉力の強い労働組合の存するところでは、今日労働協約のなかに仕事の均分化原則 (Equal division of work) の規定が設けられてゐるのが普通であるから、季節によつて仕事が閑散になつたような場合には各自の仕事にむらがないように、即ち一部の労働者が多くの仕事をするために他の一部の者の仕事がなくなつてそれが解雇の理由となるようなことのないように、各自の一日の出未高を一定限度で抑えることになつてゐる。従つて競争的に作業速度が高められて労働者が過労に陥ることは防がれてゐるのである。又今日では経営者が單價を恣意的に切下げることが労働協約

によつて禁じられているのが普通であるから、労働者は設備や原料や作業方法の改善を工夫することによつて、労働を強度化することなしに一定の賃銀を獲得し得るようにもなつてゐる。

(□) 出末高給制は時間給制の場合よりも生産高の増加をもたらして失業の機会を増す。

印刷工組合では手組みであつた間は出末高給制を受容していたが、業界が不況に陥りその上労働力を節約する鑄込植字機が導入されるに至つてからは、労働時間を八時間に制限するとともに出末高給制を拒否するようになった。しかし今日の代表的な労働協約では、新しい機械の導入などの技術的な改善によつて過剰人員が生じたような場合には、それを直ちに解雇の理由にしないで、或は当該作業への新規雇入れを止めるとか、機械の一人の受持台数を制限するとか、過剰人員を他の新しい作業に配置がえすとか、労働時間を制限するとかによつて、過剰人員を吸収せしめるようにしている。

(ハ) 出末高給制は雇主が一部の労働者を優遇し又一部の労働者を冷遇するために利用せられる。

例えば職長が單價のきめ方の寛大な仕事に好む労働者を配置し、單價のきめ方のきつい仕事に、好ましくぬ労働者を配置する。或は仕事のしやすい作業条件のよいところに、好む労働者を配置したりする。時間給であれば賃銀収入に変化がないから、このような差別待遇によつて労働者の感ずる痛ようは比較的少いけれども、出末高給のときには、作業条件の良否は出末高従つて賃銀に直接大きな影響を及ぼしてくるから労働者は敏感になる。作業が円滑に行われるように設備や材料の管理を行うに當つて、職長が一部の仕事について特別の注意を拂うようなときにも、同様に労働者を差別待遇することになる。又新しい作業に配置がえられるようなときにも、その作業に慣れるまでに時間を要するから、これによつて労働者は差別待遇される。このような方法によつて組合員の積極的分子を差別待遇するようなきには、

組合は出末高給制を排撃する。しかし今日では組合活動を理由とした差別的待遇は法律的にも問題にせられ得るし、又代表的な組合では前述のような賃率の不公平はこれを除去することに努めている。のみならず単價の決定や配置がえ等について労働者に不服があるときには、直ちに苦情処理手続きに訴えて、不公平な処置はこれを改めさせることもできるのである。

(二) 出末高給制は労働者の間に不和を惹起し、組合の結束をみだす原因となる。

前述のような方法で経営者が出末高給制を利用して一部の労働者を差別待遇するときには、労働者の間に反目が生ずる。又組合の職場委員会が、労働者の不服について、例えば不可避の遅延や材料・設備の欠陥のために出末高が妨げられたような場合の代償の請求について、これを取り上げるときにその取り上げ方についてやゝもすれば不公平が生じ、それが組合員の間不和を招く種となるようなこともある。又競争的に出末高を増加しようとして利己的になり、連帶的共同精神を弱化せしめる。例えば能率を高めて既に高賃金を得ている労働者は、罷業に訴えてまで賃上げ闘争をすることを流しがちになる。以上のような事情も組合をして出末高給制に反対せしめる理由となるのである。しかし組織の強力な組合であれば、このような問題は組合内部で解決できないこともない。

以上のほかになお、職業別組合 (craft union) などでは、出末高給制が作業の分化専門化に導き——作業が簡單な仕事に専門化された方が出末高を増すのに容易であるから——熟練作業を解体し、従つて傳統的な職業を解体して、組合の交渉力を弱めるに至ることをおそれて、出末高給制に反対するものもある。しかし職業別組合は漸次解体して、産業別組合 (industrial union) へ移行してゆくのが、必然な發展であるから、この反対理由は重要な意味をもち得ない。又出末高給制のもとでは出末高を増すために屢々補助工が用いられるが、この補助工の維持が、罷業のときにおけるスト

ライキ破りの温床となるおそれのあるようなときにも、組合は出末高給制に反対する。しかしこれは出末高給制そのものに對する反対ではない。

### 三

前述のように、作業において出末高單位の確定が困難である場合や作業條件に変化が多い場合には、労働組合は出末高給制に反対する。従つて出末高給制が採用されるためには、出末高の單位が明確に決定され得ることと、作業條件に相当期間の間むらの生じないことが前提條件となる。このような前提條件が與えられた場合には、労働組合の方にも出末高給制を選ぶ理由が生ずる。その主要なものは次のごとくである。

(一) 賃銀額が能率に應じて自動的に決定されること。

時間給制の場合においても、出末高が増せば、報償が與えられる。しかしこの場合には一々交渉を待たなければならぬ。又その決定はしばしば職長の裁量に委ねられる。のみならず時間給のもとで報償によつて能率増進が刺戟せられる場合には、普通出末高に正比例した報償が與えられないから、労働者はそれだけ搾取せられることになるのである。

(二) 全國的な労働協約の締結においては、出末高給制の方が適している場合がある。

全國的な労働協約の締結において主題となる問題の一つは、競争企業の間における労働費の相違を調整することである。コストの高くつく経営も、又労働組合も、企業相互間の労働費を均等に保とうとする。時間賃率であれば、賃率を均一にきめても、個々の企業の能率の相違によつて、実際の労働費は不均等になる。しかるに出末高給制であれば、その賃率を均一に決めておけば、直接労働費 (direct labor cost) はこれを均等に保つことができるのである。製帽従業員

組合では、時間給制のもとでは競争企業の間には労働費節約の競争が行われたので、出末高給に切りかえた。

又全国的な協約を結ぶ場合に、一部の労働者は均一の賃率を要求し、他の一部例えば物價の高い地域に住む労働者はそれだけ賃銀の差等を要求して、組合員の間で意見が割れるようなことがある。このような場合に、時間賃率では調整の方法がないが、出末高給制があれば、單價は均一にきめておいて、賃銀收入の差等はそれぞれの労働者の努力にまかすことができるのである。

炭坑業におけるように、炭坑によつて運賃や生産条件に大きな開きがあるときには、労働費を全国的に均等にすることが困難な場合もある。しかしこのような場合でも、時間給制であれば時間賃率に差等をつけても労働費がどのような結果になるかは判らないけれども、出末高給制であれば、運賃のコストの高いこと、生産条件の不利なことに対して、組合がどれだけ賃銀において譲歩しどの程度に労働費を節約せしめたか、明確に判るから、団体交渉を円滑ならしめる。

(三) 競争のはげしい産業において、労働組合をもつ経営が、組合をもたない経営との競争にさらされているときには、対抗的に出末高給制が選ばれる。

労働組合をもたない経営において出末高給制が行われているときに、組合をもつ経営において時間給制が採用されているときには、両経営の間のコストの開きは致命的に大きくなる。炭坑業などはこの適例である。又このような場合には、コストの開くのを食いとめつゝ賃銀収入を高めるのには、出末高給制にたよらざるを得ない。

以上は組合が出末高給制を選ぶ場合の主要な理由であるが、これらの理由のほかに向組合が出末高給制を選ぶのには、次のような副次的な理由が存する。

(一) 出末高給制は労働条件で競争してくる下請工場の増加を阻止する。時間給制であると、下請工場が注文を引受

けたときには、その引受けた價格で採算がとれるように、作業の速度を増して労働費を節約する。親工場の方はそのような労働費の節約に対抗ができなくて、下請工場の方に多くの注文をまわすようになる。或はそれを口実にして親工場の労働者を駆使する。そこで労働組合はこのような労働条件の競争を防ぐために、出末給制を採用せしめる。出末高給制であれば、同じ賃銀で出末高を増して労働費を節約するというようなことが、できないからである。

(□) 不況のとき或は労働組合をもたない経営との競争が激甚なときには、出末高給制のもとにおける方が、対抗策を講じやすい。このような激烈な競争のために労働費を節約しようとするとき、出末高給制であれば、單價を若干切下げても、労働者は出末高を増して賃銀収入を維持することができるけれども、時間賃銀であれば、賃率の切下げはそのまま賃銀収入の減少となるから、労働者の抵抗が強くなる。又出末高給制であれば、旧作業の單價はそのままにして置いて、新作業の單價の方で斟酌を加えることもできる。

(ハ) 労働者が管理・技術・設備・工具・材料などの改善に新しい工夫を試みる可能性が生ずる。勿論往時のように、新しい技術的な改善が直ちに單價の切下げとなるようなときには、このようなことは望み得ない。又今日においても大きな技術的な改善のなされる場合には、單價の切下げが容認されるのは普通である。しかし今日では、一般に労働協約によつて、單價の切下げが制限されているから、些少な技術的改善では單價は切下げられない。そしてこのような些少な技術的改善でも、時の経過とともに労働者の賃銀収入を相当に増加せしめるのであつて、出末高給制がおのづから技術的改善を刺激するようになる(註6)。

註6 製服業で瓦斯アイロンをプレスに用いていたときには、sponge-cloth(海綿狀粗織布)を使用しなければならなかつたし、又布を熨がさないように熱の加減に十分な注意を拂わなければならなかつた。しかるに瓦斯アイロンを蒸氣アイロンに代えることによつて、このような必要がすべてなくなつてしまつたので、職人は出末高を著しく増すことができるようになった。出末高單價はそのまま、据えおかれたために、職人の

賃銀は増加した。Slichter, I. c. p. 294.

普通の作業条件のもとにおいて、出末高給制の場合には、技術的改善の八十八%が労働者のもたらすものであり、十二%が経営者によつてもたらされるものである。G. S. Watkins & others, *The Management of Personnel and Labor Relations*, 1950, p. 516.

(二) 老朽の労働者も維持される。時間給制であれば、老朽者は若い者と同一賃銀をもらつて仕事は同じだけにできないから忌避される。出末高給制であれば、直接労働費は不変であるから、雇主にとつての不利は、間接費の面だけに限定される。

(ホ) 細密な監督がなくなる。出末高給制のもとにおいては、時間給制におけるごとくに労働者を監督する必要がなくなることは、往時においては出末高給制の長所として意義をもつていた。又今日においても、比較的小規模の機械化されていない経営においては、意義をもつている。しかし近代機械経営で生産過程が機械化され、個々の作業が分化して且相互に関連性をもつようになると、時間給制のもとにおいても細密な監督の必要はなくなつてくるから、この理由からの出末高給制の意義は減退しているのである。

#### 四

出末高給制には一般的に、労働組合が労働者の出末高を制限するに至る矛盾が包蔵されていることは、既に述べたごとくである。労働組合が出末高の制限を行うのは、一般的には、一部の労働者の賃銀収入が増加したときに、單位の切下げが行われることを防ががためであるが、なお一部の労働者の高い収入が賃銀引上げの団体交渉において引け目となるからでもあり、又組合員の間に於ける賃銀の大きな開きが組合員同志のなかで嫉妬や反目を招くに至るからであり、又組合が出末得る限り多くの労働者に仕事を配分せんとするからでもある。

出末高の制限は当初は、労働者が十分な賃銀を得られるだけの余地を残して限度がきめられるから、無理なく行われる。しかしやがてその制限には、設備・機械・工具・材料・作業条件・作業方法などの改善が行われてゆくに付れて、無理が生じてくる。それらの技術的な改善によつて生産性が増してくると、多くの労働者は、課せられた限度よりはるか以上に、出末高を増すことができるようになる。このようになると、能率のよい労働者にとつては、制限のわくが窮屈になり過ぎて、その限度の引上げ或は撤廃を要望するようになってくる。しかるに他方では生産性が高まるにつれて、各自の出末高は過度に制限せられることになつて、職場の人員配置が次第にだぶついてくる。従つて出末高の制限を撤廃すると、人員整理の問題が当然起つてくるので、能率の劣つている労働者は、制限の撤廃に反対するようになる。生産性が高まれば高まるほど、制限のわくはますます妥当性を失ひ、このわくを打破しようとする労働者と、このわくに固執しようとする労働者とに分裂してゆく。同時に当該企業は、労働組合をもたない競争企業に対して次第に不利な立場に追いこまれるようになる。だから出末高の制限は、一時は実行ができて、やがてはその制限を維持することができなくなる性質のものである。しかしこの制限が撤廃されると、出末高は著しく増加し、従つて賃銀も飛躍的に高まることになる。そこで結局は単價が切下げられるということにならざるを得ないのである。労働組合は今日では一般に、労働協約によつて、経営者の恣意的な単價の切下げはこれを封じている。しかし作業条件に著しい技術的な改善がなされた場合には、単價の切下げを認めているのである。

## 五

時間給制のもとにおいては、遊休時間を結果するところの機械の故障や設備の欠陥や材料の不良や工程企劃の不備な

どに対して、労働者は比較的無関心である。むしろこれらの原因によつて仕事の延びるのを歓迎さえする。これに反して出末高給制のもとにおいては、このような作業条件の欠陥は直ちに出末高従つて賃銀に影響してくるから、労働者はそれに対して特別な関心をもつ。しかるに一方経営者の方は、出末高給制のもとにおいては、労働者が自発的に能率を高めようと努力することに安んじて、作業条件の管理にやゝもすれば注意を怠りがちになる。そこで労働組合は、不利な作業条件に対して、出末高給制の労働者を保護するための対策を講じることとなるのである。

出末高給制に、出末高の如何にかゝりなく一定の保証賃銀制を結合するのも、この一つの方法である。しかしこの場合の保証賃銀の賃率は、普通の出末高賃率より低くならざるを得ないから、保証賃銀だけでは労働者を保護するのに十分でなく、特に能率の高い労働者にとつては、これだけでは到底満足が得られない。そこで労働組合は更に進んで、作業条件の欠陥に対して直接の対策を講ずる。即ち労働組合は、或は労働協約において標準的な作業条件の維持をば経営者に義務づけ、或は労働者の責に帰すことのできない原因による作業の妨げに対して賃銀の支拂いをなさしめる。

## 六

出末高給制のもとにおいては、労働者は検査によく合格する程度の品をできるだけ多く作ろうとするから、やゝもすれば不良品をもたらす。しかし不良品は、労働者の責に帰せらるべき原因からもたらされるのではなく、それは又作業条件の欠陥のような労働者の責に帰すことのできない原因からもたらされる。だから往時のように不良品にはすべて賃銀の支拂いをしないのは、不良品を口実にしての賃銀切下げの方法ともなるし、又経営者が標準的な作業条件の維持を怠ることとなる。勿論さればといつて不良品にもすべて賃銀の支拂いをすることとなれば、労働者の不注

意を助長するようなことになる。労働組合のない経営では一般に不良品には賃銀の支拂いがなされないが、組合の組織されている経営では、不良品に対して支拂いのなされる範囲が、組合の要求によつて漸次拡大されてゆく。しかしこの場合に、それらの不良品のもたらされる原因が、経営者の方で責を負うべき作業条件の欠陥などに因るのであれば、賃銀の支拂いがなされるのは当然であり、組合の要求も根拠をもつ。しかし不良品が、労働者の不注意などの労働者の責に帰すべき原因でもたらされるものが多いと、経営者は賃銀の支拂いを拒否するようになるし、組合もこれに対抗し得ない。そこで組合側が不良品に対しての支拂いを確保しようと欲するならば、おのづから組合側で、労働者をして製品の品質を維持することに努力せしめることともなるのである。又一部の労働者の仕事の不良が他の労働者の完全な仕事を無爲にし、製品も販路を失うというようになってくると、出売高給制のもとでも、組合が労働者をして品質の維持に努力せしめる。

一般に労働組合が強力になると、出売高給制のもとにおいて、労働者が品質にかまわないで出売高を増えようとするようなことには單純にならないで、不良品が労働者の責任によるものであるか、経営者側の責任に起因するものであるか、問題に上せられるようになる。従つて労働組合も労働者の責による不良品の発生は、これを防止することに努めるようになる。不良品の責任の帰属について、労働者が組合の職場委員に苦情を申し出て、職場委員が経営者側と交渉するときに、不良品のもたらされた原因が、作業条件の欠陥などの経営者側の責任に帰せらるべきものであることの立証が十分にできるような事例が多いと、職場委員の交渉上の立場は有利になる。これに反して労働者側にも責任があるような疑わしい事例が多くなつてくると、職場委員の立場を一般的に不利にする。そこで組合では職場委員をこのような苦しい立場に追い込まないように、労働者に作業の遂行について落度のないよう注意し、或は機械や工具の手入れ

について指図し、或は職場における規律について組合の規則を設けたりする。従つてこのような場合には、出末高給制のもとにおいても、品質の維持について関心が拂われるようになるのである。

## 七

出末高単位の賃率即ち単價の決定方法並びにその維持は、労働者の最も関心をもつところのものであり、又出末高給制の性格にも影響を及ぼすところの重要な課題であるが、こゝでも労働組合が発展してから、大きな変化が起つてゐる。往時は単價の決定は、経営者が専断的にこれを行つたし、又このような職能は本末経営職能に属すべきものであつて、労働者が干渉すべき性質のものではないとさえされた。しかし今日では単價の決定は、たゞに単價の金額について交渉がなされるだけでなく、その決定方法についても、労働組合が参加している。又往時は単價の切下げが、経営者によつて恣意的にしばしば行われたことも周知のごとくである。しかし今日では労働協約によつて、生産方法に著しい変化が生じない限り単價の切下げを認めないようにならされてゐるのが普通である。更に全国的な労働協約の存するところでは、一部の経営において技術的改善がなされても、一般的に生産方法の変化が生ずるのだから、一部の経営における単價だけを特別扱いにすることができないので、単價の変更が認められないこともあり、その結果は技術的改善に対する経営者のイニシアティヴを減殺せしめることさえある。

米國の労働組合では、組合に特別の委員会や専門家をそなえていて、單價の決定に参加する。多くの組合では、経営者が單價を決定するにあつては、組合のこの機関にその承認を求め、必要に応じて交渉を行わなければならないことにしている。又單價の決定に當つては、先づ最初に組合のこの機関をして一定期限内に決定をなさしめ、次にその結果

を経営者側で検討し、一定期限内に経営者が異議を申し立てなければその単價の決定が最終的に決定されることになり、もし経営者が異議を申し立てれば、両者の間で調整のための協議会をもつてこれを決定することになっている組合もある。何れにしても労働組合は、單價決定の専門的な職能を分担している。

科学的管理法が、テイラーの考え方を承継して、標準課業や單價の決定はこれを企劃部で専門的に行うべきものであるとしていた間は、労働組合は科学的管理法に反対する立場をとつた。勿論今日でも科学的管理法に対する反対は相当強い。しかし既に組合が單價の決定について、専門的な内容にまで立ち入つて、その職能を分担する以上、單價を精確に決定するためには、時間研究などを援用しなければならない必要も生じている。組合によつては、新しい作業に対する單價の決定については、時間研究を行わねばならないことを協約で規定しているものもあるし、又課せられた時間について労働者に不服があるようなときには、時間研究を行わなければならないことを、組合側からの要求で協約に規定を設けているものもある。

時間研究を行う場合には、その方法について労働協約で規定するのみならず、組合の方でも専門の時間研究者をもつていて、かなり細部にわたつて組合が時間研究そのものに参加する（註7）。

註7 クリーヴランドの婦人服製作会社では、時間研究は次のような機構で行われる。先ず各工場の時間研究者 (time-study men) が、当該作業の標準をつくる資料を集めて、仮標準を作成する。この時間研究者は労使双方を公平に代表するものとして後述の標準部の監督のもとに立つている。仮標準が作成されたならば、これが労使双方の代表者から構成されている共同委員会に提出されて検討される。こゝで意見が分れて標準の決定ができない場合には、その決定が標準部 (Joint Bureau of Standards) に委ねられる。標準部は作業標準の決定及びその実施について責任を負うところであつて、経営者側の代表一名と組合側の代表一名とから成る。なお別に組合の代表五名と経営者の代表五名とから成る標準管理委員会 (supervisory committee on standards) があつて、標準設定のすべての手続きを監督している。

時間研究に當つては、労使双方の協議の結果、標準はこれを平均労働者の平均出末高にとること、及び作業方法については、最優秀のものも

最劣等のものも採らないで、中位の作業方法を選ぶことに決定された。Slichter, I. c. p. 399ff. 402f.

## 八

インセンティブ制度の最も発展している米國において、労働組合の発展にともなつて、出末高給制の問題がどのように変化するに至つたかを、以上述べたところから知ることができる。

労働組合が出末高給制に反対する場合の主たる理由となつてゐるものは、出末高単位の決定や測定が困難であること、職場間において又新旧作業において仕事の相違が著しいこと、並びに標準的な作業条件の維持が困難であることであるが、これらの理由は要するに作業がその性質上出末高給制に適しないものであることから生じてゐる。出末高給制に対する反対が、主としてこのように、作業の性質上不適のものに向けられるようになったことと共に、注目されるべきことは、従末出末高給制に対する有力な反対理由となつてゐた労働者を過労に陥らしめること、労働者の共同心を損うこと、品質が犠牲にされること、或は経営者が作業条件の維持改善を等閑に附することなどが、労働組合の発展にともなつて、その意義が減退してきたことである。單價の切下げも以前ほど濫用せられなくなつたし、作業の標準の設定特に時間研究に対する不信も、組合がこれに参加することによつて軽減されてきた。他方において出末高給制が選ばれる理由においても、その重要性に相対的な変化が起つてゐる。又全國的な労働協約の締結において直接労働費を均等に保つ必要などの新しい理由も生じてきた。なお出末高給制の設定並びにその運用に労働組合が高度に参加していること、標準課業の設定においてテイラーの原則が一変してしまつてゐることも、大きな特徴的变化である。

# 交通機關の發達と土地の利用轉換

野村寅三郎

地上の人間は常住不斷に増加する。然るに彼等に生活の本拠を興える土地は有限である。従つて土地の利用を出来るだけ効果的ならしめようとする。これは人間の經濟的本能であり、あらゆる時代を通じて認められた現象である。

土地を効果的に利用すると言うことは如何なることかというに、それは土地の使用價值をより大ならしめることであり、使用價值の大小は使用の目的に引掛けて判断する。より、合目的性が大なれば使用價值大なりという。然るにもものよつては其の使用目的が一でないものがある。此の種のもは原始生産物に多いのであるが、土地の利用も之に相似している。土地は農業・林業・牧畜の如き各種原始産業にも利用されるが、又工業・商業さては住宅などの敷地にも利用出来る。而して其の場合、使用價值に大小の差異を發生するのは当然であり、最大の使用價值の生ずる如く土地を利用するのが最も合目的であり、社会の切実なる要求に合致する訳である。斯くてあらゆる土地は或は住宅地に、或は農耕地に、或は工場敷地など各別に区分されている現状であるが、この現状が不變固定的なもので何等變更打開の出表ないものであるかという左様ではない。經濟上・政治上・宗教上等の事情の變化に隨伴して變更するものである。茲には

たゞ交通機関の発達との関連に於いてのみ、しかも經濟理論的に問題を解明するに止まる。

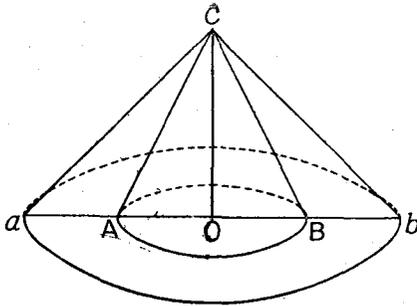
(一)

あらゆる土地はその拡がりの中に常に特定の位置を持つて居り、其の位置に特有の氣候・土質を備えている。かゝる特質を捨象して土地というものは考えられないが、説明の便宜上氣候・土質等の條件を棄て、位置のみを固有の性質として先ず論述する。換言するとあらゆる土地は氣候も土質も全く同一にして、たゞ位置のみが異るといふ極めて簡單な場合を取上げて見る。今、一地域の土地が單に農業だけに使用され、その中心に全農地で出たる穀物を完全に消費し盡す都會があり、耕地の外側には未開の曠野が無限に拡つていと想像する。全農地が單一經營者の手に支配されず、多数の異なる經營者の下にある農場より成立していると仮定すると、都會に近い農場經營者はより、遠隔なる農場經營者よりも、その收穫物を都會に搬出するに際して安價な運送費を支拂うといふ利益を享受する。此の運送費の差額なる利益は両農場の位置の便否より發生するものであり、リカアドの所謂「地代」Rentなる概念に合致するものである。リカアドの主として取扱つた地代が土地の肥瘦の差より惹起するのに反して、此処に於いて地代は土地の位置の便否の差より發生するに過ぎない。リカアドの主として取扱つた地代を「地味地代」といふなら、これは「位置地代」ともいふべきものである。両者いずれも「土地の不可壞な且つ本源的な」性質より生ずる。<sup>(註一)</sup>この位置地代の大きさを測定するのにリカアド流の表現形式を以てすれば「或農場の位置地代額は其の農場と耕作し得られる最遠隔の農場との間に存する位置に基因する収益の差によつて決定される」と謂える。つまり農場の位置地代は都會近傍に於いて最大にして遠去るに従つて遞減し、遂に農作物の市場價格とその運送費と生産費を比較考慮するとき、地代の零となる農場が發生する。かゝる農場を限界農場と稱し、經營計算の上より観るとそれ以遠の土地に於いては運送費の關係上、農耕を行えば収益ど

ころか欠損となる。従つて耕作せられずして放置せられる訳である。此の適例は殖民地や未開地に於ける荒蕪の曠野に就いて隨所に指摘し得るところである。此の農場と地代の關係を反面よりいうと、土地にして地代の発生せぬところは利用價值のないことを意味し、地代の発生するところは土地に利用價值のあることを証拠だてるものである。

(註一) Ricardo, D, *principles of political economy and taxation*, Gonner Ed. p.44.

(註二) クーリーはリカドの地代概念を交通に關する場合に拡張解釈して「市場に對する貨物の運送費の差異より発生し、その額はある土地に於ける運送費と耕作し得る最遠距離の土地に於ける運送費の差額による」(Cooley, C. H., *The theory of transportation*, 1894, pp. 123-124)と記述しているが、この説明は不充分であり且つ錯誤がある。この点に關しては他の機會に詳論したから茲には省略する。筆者の論旨の若干は本稿にも現われている。従つてクーリーの「運送費の差」の代りに「位置に基因する収益の差」と記した次第である。



さて前述の地方の各農場の位置地代額の總計を数学的表現を用いて記述すると、都會を中心として最も高く、周辺に近づくに連れて漸次遞減する円錐形となる。その都會をO、円錐形の頂点をC、円錐形の底円の直径をABとし、C点より底円に垂直に切断すれば、その切断面は三角形CABにて現わすことが出来る。今、交通機關の改良若くは新式交通機關の出現によつて運送費が半減したと仮定すれば、等額の運送費を以て貨物の輸送距離を倍加し、都會と限界農場の距離を二倍に延長する。斯くて理論的にいえば農耕地は直径ABの二倍の長さであるabを直径とする円にまで拡大し、新円の面積は旧円の四倍になり、其の地代總計は切断面を三角形Cabにて示す円錐形となつて、其の体積つまり地代總額は従前の四倍に増大する。勿論、この仮定は拡大した農地の全生産物が中央の都會に於いて消費し盡されるという前提に立つているのであり、若し供給の増加に伴つて需要に変化を生じ、新たな均衡状態

を發生して生産物價格に變動を生ずる場合には——通例、價格は低落するがその額は必ずしも運送費の低下額と符合しない——地代總額に若干の相異を惹起するが、茲には問題の煩雜化を避けて之れ以上追求しないことにする。結局、本例によると運送費が二分の一になれば従前の三倍に昇る荒野が新たに開拓されて耕地となり、其処に又新たに地代が發生する。而して全耕地に於ける地代は都会近傍を除けば全般的に増加し、全農場に於ける地代の増收額は従前の三倍になる。此の事例は交通機関の進歩改良によつて運送費が僅か半分になつた場合を想像したのであるが、交通機関の改良によつて運送費が三分の一、四分の一と低落すれば、地代發生面積の増加は八倍となり十五倍となる。法則化して云えば地代發生面積は交通發達の度合の自乘に比例して拡大する訳である。又地代總額に就いても同様のことが言える。以て運送費の低落が土地の開發に如何に偉大な効果を挙げるか明白になつたと信ずる。しかも運送費を二分の一或は三分の一に低落せしめる交通機関の改良とは中々容易に實現出来ぬかという<sup>(註三)</sup>と決して左様ではない。道路の補装を若干することのみによつて運送費が数分の一に低下する事実、自動車の通過、鐵道の敷設或は船舶の利用によつて運送費が十数分の一乃至数十分の一に低下した事實は經濟史が過去に於いて充分証明した処である。従つて植民地であれ、未開地であれ、是を開拓して土地を効率的に利用せんが爲に、國家が常に交通政策を先攻さしたことは、<sup>(註三)</sup>歐米の國策的船會社や鐵道の創設の例に、近くは日本の南滿洲鐵道會社や華北交通會社等によつて充分承認済であらう。

(註三) 拙稿「經濟開發と交通機関の重要性」國民經濟雜誌七十卷二号、參照。

以上は交通機関が如何に新しい土地の開發に重要であるかという事實を簡單に説明したのであるが、現在地球上の各地域は不毛の砂漠や酷熱のジャングル地帯などを除いては殆ど開發された土地に於いて交通機関の發達が如何なる影響を及ぼすかというのが茲に取上げた問題の主眼である。前述の事例に於いて都會を除く全地域は

單純に農地として利用されると説いて、遠近の農場に於いて実施せられる農業の方法に關しては全然言及せず宛も均等なる方法が実行せられる如く論述した。然るに本邦に於ける現実の農地を仔細に觀察すると、都会附近の農家は所有地を四季各様の野菜畑に利用しているに反して、純農村に於いては稻若くは甘藷を表作に、小麦若くは馬鈴薯を裏作とする主穀式二毛輪作が行われている。欧米に於いてもほとんどの例が認められるのであるが、何故都會を中心として遠近の農場では異なる農場経営方法が採用されているのであろうか。エーレボー、プリンクマン(註四)の如き農業經濟學者はその原因を合理的経営に求め、純農村の農業方式は低度な粗放的農業経営であり、都會近傍のそれは高度な集約的農業経営であると述べて、労働・資本・交通等の關係よりかゝる現象が発生すると説明している。自分は原因を主として交通關係に求め、何故都會の近傍には集約的農業経営が勃興するかを解明したいと考える。

(註四) Aerebø, F., Beiträge zur Wirtschaftslehre des Landbaus, 1905; Allgemeine landwirtschaftliche Betriebslehre, 6A Aufl., 1923. 柏祐賢 訳「農業經營學の基礎理論」昭和十四年。

(註五) Brinkmann, T., Das Oekonomie des Landwirtschaftlichen Betriebes, Grundriss der Sozialökonomie VII. Abt. 1922. 大槻正男訳「農業經營學」昭和六年。

元素、集約的農業経営とは休閒乃至放收の如き土地の休養期間を短縮して收穫回数を増加するとか、生産費の重点を肥料の自給・要具の自作等より解放して本末の耕作に關する部分に移すとか、人造肥料の購入・道具機械の導入等による経営面に追加資本を投下するとかの諸方法によつて實現されるのである。その結果、一定面積当りの收穫量は増加するが、資本と労働を従前よりも多量に注入しなくてはならないことは容易に想像出来る。間断なく利用される土地は地力を回復するために、不断に人造肥料を使用しなくてはならない。氣候や地力の無理を克服するために、粗放的経営以上に資本と労働を余計に投下しなくては良き成果はあがらない。斯くて生産物一單位当りのコストは集約的経営に於

いては、粗放的經營以上に多額を必要とする。この現象を把えてリカードは有名な農業に於ける收穫遞減の法則を説いたのであるが、他方に於いて農作物の販賣に關して市場價格が冷厳として存在するかぎり、集約度をむやみに高めることは不可能であり、一定限度を以て停止しなくてはならぬのは当然である。而してこの限度はコストが市場價格以下であることは勿論、都会より離れた農場に於いては市場價格より貨物の運送費用だけ減じたものでなくてはならない。市場價格より運送費用を控除した生産物單位当りの價格を各地の農場に於ける價格、簡略して「農場價格」と名付けるならば、農場價格は都会に接近するほど高く、都会より遠去るほど安くなる。結局、集約的經營の限界は農場價格によつて支配されるのである。斯くて集約度高き場合の生産物單位コストは高額であるから、集約的農業經營は都会近傍の如き農場價格の高きところに於いてのみ許容され、遠隔の農場に於いては農場價格の低廉なるためコスト安き粗放的經營を以て満足しなければならないことになる。是れ、都会近くに集約的農業が実施され、遠隔地に粗放的農業の行われる所以である。言うまでもないことであるが、都会近傍に於いて集約的農業を営むのは農産物の單位当り利益に留意せずして、單位面積当りの収益に着眼するからである。同じ農場に於いて粗放的農業經營による單位生産物当りのコストは集約的農業經營による場合のコストよりも安く、生産物單位当りの利益は農場價格が同一であるかぎり粗放的農業の方が大なのであるが、粗放的經營は同一面積内に於ける收穫量が少い結果、生産物総量と單位当り利益の相乗積を比較考慮して、都会近傍の農地に於いてはより利潤の大なる集約的農業が採用されるのである。つまり、農業經營者としては生産物單位当りの販賣利益を問題とするのではなく、土地をより、効果的に利用して生産量を増加し、企業としての最大利潤を獲得しようとするを欲望に燃える訳である。

さて本題に戻つて既に開發された土地に於いて、交通機関の發達が如何なる影響を與えるかと言うに、前掲の数学的

表現の如く簡潔なものでなく、之に若干の訂正を加えなくてはならない。今、縷々説明した如く現実には都会近傍の農場には集約的農業が行われ、遠隔の農場には漸次粗放的農業が営まれている場合の地代を推測すると、等面積には等量の生産物を産出するという最初の仮定によつて等量貨物の運送費差額に基き算出した地代に附加して、経営の変化に基因する生産量の相異より発生する第二次的地代換言すれば経営的地代とも云うべきものが増加するから、同一面積当りの地代と雖も都会の近傍と遠隔地とは甚しき逕庭があり、前者は著しく高額であるが後者は遙か低額である。従つて全地域の地代総額を图示した数学的表現の凹錐形の切断面を現わす三角形の頂角  $ACB$  は、その結果として決して鈍角ではなく極めて先の尖つた鋭角を以て現わされなくてはならぬ。比喩を以て表現するならば富士山の如き緩やかな傾斜を持つ凹錐形ではなく、槍ヶ岳の如き尖鋭なる頂峯を有し、山麓に廣大な極めて緩やかな裾野を持つ凹錐形に近きものである。しかも凹錐形の母線  $CA$  は直線ではなく、外側に反りかえつた曲線である。この比喩が單なる推定でないことを証明するために、チュウネンが彼の貴き生涯を賭した経験より算出した精密な計算が存在する。チュウネンはその名著「孤立國」に於いて都会の周囲には極めて集約度の高さ自由式農業圏が狭い幅で取巻き、其の外側にはより集約度の低い輪栽式農業圏が認められ、更に其の外側には粗放的な穀草式農業圏が存在し、凹周に近きところには幅廣き三圃式農業圏が閉繞し、その外側には放牧しか行われないう見事な数層の同心凹よりなる農業圏の分布図を画き上げているのであるが、彼の各農業経営方法の相違に基く地代額の差異を材料として、全地域の地代総額を図形にて表わすならば、槍ヶ岳以上の鋭さ、宛も常夏の國の佛寺に建てられたバゴダの如きものが出表るのである。之を要するに富士山型の地代総額が槍ヶ岳に変つたのは、前者は收穫量が各農場に於いて常に同一なりという仮定より單純に地代を算出したのに対して、後者は人間本末の念願たる合理的経営の存在を認識した結果である。集約的農法の採用は農業経営者にとつて

——間接には社会全体にとつて——極めて望ましいものであるが、其の實現には農場價格の高きことが前提となる。農場價格は再三述べた如く市場價格より運送費を差引いたものであるから、交通機関の改良發達が重大な與件となることは明瞭であらう。

(註六) Thünen, H., *Der isolierte Staat in Beziehung auf Landwirtschaft und Nationalökonomie*, 1. Aufl., 1826, 2. Aufl., 1842 bzw. 1853.

今、交通機関の發達によつて運送費が二分の一に低減したとすると、或種の集約的農業方法を採用する最遠限界の農場價格と同一の農場價格が、その二倍の距離の農場に於いて出現する。随つてその種の集約的農法を採用する地帯の幅は二倍になる。同理によつて他種の農業圏の幅も倍加する。斯くて收穫の増加に原因する市場價格の低落を暫らく等閑視すれば、全地域の地代の合計額の仮裝形体はバゴダ自身の高さには変更はないが、底田の面積は四倍となり、先端の尖銳度は減少して槍ヶ岳型に近づく。他方、生産物の産額は従前の三倍に上る新耕地の添加と粗放的經營の集約化に基因する莫大な收穫増加によつて、地代の増加以上に激増する。

斯くの如く地代の増加は土地利用率の向上を示し、生産量の莫大な増加を裏面に必ず随伴するものであるから、社会の福祉も亦甚大である。但し交通機関の急速な改良によつて廣大な土地が急激に開發されるときには、供給過多に基く生産物價格の低落なる現象を通じて既耕地の地代を暴落せしめ、集約的農法を逆轉して粗放的ならしめることすら惹起する。十九世紀後半、鉄道と汽船の出現はアメリカ産小麦の氾濫を招来して英國に於ける地代を暴落させた事實、アメリカ大陸横断鉄道の建設によつて西部が急速に開發されて東部諸州の農地々代が下落し、多数農場の閉鎖された事實は此の例証である。この交通改良は交通革命と俗称されるほど激烈なもので、歴史上にも異例に属するから特別である。兎に角交通機関の進歩によつて既耕地に於ける粗放的經營が集約的に變化することは、十九世紀の前半まで数百年の間、

僅か都会の周辺を除けば殆ど常態であつたヨーロッパ大陸の主穀偏重の三圃式農業が、鉄道の開通以降根菜作物と荳菘作物を穀作の間に織込む輪作式農業に一変した事実によつて知られる。我が國に於いても鉄道の沿線は純農村と思われるところに於いてすら廣大な野菜畑を出現せしめた事実や、海運に於いても例えば阪神間と定期船の開通以後、四國の僻村に野菜栽培の勃興した事実を以て容易に分明する。

## (二)

以上極めて抽象的に問題を取扱つて来たが、議論の基盤とした位置差のみ有して他の條件の平等なる夢想の土地と現実の土地との間には尙幾多の無視し得ない差異が存することは明瞭である。そのうち特に經濟上重要なものを述べれば、各土地は土質氣候が異り肥瘦の差があるという事実である。等量の資本と労働を投下しても肥沃なる土地と瘠塊の土地とでは收穫量に大差がある。換言すれば同一量の生産物を得るコストが著しく相違する。この差異によつて發生する地代こそ、リカードがその明晰なる頭腦を以て樹立した地代理論の本尊であり、本稿の初めに位置差によつて生ずる地代と區別するために、筆者が仮に地味地代と名付けたものである。地味地代にしる位置地代にしる、兩者いずれも發生の原因こそ異つているが生産費の変相であり、貨幣額にて費用を表示するならば相互に交替出来る——地代以外の諸生産費目も勿論そうであるが——筈のものである。消費地に近く位置し土質豊沃なる土地の地代は兩種地代が倍加される結果として多額になるが、反対に遠隔で不毛なる土地の地代は絶無に等しい。又消費地に近い瘦地の地代は主として位置地代より形成されるが、肥沃なる遠隔地の地代は地味地代を主力とする。市場に自由競争が行われ一物一價の法則の支配する限り、兩種地代——此の場合の地代は單位生産物のコストの中を含む地代を意味し、單位土地面積当りの地代を意味しないことを附言して置く。地代はあくまでも土地に附随すべきものであるが——は相殺されるのが普通である。

例えば前掲作図の中心点Oなる都会近傍の農場に於いては地味最も瘦せて十円の生産費を要するが、周辺のA点にある農場は地味肥沃にして單位量作物を六円にて生産し運送費として四円を要すと仮定すれば——問題を單純にするために各農場には均等なる農業經營方法が採用されているとする——市場價格はその時に於ける最劣等經營の費用即ち最高生産費によつて決定されるから十円となる。これはO点に於ける位置地代四円が生産の悪條件によつて相殺され、A点に於ける地味地代四円が高い運送費によつて相殺されることを意味する。之によつて知り得ることは遠隔の土地は地味豊饒にして如何に生産費低廉なりと雖も、肥瘦差の地代が運送費差の地代を超過しない限り、其の土地は利用されないことである。A点の外方のa点にたとえ地味更に膏沃にして僅か三円という低生産費を以て済む土地があつても、出荷費としてA点の倍額即ち八円を要する事実を考慮するならば、コストは合計十一円となり開發されずして放置される。然るに今交通機関の改良によつて運送費が二分の一に減じたと仮定すると、a点に於ける総費用七円（生産費三円と出荷費四円の合計）となり、A点に於ける総費用八円（生産費六円と出荷費二円の合計）、O点に於ける総費用十円を突破してa点は同一經濟圏内に加入する資格が出る。如斯、生産地域の拡大によつて生産物の供給が需要を超過すると新たな均衡状態を招来して價格が低落し、O点時としてはA点すらも競争場裡より排除せられて其の作物の生産を中止し、結局農業以外の有利なる産業に轉向するか、農業を固守するとしても特別な作物を選択するか、若くは特殊なる經營形態を採用して活路を見出さねばならぬ。土地の利用轉換は斯くして必然的に惹起されるのである。O点乃至A点は農業に於いては最早地代を發生するだけの利用價值を獲得し得られないから、其れ以外の用途のうち最大の地代を發生するが如き産業を選択して之に推移せねばならぬ。概言すれば商業用土地即ち商店敷地の地代が最も高く、工業用土地即ち工場敷地の地代が之に次ぎ、農地の地代が最も低い。其の理由は前記農業の集約的經營と粗放的經營に於ける關係

に近似し、農業に於ける收穫が季節によつて支配され二毛作を普通として三毛作は至つて少いのに反して、工業殊に機械の使用される場合に於いては小区域の土地に大量の生産が実行されるを以て、單位生産物のコストの中に含まれる地代は少いけれども、販賣総量を考慮すれば土地單位面積当りの地代は大きくなる訳である。商業に於いては極めて小面積で大量の取引が毎日実行されることは周知の通りである。勿論、それだけ社会の必要需要量は商工業に於いては農業に比して小面積にて大量の生産物乃至取引が実現されるから、農業圏に比較して商業圏・工業圏の分布面積は狭少になり、生産物乃至取引のコストに於ける僅少の差違は他者を容易に排除する如く、生存競争が激甚になる道理である。前述の農業競争より排斥されたO点の如きは都会の郊外と想像されるから、寧ろ進んで商店乃至工場敷地或は後述する住宅地に利用轉換を企図するであろうが、A点に於いては商店敷地に變化するのは至難であり、工場敷地・住宅地に利用するにも難澁であろう。従つて輪作式有畜農業の如き集約度の高い多角農業経営によつて窮地を脱するか、或は明日の僥倖を望んで窮乏農業を継続するしか仕方がない。勿論、かゝる消極的意図に基く土地の利用轉換以外に経営者自ら積極的に利潤の増大を追求して、例えばO点附近の農場が窮迫に陥る以前に進んで有利なる住宅地乃至工場敷地に轉換することあるは当然である。茲にはたゞ論理の都合上、消極的事例を敘述したに止まる。積極的に農地が住宅地乃至工場敷地化する前提として、工業製品乃至居住用役の生産には多額の資本労働の投下を要求するためにコストが極めて高價であり、大口需要地の近傍か若くは運送費の低落を見るに非ずんば到底かゝる集約的経営の存在を可能ならしめぬ事実を忘れてはならない。従つて交通機関の發達によつて位置地代が激減して始めて、都心を離れた地域に工場乃至住宅地の如き集約的経営事業の採算がとれるに至るのである。

### (三)

以上は主として例に農業を採つて説明したのであるが、農業同様の原始生産業たる鉱業・林業・水産業は勿論、工業・商業などにも容易に轉用して大体納得の出来る理論である。唯、鉱業は地下資源の有無に制限せられるから、農業の如く全地域を同様に取扱うことは出来ない。又工業は農業と異り收穫逓減法則の支配を受けるよりも、寧ろ資本と労働が累加して投下されるれば却つて大規模経営の利益を享有して收穫逓増法則に従う場合が多い企業であることと、生産物の輸送のみならず原料・燃料の運送をも考慮しなければならない事情があるから、交通機関との関係が一層密接になる。是れ近年工業立地論が喧傳され、その中に運送費が重視される所以である。

一定の地域が交通機関により連結されて一つの経営組織を形成する場合に於いて、交通機関の改良が進行するときには位置地代の差異が廣汎な地域に亘つて縮小し、土質・氣候・地形等の相違に基く土地の特殊性——地味地代はその最重要例である——が仮令小さくとも顯著に表面に認識され、各地は最大なる地代の獲得に努める結果、最も合理的換言すれば最適の産業を求めて之に専念する。此の現象を経済学上「地域的分業」Territorial Division of Labour; Geographical Division of Labour と称するが、土地の利用轉換は結局地域的分業の促進を意味する。地域的分業は有限の土地に資本と労働を最も効率高く利用せしめて生産を激増するのみならず、生産費を引下げて社会に莫大な利益を享受せしめ、更に進んでは高度経済組織の特徴たる大規模生産を可能ならしめるといふ甚大なる利益を有することは周知のところであるから、茲に蛇足を加える必要はなからう。

今迄述べたところは交通機関發達の費用の面のみを觀察したのであるが、交通の他の重要な發達は速度の面に見出される。果実・牧畜品・水産品等の生鮮食料品の生産に土地を利用する場合に於いて、冷蔵技術と並んで速度の改良は重要な影響を持つが、茲には紙面の關係上若干變化した事例として特に住宅用としての土地の利用を取上げて簡単に

考察したい。此の場合、典型的なのはビジネスセンターに通勤する人々の住宅及び工場に通勤する労働者の住宅である。代表的に前者に就いて説明すれば通例住宅用地代は都市の中心が最高で、郊外に近付くに連れて漸減するから、その合計は矢張り凹錐形を形造る。交通機関の改良で通勤時間が二分の一に短縮すると住宅用面積は四倍に拡大し、遠く郊外に新たに住宅用地代を発生して農地用地代と競合する。如何に集約的農業を行うと雖も農地用地代は住宅用地代より低額なのが普通であるから、住宅用地代の総計は凹錐形を崩さぬ場合が多い。勿論、通勤用交通機関は近年は鉄道乃至バスを通例とするが故に、その路線を樞軸として建設される都会の姿は星型となり、地代総額はヒトデ型となる。交通の改良は都会人口の増加と歩調を合すものであるが、交通の技術的改良は間渴的に行われるのを常道とするから、短期的に觀察すれば都心近くの地代は交通機関の改良の度毎に低下する時期が暫らく存在すべき筈であるが、都心附近の住宅用地代は更に有利な商店用地代とまた競合するを以て低落することが殆どない。

最後に交通機関の発達が土地利用に如何なる影響を與えるかを要言すると、土地の利用は常に最大の地代を求めて轉換するものであるから、交通の改良が抽象的且つ理論的な地代額に與える変化を考察すればよい訳である。交通の改良は位置地代の場所的差異を縮小せしめ、地味地代の場所的差異を鋭敏に活動せしめる、別言すれば所謂地域的分業を促進する偉大な効果を有する。あらゆる土地は或時期に於いて最適と思われない産業に利用されていようとも、交通機関が正しく発達するならば窮局に於いては最も適應した産業に利用される傾向を有する。而して土地利用の諸産業は都市の如き経済組織の中心点の周囲に数重の産業圏を形成するが、その幅は交通の発達に伴つて拡大する。その程度は純理論的に云えば交通効率の改良度合の自乗に正比例する面積の拡大率を示す。更に同じ産業内に於いては交通改良以前に粗放的経営であつたものを集約的經營化するという大きな利益がある。これを反面より云うと交通機関の発達せぬとき

は如何に頭腦を働かして集約的經營を行うともそれは無駄骨であること、地代の高き有利なる産業に土地を利用せんと欲しても不可能であることが分明になる訳である。結局、土地利用合理化に拍車を入れるものはあらゆる産業を通じて交通機関の進歩である。

本研究は昭和二十五年文部省科学研究費による研究の一部である。ここに付記して謝意を表すものである。

# 工業地帯形成の條件

米  
花  
稔

## 目次

- 一、問題の提起  
——經營位置論に於ける工業地帯の問題
- 二、工業地帯の四類型  
——アメリカ経営学に於ける工業地帯論
- 三、工業地帯の構成  
——その立地論的考察
  - (一) 工業地帯の市場的関連
  - (二) 工業地帯の自然的技術的條件
  - (三) 工業地帯と經營上の関連
- 四、工業地帯の性格
- 五、事例的研究  
工業地帯形成の條件

## 工業地帯形成の條件

(一) 岡山地区新工業地帯

(二) 廣畑地区新工業地帯

六、結語——工業地帯の形成

### 一、問題の提起

#### ——經營位置論に於ける工業地帯の問題

工業經營がその經濟目的達成の爲に、合理的運営を行うに當つて、その位置は欠くべからざる要件の一である。經營立地論或は經營位置論の課題とする所である。

この場合、一般に工業經營を前提として、その位置の選択の問題が論せられるのであるけれども、同時に既に設立せられるや、問題は轉じて、その特定の位置を前提とする工業經營に関連して、時間的推移と共に相次いで生起するものであるから、この面からの考察も亦、忘れられてならない点である。

他方、今日の工業經營は、狹隘なる限られた市場を前提とする單純なる完結的生産形態を主とするのではなくて、國內、國外の廣範圍なる市場、各種類、各階層の市場を前提として、同種又は異種經營が相集つて、迂回生産を建前とする相互交錯する複雑なる生産機構の下に形成せられているものである。従つて、これら經營間の空間的関連性が明かにせられなければならない。

工業經營の右の如き位置に関する時間的並に空間的性格の最も具体的に表現せられているのが、工業地帯形成の問題である。工業地帯形成の問題を考察することは、所謂經濟の地域構造に関連することであるが、同時に今日の工業經營

職工数にみる我國工業の地域的集中度

工業地帯形成の條件

| 年   | 地域    | 昭和13年     |        | 昭和17年     |        | 昭和20年     |        | 昭和21年     |        | 昭和23年     |        |
|-----|-------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
|     |       | 人         | %      | 人         | %      | 人         | %      | 人         | %      | 人         | %      |
| 東 京 | 神 奈 川 | 670,953   | 20.86  | 958,237   | 24.41  | 212,058   | 12.24  | 376,933   | 14.75  | 526,872   | 17.20  |
|     |       | 679,218   | 21.13  | 708,988   | 18.05  | 290,026   | 16.74  | 428,437   | 16.76  | 553,696   | 18.08  |
| 愛 知 |       | 98,352    | 3.06   | 388,267   | 9.89   | 108,610   | 6.27   | 186,483   | 7.30   | 216,549   | 7.07   |
| 福 岡 |       | 120,903   | 3.76   | 150,410   | 3.83   | 83,138    | 4.80   | 95,233    | 3.72   | 134,912   | 4.40   |
| 四 小 | 地 域 計 | 1,569,426 | 48.81  | 2,205,902 | 56.18  | 693,832   | 40.05  | 1,087,086 | 42.53  | 1,432,029 | 46.75  |
| 全 國 |       | 3,215,421 | 100.00 | 3,924,457 | 100.00 | 1,730,587 | 100.00 | 2,554,341 | 100.00 | 3,060,352 | 10.000 |

商工省工場統計表，並に昭23通産省工業統計速報による

の位置の問題を解明する爲にも、極めて重要な意味を持つものといふことができる。

而してこの意味に於ける工業地帯形成の問題、それとの関連に於ける工業経営の位置をめぐる問題は、産業の推移に伴つて、常に生起するのであつて、我國に於て、現在にも特に顯著にみられ、従つて又その解決を要請せられていゝものである。

(一) 戦争のおとしごとしての新工業地帯、未完成工業地帯の問題。

工業地帯形成の問題は、經濟の發展に伴つて常に生起しているが、今次戦争經濟時代を中心として、問題は最も集約的にあらわれている。即ち上表が大まかであるが、このことを端的に示している。

戦前昭和十三年於ける工業の地域的集中度は、所謂四大工業地帯（京浜、阪神、中京並に北九州地区）に於て職工数について四八・八一%であつたが、太平洋戦争当初には更に五六・一八%と集中度を高め、轉じて終戦の昭和二十年末には、絶対数を著しく減じてではあるが、四〇・〇四%と反対に著しく集中度を低下し、その後は日本經濟の回復に伴つて、再び上昇しつつある。

このことは、戦時中に工業の擴張が各地方に行はれ、末期には更に疎開も進められ、四大工業地帯以外にも、全国各地に、中小の新工業地帯、未完成工業

地帯を生じ、終戦後は、戦災を免れたこれらの分散された工場乃至工業地帯を基礎の一として、経済復興が行はれたのであるが、回復の進展するに伴い、再び集中度を高めつゝあつて、その結果、戦争のおとしごととしての全国各地の新興工業地帯、未完成工業地帯の将来、従つて又そこに分散されている諸工業経営の存立の問題が、極めて重要なこととなるに至つたのである。しかも前表は都府縣を單位に表示したに過ぎず、より狭い地域に限つて考察すれば、右の如き事情は、より顯著にみられるのである。工業地帯形成の問題の一面がこゝにある。

## (二) 我國の産業も部分的ながら工場の拡張新設の段階に入つた。

右の如き情勢下に於て、戦後数年日本経済の安定復興が多小共実現せられるに伴い、次に述べる如く、業種、業態によつて著しく事情は異なるけれども、工場の拡張、新設が少なからず当面の具体的問題として準備せられるようになった。

戦前、戦時並に戦後の若干の生産指数を示すことによつて、この如き一般的動向を知ることができる。即ち上表によると、昭和七—十一年に比し、昭和二十五年には、繊維を除いて、略々生産を回復し得ているのであるが、これを戦時中の昭和十八年に比すると、繊維工業が二割増、化学工業が略等しく、金属工業は当時の六割に足らず、機械工業は二割程度である。

従つて、繊維工業は、昭和七—十一年に比し、昭和二十五年は尙三割余の生産ではあるが、企業整備当時の二割増で、今後の生産復旧には、工場の拡張新設にまつ所多く、現に昭和二十五年に入つて、綿、毛共錘数制限が撤廃され、つづいて、人絹、ステープル・ファイバーにも

同様の措置がとられた。

我國工業生産指数比較

| 時業種 | 昭18<br>平均(A) | 昭25<br>4月(B) | (B)<br>(A) |
|-----|--------------|--------------|------------|
| 金属  | 223.5        | 122.8        | 54.9       |
| 機械  | 512.8        | 98.7         | 19.2       |
| 化学  | 111.6        | 113.7        | 101.8      |
| 繊維  | 28.4         | 34.0         | 119.7      |

昭7—11年平均基準總司令部  
経済科学局調

化学工業等の装置産業も亦、重点主義生産によつて、既に戦前、戦時の生産をこえて目標を達した硫酸、石灰窒素等の化学肥料工業、現有設備能力に余力の少いバルブ工業等があり、他方未だ戦前に復しないものに苛性ソーダ、セメント等がある。

金属、機械工業に至つては、戦時中に異常に拡張せられた上に於て、敗戦となり、しかもこれらの工業を支えていた直接間接の軍需がなくなつたのであるから、戦後轉換して漸次立直りつゝありとはいへ、これらの生産財工業は概して操業度低く、従つて遊休設備が多く、一般的には工場の新設、拡張が問題となり得ない。

しかしながら我國のこれらの生産財を主とする工業は、従来質的、量的に軍需重点で、基礎的な金属、機械工業、産業機械、或は加工度の高い生活用製品等に於て、著しく立ちおくれ、跛行的性格のものであつた。こゝに金属機械工業に於ても、業種によつて、今日部分的ながらも、工場の新設、拡張の段階に入つているものも、必しも少くはない。以上の如き工場の拡張新設の動向は、漸く戦時中よりの酷使に老朽化した設備の更新期以上に達している現状と相俟つて、戦争のおとしごである新工業地帯、未完成工業地帯が再び、とりあげられようとする部面を、多少ながら生じつゝあるのである。

### (三) 工業経営と所在地方経済との緊密化。

偶々これらの事象は、地方経済の発展との関連に於て、更に注意せられ始めた。近代的なる大規模の工業経営は、常にその所在地方経済に対し、雇傭関係、所得関係、或は産業的關係に於て、著しい影響を與えていることは、いうまでもないことであるが、殊に戦後、経済の民主化、自立経済への方角、地方官廳の自治体としての独立性、それに伴う税制改革の結果、今日工業経営とその所在地方経済との緊密化は、一層顯著なものとなるに至つた。

地方經濟の繁榮、民生の安定向上という観点から、所在諸工業經營の發展が特に關心事となり、従来地方官廳の施策の對象が殆ど中小商工業に限られていたのに対し、最近は大工業に対しても、直接間接關連を生ずることとなり、進んで所謂工業誘致運動が、既成工業地帯たると、農村地帯たるとを問わず、各府縣、各地に於て積極的に展開せられ、工業地帯形成の計画化まで考究せられつゝある例が少くないのである。

以上三つの事象にみられる如く、今日の我國に於て、工業地帯形成の問題は、現実に解決を要請せられているのである。この問題を工業經營の位置論的研究に於てとりあげる時、それは工業經營の位置との關連に於ける存立條件を、工業地帯形成の問題と結合して、考察することである。經營目的達成との關連に於ける工業地帯形成の條件を明かにすることである。以下、以上の如き意味に於て、工業地帯の構成を、その形成條件を考察し、ついで我國の具体的なる工業地帯の一、二について事例的研究を示すこととする。

## 一、工業地帯の四類型

——アメリカ經營學に於ける工業地帯論

工業の地域的集中によつて形成せられる工業地帯の現実の形態を、地域的観点から大別すると、次の四類型となる。

- (一) 大都市地帯 The big-city location
- (二) 郊外地帯 The suburban location
- (三) 地方都市地帯 The small-city (country) location
- (四) 地方産業地帯 The specialized community

この如き区分、殊に前三者の分類は、アメリカ経営学に於ける Plant Location の研究に於て、その長所、短所を中心として、常に述べられている所である。(註1) しながら工業の地域的集中には、更に第四の類型として、地方的に産業の特殊化して、集中形成せられた地方産業としての一群をあげることが必要である。(註2) 前三者の工業集中は、中核的業種が自らあるのではあるけれども、結局に於て、異種の多数の諸工業の集中を主とし、第四の類型は同業種を中心として地域的特徴を表示しているのである。この地方産業地帯は、我國の場合は、主として中小工業を中心として、輸出産業として形成せられ、或は傳統的産業として成立し、前三者の工業地帯とは異つた構成と性格を持つものである。その意味に於て、第三の類型の地方都市集中と一應區別せられるものを持つていのである。この第四の類型の地方産業の工業地帯としての地域的特殊性については、筆者は最近別の機会に論じたので、(註3) こゝには省略し、専ら前者三類型の本末の工業地帯形成の問題に限定して、考察を進めることとする。

大都市、郊外並に地方都市の三の類型の工業地帯の、それぞれの工業経営の位置的特徴について、アメリカ経営学の説く所は極めて大まかな論述であつて、大都市の工業経営の位置の優劣は、地方都市或は農村のそれと反比例し、郊外地帯は主として、両者の優位性を併せ有し、両者の短所を持つ所が少いというのである。

即ち大都市地帯は、(1) 労働給源に恵まれ、(2) 関連施設、関連産業が存在し、(3) 金融上の便宜があり、(4) 社会的、教育的、公共的施設が充実し、(5) 大消費市場をひかえ、(6) 交通通信機関が完備すること等が、工場立地上の利点に数えられ、その代りに、(1) 税金の高いこと、(2) 労銀の高いこと、(3) 労働問題に関する紛争が比較的多いこと、(4) 地價が高いこと、(5) 拡張の余地のないこと等が不利なる点としてあげられている。地方都市、農村地帯がその逆であり、郊外地帯はこの両者の優位点を併せ持つと説かれる。

従つて又、自ら小規模経営は都市集中となり、大規模経営は地方都市、農村に位置を求め、郊外地帯は中規模経営にとつて望ましいことになる。このことは、経営規模と工場位置とその集中度との関連の問題となるのであるが、この点は、イギリスのフローレンス P. S. Florence 教授の最近の実証的研究によつて、(註4) 工業が或る程度地域的集中を形成することによつて、所在工場の経営規模は拡大するが、その集中化の増大に伴い、経営規模は中規模化し、進んでより小規模化する傾向のあることが示されており、上述の工業地帯の三類型とその所在工場の経営規模の傾向と一致するものがみられるのである。

右の如き特徴に対して、アメリカに於ける工場立地の最近の傾向として、郊外地帯集中と、工場の地方分散配置 De-centralization of Industry との二つがあげられている。(註5) 前者は、先に述べた如き郊外地帯が、大都市地帯並に地方都市乃至農村地帯に優る工場立地上の優位性に原因するものであり、後者は軍事上その他の非経済的理由も勿論あるのであるけれども、巨大工場の管理能力等よりする非能率性、地方消費市場との接触等が主要なる原因となつて、大規模経営の工場の地方分散配置が、業種の特異性に従つて、垂直的、或は水平的に進められているのである。

以上アメリカ経営学に於て、工業経営の位置に関連して、工業地帯についての所論をみ、更に郊外地帯集中と、大経営の工場地方分散の二つの傾向を中心として、工業地帯形成の問題をみたのである。

しかしながら工業地帯の問題は、産業の規模、産業の構成、市場の状態、これらの基盤となつている技術、或は経済の進歩の程度によつて、事情は著しく異つてくる。従つて以上の如き一般論から、更にこれらを形成するに至つた諸條件に立入つて解明するのだけければ、我々の当面している工業地帯形成の問題を明かにすることは困難である。

- (2) W. R. Spriegel "Industrial Management" 1947 P. 37-49
- (3) 拙稿『中小経営の地域的性格の一考察—地方産業存立の可能性と限界性』……平井泰太郎編『経営目的の達成と経営構造』昭和二十五年刊、一四七—一六七頁所載
- (4) P. S. Florence "Investment, Location, and Size of Plant" 1943 ……筆者未見。"The Journal of Political Economy", Dec. 1948
- ◎ Book Review ジャム、British Census of Production のテーマによつて実証的研究によつた結果の結論である要旨が示されてゐる。
- (5) W. B. Cornell "Organization and Management in Industry and Business" 1947 P. 179-180
- Bethel and others "Industrial Organization and Management" 1945 P. 198-200

### 三、工業地帯の構成

#### —その立地論的考察

工業地帯構成の問題を、一般的考察から進んで、それを形成する諸条件を明かにする爲には、従来の工業の地域的集中に関する立地論的研究を顧みつゝ、考察を進めることが必要となつてくる。

当面の研究対象である我國の工業地帯は、いうまでもなく、京浜工業地帯、阪神工業地帯、これについて、中京工業地帯、北九州工業地帯が所謂四大工業地帯として代表的なものであり、これらの外縁的發展乃至地域的特殊性によつて、中小の工業地帯未完成工業地帯が全国各地について列挙できるのである。換言すれば、我國の工業地帯は、一應我國の産業の市場中心に於て大規模に形成せられ、中小の規模の工業地帯になるに伴い、その外縁的發展、或は自然的、技術的條件によつて特殊化せられて存立し、又これに経営上の諸条件が伴つていゝるのであるといふことができるであらう。

その意味に於て、工業地帯構成の問題を、先づ市場との関連に於てとりあげ、次で自然的、技術的関連に於て考察し、最後に経営上の諸関連に及ぶことゝする。

## (一) 工業地帯の市場的関連

市場中心と経営との関連を、地帯的に考察する場合に、問題になるのは、運送費 Transportation charge と時間的要素 Time element の二の條件である。この二つの條件を中心として、経営の地帯的構成が形成せられる。

### (1) 時間的要素

市場中心と経営の位置との関連に於て、しばしば看過せられるのは時間的要素である。しかしながら時間的要素が、費用的観点を優越する場合が少からずあるのであつて、業種によつて、その影響する所は少くない。迅速なるサービス、技術的連携、市場の変化に対する適應性等に於て特に重要である。(註6)

工業立地論の代表者ともいふべきアルフレッド・ウェーバー Alfred Weber は、この種の條件は、特殊なるものとして、(註7) 一般論に於てはとりあげていない。地帯的考察の範は、さかのぼつて、チウネン H. Thunen の農業立地論にこれを求めることができるが、この場合も亦都市との距離によつて、主として運送費を中心として農業の経営形態の異なることが、地帯的に論ぜられているのである。只その際都市に最も近い地帯に形成される自由式農業地帯圏は、運送費の関連と共に、新鮮度、腐敗度に関して農作物(高等園藝作物、牛乳等)の選択せられることを述べている点は、市場との関連に於ける時間的條件を示しているといふことができる。(註8) このことは、工業の場合に於ても同様で、ゾムバルト W. Sombart は立地の原因の分類に於て、新鮮なパン、温い飲物等の場合は場所に束縛される工業の一種として、立地を自由に選択し得る工業と區別しているが、(註9) これも亦市場との関連に於ける時間的要素として考察

し得るのである。

工業立地に於て、時間的要素を特に考察しなければならないのは、右の如き製品自体の持つ特性にのみ止まらず、更にその工業の持つ生産形態、それに伴う取引形態との関連がある。工場の生産形態は、單純化、標準化が極度に進んで大量生産化され、所謂單種多量生産方式から、規格化の程度に應じて品種が漸次複雑化し、複種多量生産、組別生産方式等があり、この如き市場生産から轉じて注文生産を主とするものがあり、進んで全く個別生産形態のものに至る。この間に幾階段もの系列があるわけである。(註10) これと直接間接関連して、取引形態も亦異なるのであつて、標準物取引、銘柄取引、見本取引或は現実取引等の別が生じる。(註11) これらは市場の範圍を自ら限定するものであるが、それを換言すれば市場との時間的関連となる。何れも後者に属するものは、前者に属するものに比し、販賣競争上に於て、市場との結合關係が時間的に特に重要となつてくる。消費者財の所謂嗜好品、流行品は勿論、生産者財の機械工業にあつても、品種によつては、後者に属するものが少くない。これらは商品の技術的並に需要上の性格、或はその國の商業の進歩の如何にも基く。我國の如く、規格化、標準化が進まず、他方嗜好性の複雑なる場合に、しかも交通通信機關の整備の著しく遅れていることが加つて、この時間的要素が特に重要となる。従つて市場中心の大都市への工業の集中化の、大きな原因の一を形成している。

我國の工業經營が、長い戰爭乃至戰爭準備時代を通じて、大量の軍需に依存して發展拡充してきた爲に、極めて多くの工場、又工場地帯に於て、右の如き市場との關係は殆ど考慮せられなかつた。然るに今日の如く競争の激化した内地市場に於て、又國際貿易の競争場裡に於て、存立してゆく爲には、時間的要素としての市場との密接化は、欠くべからざる要件の一である。戰時中の新興工業地帯の残存工場が、轉換後当面している經營難の大きな原因の一がこゝに存し

ているのである。

## (2) 運 送 費

運送費の工場位置との関連は、ウェーバーの特に中心的に論じた所であるので、これによつて、これを消費市場との関連について、市場立地乃至その外縁的立地となる場合をみれば、次の如くである。(註12)

(ア) 製品の原材料が到る所に産出される、所謂普通材である場合には、市場立地となる。

(イ) 原材料の一部が場所的に限られた、所謂限地材が用いられ、又その中に原料から製品化される間に重量の減する重量減材料が用いられても、全体として普通材が重量上優位を占める場合は、原材料の組合せの如何により、市場立地、或はその外縁的立地となる。

(ウ) 所謂限地材を用いるものであつても、製品化の間に重量の減じない、所謂純粹材料を用いるものは、運送費に關する限り、原料地立地でも、消費地立地でも、その中間地立地でもあり得るので、他の條件との関連に於て、市場立地たり得る。

運送費に關する限り、市場立地はこの如く形成せられる。しかしながら、ウェーバーの立地は、比較的ポイントを中心とする構想であるので、これらの一團となる市場立地の更に地帶的考察が問題となる。これを地帶的に、市場を中心として考察したものは、チウネンの農業立地論である。

チウネンの農業經營の地帶的考察の重点は、市場距離との關係における、(ア)生産の集約度の変化、従つてそれに伴う經營形態の変化と、(イ)生産物の種類の変化を説く所にある。(註13)

(ア) 農場が市場より遠ざかるに従つて、運送費、生産費、價格並に生産量の変動の關係によつて、集約的經營から粗放的經營に移ることが集約度について論せられているのである。工業においても、前述のウェーバーの運送費に關して結論せられる市場立地に屬するものについてみれば、土地の競合關係を通じて、同様に適用し得るのである。存立條件の異なる手工業的中小經營を論外として、近代工業についてのみいえば、この面からのみ論する限り、高度に機械化、立体化された中小規模經營の精密完成品工場から、市場周辺、外縁に漸次素材工業面の平面的大規模經營の存在する一連の傾向が理論づけられることになるのである。

(イ) 種々なる生産物の價格に比して、運送費の占める程度が、市場との距離に關係を持ち、チュネンに於て農作物圏の外縁に、畜産、火酒醸造、牧羊等の行はれるべきことを論じているのであるが、市場中心よりの工業の地帶的排列の一の秩序であるということができらうであらう。

市場を中心として、運送費の面からのみ考察する限りに於て、一般的には以上の如くみることができらう。しかしながら、農業立地論に於ても、チュネンの後継者ともいふべき、エーレボー F. Aereboe ブリンクマン T. Brinkmann は、この如き運送費を中心とする位置的觀點は、同時に他の諸條件である氣候、土地、規模等にも作用し、或は國民經濟的發展段階、經營者の個人的事情等とも結合して、その綜合の結果として、農業の經營組織が形成せられるべきことを説いているのであつて、(註14) 同様に工業についても、後に述べる如く、他の諸條件との關係を有機的に考察しなければならぬ。

只注意しなければならないことは、我國の主要なる工業の極めて多くの部分が、その原材料を海外に仰ぎ、しかもその相當の部分を輸出するという特殊性よりして、主要なる輸出入港、従つて京浜、阪神両地方の如きが、その意味に於

て、原料地であり、同時に輸出、内地両市場中心という消費地であるということから、多くの仮定を以て論せられたチウネンの孤立國の如き、市場を中心とする地帯圏の考察が、却つて現実と遠くないという点である。我國の工業の集中化の顯著なる一因をこゝにみることができる。

### (3) 地帯的考察

以上の如く、市場との関連、従つてその運送費、並に時間的要素に於てみる限り、大都市地帯、郊外地帯並に地方都市、農村地帯の工業經營の位置上のそれぞれの特殊性が明かとなるのである。従つて又、それは前提となる市場の量的並に質的なる制約によつて特徴づけられ、同時にその時間的推移に伴う變動によつても影響せられるのである。我國の特殊性よりしては、大都市地帯の工業集中を特に顯著ならしめることとなり、他方戦時、戦後の市場の激変が多くの工業地帯に少なからざる市場的制約を與えているのである。

勿論以上は、市場中心との関連に於てのみいふ得ることであつて、自然的、技術的條件、或は經營構成上の條件によつて、より顯著に特色づけられるものもあるのであつて、更にこれら諸観点からの考察の上、あらためて、この点を吟味しなければならぬことは、いふまでもないのである。

註 (6) E. H. Spengler "Introduction to Business" 1948 p. 188

W. R. Spriegel "Industrial Management" 1947. p. 40

(7) A. Weber "Über den Standort der Industrien" 171. 1909. s. 18-19

(8) H. Thiinen "Der isolierte Staat" 1826

近藤康男訳『チウネン孤立國』昭和十八年二頁

(9) W. Sombart "Der moderne Kapitalismus" 1921. II. 2Bd. s. 901

- (10) 漢利重隆『工場管理』昭和二十五年一三九—一四五頁
- (11) 福田敬太郎『市場論』昭和二十五年三三頁
- (12) A. Weber "Über den Standort der Industrien", S.52—53
- (13) 拙著『経営位置の研究』昭和二十四年六一—六三頁
- (14) 右同 六四—六六頁

## (二) 工業地帯の自然的技術的條件

大都市工業地帯が主として市場を中心として形成せられるのに対して、地方都市、農村に於ける工業地帯の形成は、その自然的、技術的條件に依存する所が多い。勿論大都市地帯、郊外地帯についても同様であるけれども、地方都市地帯の市場との関連に於ける制約を、補完するものは、こゝに存するのである、その一は、所謂環境との自然的、技術的結合関係であり、その二は生産自体の技術的性格である。

### (1) 環境との結合関係

市場との関連に於ける地帯的考察が、空間的距離を中心とするのに対して、空間の持つそれぞれの特殊性の地域的考察が、環境との結合関係である。この場合問題になるのは、(ア) 土地的條件、(イ) 交通位置、(ウ) 生産に直接関係ある原材料、動力、水等である。

(ア) 土地的條件。工場の立地條件としての土地的條件については、土地の高低、傾斜或は地質、地盤等種々の自然的、技術的觀點がそれぞれ重視せられるけれども、(註15) 地帯的考察に於て特に注意せられるのは、農業のみな

らず、工業に於ても土地のひろがりの規模である。この点は我國に於て特徴的である。

軽工業を中心とする戦前の工場は、敷地五万坪乃至十萬坪を大工場としたのであるが、今日の金属、機械工業或は化学工業等の大規模工場は、十萬坪以上數十萬坪を要するものが少くない。しかも我國の如く國土の八〇%以上が山岳等に占められ、他方その余りの土地に極度の集約農業の發達している所では、この如き拡大なる面積の工場立地の可能なる場所は極めて限られている。従つて現存大工場に於て、その立地の理由に、所要面積の場所がこゝに求め得られたからというのが極めて多いのである。近代的大規模工場の要求する右の如き面積を有する地方は、各府縣一、二ヶ所を数えるに過ぎない。土地のひろがりの規模が、地方都市、農村地帯工業形成の著しい條件となるのである。

戦時中に航空機工業を中心として、全國六十余ヶ所に、大規模工場を中心に百萬坪以上の工業地帯が形成され、戦後或は残存し、或は放置せられ、未完成工業地帯として残っているのも、疎開もあつたけれども、右の如き條件が主要なる原因であり、同時に既に触れた如く、戦後市場的條件の著しい変化に伴う制約によつて、問題が残されるに至つてゐるのである。

(イ) 交通位置。交通機関の發達は運賃の低下となり、生産者と消費者との距離を縮少して、市場は拡大し、従つて市場を中心とする工業の地帯的ひろがりを拡大する。特に或る特定方向への發達は、その部分へ地帯的ひろがりを延長することとなり、これが海上、水上交通に裏づけられる時に、特に顯著となる。チウネンの孤立國に於ける同心円としての地帯圈が、運賃十分の一の舟運ある河川によつてつらぬかれた時に、その部分のみがひろがつて、地帯圈が延長されることにみる如くである。(註16)

尙我國に於て特に注意しなければならない特殊性は、既に触れた如く、原材料を海外に仰ぐものが多く、しかも海上交通に恵まれていることによつて、これらの諸工業に関する限り、海上交通が完備しておれば、國內的には、その地域が原材料所在地に準ずることとなり、後に述べる如きウエーバーの原材料所在地立地工業について、或る程度適格性を有することとなり、こゝにも地方都市、農村地域の工業地帯形成の條件の一を求めることができる。

(ウ) 原材料其他。先きにウエーバーの運送費を中心とする市場立地を考察したが、こゝに原材料立地についてみれば、次の如くである。(註17)

1、産出の場所の限られた所謂限地材で、製品化の過程で、重量の減する重量減材料の場合には、その原材料産地が工場位置となる。

2、右の如き重量減材料が幾種類か参加する場合は、ウエーバーの力学的或は数学的解明によつて有名な所であるが、理論的にはその各材料産地の吸引力によつて、それらの均衡する地点が立地となるのであるが、何れにしても、材料産地に近づく傾向を持つている。

而してウエーバーは、技術の発展、自然克服の進展によつて、重量減材料の重要性が増加する傾向を指摘し、(註18)従つてその限りに於て、原材料産地立地工業の重要性が増大することとなるのである。地方に形成される工業地帯存立の一の條件である。

工場の主たる動力源の一である石炭も亦、所謂重量減材料としての性格を持つものである。石炭が多量に参加することによつて、材料産地立地、即ち石炭産出地帯立地を促進することとなり、又交通機関、殊にその海上交通の重

要件が工業地帯形成の條件となつてくる。

電力も亦、石炭と共に工業に欠くべからざるものであるが、生産費中に占める比重は、業種によつて異り、しかもこれらの價格の産業に及ぼす影響が著しく大きいことより、その料金が一般物價政策、或はそれぞれの價格的方策によつて変動する結果、同じ業種に於ても、時期により生産費中に占める比重が著しく変動する。

電力については、その料金の地域差、と共に、その量的、質的條件が重要な場合もあつて、これらが工業地帯形成の程度並に方向を制約、限定する。所謂電力系化学工業にあつては、動力としてゞなく直接生産に關與して、電力の比重が圧倒的であつて、電源地方に工業地帯形成の條件となることは更めていふまでもない所である。

水について、水質、水量も亦大なり小なり工場立地に著しい關係を有するから、全般的に工業地帯の前提條件となる。特に水量、水質に依存する工業に於ては、地方工業地帯形成の一の條件をなすと共に、その所在水量との關係に於て、この種工業は、數、或は規模に於て、集中度に限界があり、分散立地的たらしめる場合も生ずるのである。以上環境との自然的、技術的結合關係は、一般的に工業地帯の前提條件となるものであるが、同時にその性格を與えるものであつて、市場中心の工業地帯は勿論乍ら、特に市場を離れて、その外縁に形成される工業地帯の存立にとつて重要なる條件であつて、しかもその程度、方向等を限定制約するものである。工業地帯の前提條件としては、更に氣候等を看過することを得ないが、この場合の地帶的關係に於ては著しい影響を與えるものでないので省略した。

## (2) 生産自体の技術的性格

生産自体の技術的性格が、その地帶的考察に於て關連を有するのは、生産工程の可分性の問題である。

生産工程が技術的に可分性を持たない場合には、工場の分割は工程上生じないけれども、その工場経営上の所謂経済単位、最適規模を中心として、市場の拡大、生産量の増大に伴う工場の分割、新設拡張が行はれる。所謂水平的集中とそれに対する水平的分散である。既に触れた如く、アメリカの大規模経営の工場の、地方都市分散という最近の傾向の一の型がこゝにみられるのである。

生産工程の可分性に伴う工場の分割立地については、ウェーバーはその基礎理論の應用として展開し、(註19) 一般的に次の如く結論している。

(ア) 原材料が多種で、又技術的に独立の生産工程の数が多く、且その工程毎に新たなる材料を必要とする如き場合には、工程別に立地が分割される傾向を持ち、

(イ) 生産工程が幾段階もあつても、種々の材料は最初にのみ投入されるに過ぎない場合には、運送費の関係から、分割されない傾向を持つ。

而してこの際分割された場合は、原材料産地から消費地に至る間にそれぞれ位置することゝなるのである。

前掲二者の内、後者は純粹の垂直的生産工程であるが、既に述べた如く、生産方式の如何により市場中心との関連に於て分割せられることを要する場合もあり、或は後に述べる如く労働費用の如何によつても分離する。これに対して前者は合成的性格のものであつて、生産工程の関連性が著しく大きくなり、関連産業との関連で集中立地を形成することゝなり、或は又地帶的配置に特殊性を示すことゝもなる。従つて生産自体の技術的性格が地帶的考察と関連を持つのは、生産工程の可分性如何という前提条件に止まり、これが分散立地か、集中立地か、又その結合の特殊性については、原材料、並にその運送費の関連のみでなく、市場との関係、経営の條件等によつても異つてくるのである。

### (3) 地帯的考察

交通通信機関の発達は、経営位置を決定する條件の比重を、空間的距離自体から、それぞれの土地の特殊性、即ち自然的、技術的條件に移行させるものであるということが出来る。(註20) 換言すれば、市場中心の制約という空間的距離が克服されて、土地の特殊性が、それぞれの業種の特殊性と結合する可能性が多く與えられることになるのである。

アメリカに於ける郊外工業地帯集中、地方都市地帯への工業分散の原因の一もこゝに求めることができる。工業の前提となる技術的特殊性と共に、環境との自然的、技術的結合關係が、市場中心から離れた工業地帯の形成の條件となる所以もこゝにあるのである。我國の未完成工業地帯、新興工業地帯の存立條件を可能ならしめるには、その意味に於て、交通通信機関の整備が重要な方策の一となるのである。

註 (15) 川西正鑑『工業立地の研究』昭和十四年刊、四九九頁。

(16) 近藤康男訳『チウネン孤立國』三二六—三二七頁。

(17) A. Weber "Über den Standort der Industrien" S. 52-53

(18) Ebenda, S. 72

(19) Ebenda, S. 164-185

(20) L. C. Marshall "Business Administration" 1923 P. 34

### (三) 工業地帯と経営上の関連

経営の位置は、工業地帯との関連に於て、上述の如く、市場との関連或は自然的、技術的條件によつて、業種、業態

の異なるに従つて、特徴的な性格を持つてゐるものである。これを経営の内部関係としてみれば、費用的観点が中心的な問題であり、外部関係としては、経営の相互関連性の問題となるのである。前者は工業立地論に於て中心的に論ぜられる点であり、後者は地域的集中の問題である。結局はこれによつて、個々の経営の位置が、工業地帯の諸類型と関係することとなるのである。

### (1) 費用的観点——特に労務費との関係

既に述べた所によつて、経営の位置は、費用的観点のみから考察することはできない。しかしながら、既に触れた位置に関する条件の多くのものは結局に於て費用面に或る程度集約的に表示せられる意味に於て特に重視せられ、立地論の中心点となつてゐるのである。

ウェーバは立地要因を、運送費、労働費、集積要因による費用利益の三要素とし、ゾムバルトは、費用以外の立地原因も列挙しているが、その内費用利益としてあげてゐるものに、消費者のある場所により決定せられるもの、生産手段のある場所に定るもの、並に労働力の所在によるもの三つをあげている。(註21) しかしながら、業種、業態によつて生産費構成は著しく異つて特徴的であり、のみならずその前提とする性格も様々であつて、且それらの変動も甚しいことより、この如き工業経営の実態の複雑さによつて、具体的な位置を探り上げる問題に関する限り、これらを一般的に探究することは、望ましくとも、極めて困難なことである。(註22) その意味に於て、生産費構成上に於て、立地に関係ある諸条件を廣く考察することが必要となるのである。

而してこゝでは、これを地帯との関連に於て考察する爲に、経営存立の条件としての側面からとりあげたので、立地

に關係ある費用要素の多くは、既に市場との関連、自然的、技術的條件に於て述べた所である。残された費用項目としては、經營を構成する労働の問題と、その地帶的関連である。

(ア) 工業立地に於て労働費の比重は、工業の種類によつて異なる。その爲にウエーバーは、製品の一重量單位当り労働費を以て労働指数とし、その高低によつて比重の大小を觀更に運送費による立地と労働費節約による牽引關係とを考察するのであるが、(註28) ウエーバーの如き立地要因を運送費、労働費、集積要因の三條件に集約する場合はとにかく、その他の立地に關係ある諸條件を考慮する限り、廣く生産費構成上に於ける労働費の比重を問題としなければならぬ。

(イ) 而して工場的位置に於て、労働費が問題になるのは、直接影響を有する賃銀水準の高低と、同時にその質的並に量的側面とがある。

大都市地帯は、郊外地帯、地方都市地帯に比し、賃銀水準の高いことはいふまでもないけれども、他方大都市地帯の工場労働專業者と、農村地帯の農業との実質的なる兼業的工場労働者との間には、能率、熟練度のみならず、勤勞意欲、技術向上度に於て、著しい懸隔がある。同時に所要労働者数の如何によつて、労働給源による制約がその立地を限定する場合を生じ、又寄宿舎制度、寮、社宅制度の必要性を生ずることもあつて、これらは立地上直接労働費に關係を持つ。業種、事態によつて、その要求を異にする。

こゝに於て、工場的位置を労働費との關係についてみると、高賃銀、高能率の集約的經營と、低賃銀、低能率の粗放的經營との地帶的特徴を生ずることとなり、これが資本の集約度、即ち機械化の程度如何によつて、更に複雑なる地帶的特徴を形成することとなる。一方には、業種によつて労働の有する質的、量的特殊性よりして地帶的特徴を生じ、他

方には同種又は類似の業種によつて、地帶的に異つた業態の存立を可能ならしめることゝなのである。

## (2) 経営の関連性

工業地帯は、既に述べた如く、市場との関連、諸種の自然的、技術的なる環境の條件、或は生産自体の技術的性格等によつて、諸種の工業経営が水平的、垂直的或は合成的関連を形成し、更にこれらの中核として、各種の工業の地域的集中が成立するのであつて、ウェーバーの集積要因によつても、或はマーシャルの外部経済としても、立地條件の主要なるものとして論せられる所である。(註24)

この地域的集中は、従つて大都市地帯に於て最も顯著に且大規模に形成せられ、郊外地帯から、地方都市、農村地帯に至つて、漸次その集中度を小さくし、且その構成が特殊化せられる。こゝに於て、後者に属する外縁的工業地帯について、特に地帶的考察が重要となるのである。

この場合、同業種の地域的集中による水平的関連、或は幾つかの生産段階の垂直的関連による集中に就ては、その集中の規模による制約、或は均衡関係以外、比較的問題は少い。問題となるのは、多くの部分品製作、関連作業が集中して、機械的組立或は合成によつて生産が行はれ、協力関係、下請関係、部品関係の遊星工場、衛星工場を多数に随伴する合成的関連である。

造船工業、車輛工業等を始めとする綜合組立工業としての性能を多少共に持つ合成的関連を有する工業経営の相互関連をみるに、その中核的工場を中心として、それに随伴せられる規模並に性格の様々な関連工場を、職能的に三大別することができる。専門工場、一般工場並に万能工場これである。これが地帶的関連と密接なる関連を持つ。

一般に商品を分類して、消費者財と生産者財とし、消費者財は更にその購置慣習から、最寄品 Convenience Goods 買廻品 Shopping Goods 並に専門品 Specialty Goods に分類せられるけれども、(註25) 生産者財の生産についても、職能的に或は購買関係、作業関係から、専門工場、一般工場、並に万能工場の分類が可能である。而して消費者財販賣業の経営の位置が、その商品の性格によつて自ら限定せられるのと同様は、生産者財生産についても、その位置が、経営の右の如き性格によつて、或る程度制約せられるのである。

(ア) 万能工場は、下請工場、協力工場として、中核的工場に最も密接なる関連を有し、各種の作業を行うもので、常に中核的工場に随伴する多数の中小規模工場の一群である。工場地帯の大都市地帯なるか、郊外地帯であるか、或は地方都市地帯なるかを問わず、或る程度関連工場として存立する。

(イ) 一般工場は、中核的工場との関連は、密接であるが、その生産が市場生産であれ、或は注文生産であれ、一般的部品に属するもので、市場に於ける競争度の最も激しい部類に属する。従つてこの如き種類の工場は、部品工場であれ、関連工場であれ、それ自体の立地条件として、一般市場的制約が顕著である結果、必しも一の中核的工場に随伴せず、既に述べた如き自然的、技術的或は労働上の特殊性との関係もあるが、一般に市場中心立地工業として、大都市工業地帯に集中する傾向が極めて大きい。地方都市、農村地帯には、一般論として、最も存立の困難なものに属する。

(ウ) 専門工場は、特殊専門品の生産工場であつて、具体的には総生産数量の過半を同工場が占める如き、生産の集中度の顯着な工場である。この場合は既に事実上独占乃至独占に近い条件を有するのであつて、立地上的制約がその意味に於て少く、従つて地方都市地帯に於ても、その限りに於てある程度存立の可能性を有するのである。

かくて大都市工業地帯にあつては、万能工場、一般工場、専門工場等のすべての関連産業を随伴して合成的なる地域的集中を形成し得るのであるが、その代り中核的工場の大規模化に伴つて、中核工場自体は、この地帯から外縁に移行しなければならぬ場合を生ずる。地方都市地帯にあつては、中核的大規模工場の存立に、その意味に於て適するが、一般に若干の直結的なる万能工場を随伴するに止まり、場合によつて、特殊専門工場をも存立せしめ得るが、多くの場合一般工場の存立は極めて困難である。その中間的地帯である郊外地帯の工業集中が、アメリカに於て特に顕著である一の原因をこゝに求めることができるであらう。

こゝに於て又、合成的関連に於て成立する工場は、その地帯的関連から、自己の経営内に於ける生産を、外注関係との分野について、業種とか生産量等との関連に於て検討することが極めて重要な問題となるのであつて、(註26) 又それに依存する関連産業、関連工場の存立条件も亦吟味せられねばならないのである。

### (3) 地帯的考察

経営活動を構成する労働が、その地域を異にすることによつて持つ質的、量的並に経済的相異を前提として、経営の存立条件にそれぞれ異つた影響を與え、従つて地帯を異にするに伴つて、異つた業態、或は異つた業種の経営を存立せしめる。これが又地帯的特徴を形成することとなるのである。

同様に工業経営の地域的集中も、外部経済を形成することに變りはなくとも、地帯を異にするに伴い、而してその地域的集中の性格の如何によつて、自らその地帯の構成を異にして特徴的である。これも亦、経営の関連性が、その市場的條件、自然的、技術的條件と結合して、招来せられるものであるということが出来る。

## 工業地帯形成の件條

註 (21) 拙著『經營位置の研究』七七頁

(22) 拙稿『經營位置の多面性と関連性』……日本經營学会編『經營學論集第二十一集』昭和二十五年刊所載、二六六頁

(23) A. Weber "Über den Standort der Industrien" S. 103-110

(24) 拙稿『位置の經營學的考察』……平井泰太郎編、『經營組織の發展と計算思考』昭和二十五年刊所載、二七四—二七七頁

(25) 福田敬太郎『市場論』一六頁

(26) W. J. Hiscox "Factory Layout, Planning & Process" 1939 P. 1-46

## 四、工業地帯の性格

以上工業地帯の構成を考察した所によつて、大都市地帯、郊外地帯並に地方都市或は農村地帯の三の類型についての、工業地帯の性格も、自ら明かになつたわけである。即ち、

(一) 地方都市地帯は、先づその持つ自然的、技術的特殊性に依存して、原材料産地或は石炭産出地帯である場合には、今日の工業に於て益々重要性を占めつゝある所謂重量減材料を主とする工業に於て優位を占め、然らずして、原材料産地と市場との中間的位置にある場合も、交通機関の整備、殊に海上交通によつて、輸入原料を主とする場合には原材料産地に準ずることとなる。他方廣大なる土地のあることによつて、近代的大規模經營の工場の存立を可能ならしめる。

特殊的には、電力、水等の條件によつて、特定工業を特に存立せしめることとなり、又その程度に従つて制約することとなる。

市場との関連からすれば、その空間的距離の制約によつて、原材料、製品輸送に占める運送費の比重の少いことを要するのみならず、生産形態も亦或る程度標準化せられ、取引の單純化せられたものであることを要する。

經營を構成する労働は、その量的需要をみたし得る点に於てすぐれているけれども、一般には低賃銀、低能率をさけることができないから、その面に於て粗放化せざるを得ないけれども、他方その如き未熟練労働も、高度の機械化による集約化によつて、これを補うことも可能である。

經營相互の関連性の大なる工業に於ては、その中核的工場に直結する万能工場の存立はとにかくとしても、一般的なる部品の関連工場の存立は極めて困難で、只生産の集中度の顯著なる専門工場は、或る場合には存立し得る。従つて、自然中核的工場は、経営内の作業が増大し、且大規模化する傾向を持つ。

従つてこの地帯は、一般的には生産者財に関するものを主とし、消費者財については、生産形態、取引形態により制約せられ、又中間段階までに止まり、或は特殊的なる條件に依存するもの等に限定せられることとなる。

(二) 大都市地帯は、反対に市場との空間的距離の制約のないことが、その最も大きな存立条件であつて、多くの消費者財は勿論、生産者財についても生産形態、取引形態の複雑なる諸種の工業の存立を可能ならしめ、その経営は合理化せられ、又相対的にはあるが高能率、高賃銀の労働集約的経営となる。従つて経営は、中規模、乃至小規模のものゝ多数集中となる。

運送費の点から、所謂普通材料或は純粹材料による消費地立地工業の集中は勿論であるけれども、更に海上交通によつて、輸入原料供給地ともなることより、原料地工業の相当部分もこゝに集中する場合には、更に地域的集中は顯著となる。

又関連産業も亦、各段階、各種類のものゝの集中する傾向を持ち、只中核的工場のみは大規模化に伴つて、外縁地帯に移行せざるを得なくなる。

(三) 郊外地帯は、従つて、右の如き大都市工業地帯の外縁であると共に、地方都市地帯的性格をも有し、今日の工業地帯發展の中心的部分であるといふことができる。

只我國の場合、交通並に通信機關の相互に、又地帯的に均衡ある發展を遂げていないことよりして、右の如き郊外地帯の特殊性を發揮することを阻害している部分が少くない。このことが、大都市工業地帯の工業の集中をより以上大ならしめる原因の一をなしているのである。

以上は工業地帯自体を、その特殊性によつてとりあげたのであるが、これを工業經營の観点からみる時には、それぞれの經營の位置的特殊性によつて、併せ考察しなければならない。

經營の活動に於て、その位置が問題になるのは、經營目的達成の諸要件の一としてである。而して經營を構成する諸要件は、相互に有機的に結合せられ、ある程度の代替的關係にあるのである。その意味に於て、位置の經營に対する相對的適應性乃至適應限界性が一の重要な問題となる。工業地帯形成の條件を類型的に明かにすることも、この意味に於て、經營位置研究に意義を有すると思ふのである。

## 五、事例的研究

以上工業地帯の構成、その形成の條件を、經營位置の問題として考察したので、その所論を中心として、今日我國に於て問題となつている新工業地帯未完成工業地帯の、一、二をとりあげ、その事例的研究とする。

その一は、戰時中航空機工業を中心として形成せられた工業地帯の一である岡山を中心とする地区、その二は、戰時中日鉄の製鉄所が設けられたことによつて形成せられた兵庫縣廣畑地区、の二である。共に戰時中に形成せられた新工

業地帯であり、しかも戦時中に未完成のまま終戦となり、戦後の激変に著しい影響を蒙りつゝ、経済安定、復興の進行と共に、前者は工業誘致の対象の一として工業地帯の形成を進め、後者は製鉄所の再開に再びこの地帯の振興が進められようとする等、共に或る程度活気づいている地帯である。それぞれの工業地帯の特質と、性格を明かにし、工業地帯形成の條件に及ぶこととする。

## (一) 岡山地区新工業地帯

### 一、概 況

岡山地区の新工業地帯は、二の地域よりなつてゐる。一は岡山市南部(所謂岡南地区)旭川河口、岡山港を中心とする埋立地二三〇万坪の地域を中核とするもの、二は倉敷市南方(所謂水島地区)高梁川廃川敷の河口デルタ地帯一七〇万坪を中核とするもの、の二である。

前者即ち岡南地区は、昭和十七年K車輛会社、T航空機会社、十八年M造機の各工場が設けられ、又昭和十二年以来あつたK人絹又軍需に轉換することによつて、顯著な戦時工業地帯が未完成ながら形成せられたのである。

後者即ち水島地区は、昭和十六年よりM航空機の大規模の航空機工場が建設せられ、昭和十九年一應完成した戦時工業地帯で、戦災によつて工場は廢墟と化し戦後工業地帯として再建が目論まれてゐる地域である。

この二の地域を中心として、戦後数年、工業生産の復興も或る程度進展つゝある際、地方の工業地帯を形成し、地方経済の安定と繁榮をもたらそうと関係者が努力してゐる地域なのである。

岡南地区工場従業員の変化

|              | K 人絹    | K 車 輛   | T 航空機   | M 造 機 |
|--------------|---------|---------|---------|-------|
| 戦 時 中        | 7,500 人 | 1,318 人 | 3,800 人 | 未 成   |
| 昭 和 23 年     | —       | 617     | —       | —     |
| 昭 和 24 年 6 月 | 387     | 492     | —       | —     |
| 昭 和 25 年 6 月 | 791     | 閉 鎖     | —       | —     |

水島地区工場従業員の変化

|          | M 航空機    | M 機 器 | その他工場 |
|----------|----------|-------|-------|
| 昭 和 19 年 | 22,500 人 | — 人   | —     |
| 昭 和 20 年 | 28,600 人 | 2,920 | 483   |
| 昭 和 22 年 | —        | 2,144 | 716   |
| 昭 和 24 年 | —        | 1,992 | 1,426 |

(共に岡山縣企画室『工業基地の紹介』による)

## 二、工業地帯の実情

これらの工業地帯は、地方都市地帯のそれで、戦時中に造  
成せられ、未完成のまゝ終戦となり、又戦災を蒙り、所謂戦  
争のおとしごととしての新工業地帯である。即ち次の数字がこ  
のことを示している。

岡南地区に於る、戦時中一万二千人以上の従業員を持つた  
工業地帯が、今日僅かに千人にみだず、しかも主要四工場  
内、戦後再開の二工場も、一は戦後の不況に昭和二十四年に  
至つて閉鎖して阪神地方の本社工場に吸収され、僅かに一工  
場を残すのみとなつたのである。

水島地区も同様で、戦時中従業員三万人近くを有した工業  
地帯が、約一割の三千人に止まり、戦時の航空機工場設備の一部が残存車輛関係に轉換した外は、中小工場の若干数が  
ここに新たに位置しているに過ぎないのである。

従つて両地区は、現在戦時中よりの工業地帯化の爲の諸設備、交通施設、電力、水道、ガス等が、未完成ながら残さ  
れており、諸建築物等が一部利用されつゝ、多くは遊休化されている実情にある。

## 三、工業地帯としての性格

この如き未完成乃至新工業地帯の性格は、地方都市地帯的なものである。従つてその意味の工業地帯形成の條件を考察しなければならない。

### (1) 市場中心との関係

地方的需要を別とすれば、この地区の前提となる市場中心は、一應阪神地方であるといふことができる。従つてこの地区が市場立地工業と直接関係を持ち得ないことはいうまでもない。問題は市場との時間的要素を中心とする関係である。

その観点からすれば、生産形態、取引形態からみて、業種の性質によつては、阪神地方を近くに控えて優位であるともいふ得られるが、業種によつては、余りに距離が大き過ぎるのである。規格化、標準化の進んだ軽工業とか、金属工業の如き素材工業に於ては、その限りに於て前者が強調できるけれども、機械工業の如きについて、個別生産的性格の著しいものに於ては、後者に属するといわねばならない。K人絹会社が漸次復旧拡充せられるに反し、K車輛会社の工場が、昭和二十四年になつて本社工場に吸収されて、遂に閉鎖されるに至つたのも、工場設備の不備もあつたけれども、この点に大きな原因があつたのである。従つて我國の工業全般が進展して、規格化、標準化、單純化が進むに従つて、市場との距離が近くなるが、個別性の顯著な完成品工業の存立はこの限りに於て困難である。

### (2) 自然的、技術的條件

地方都市地帯の工業地帯としての存立條件の著しいものは、自然的、技術的なものにあることが多い。土地的條件、交通位置、原材料等の関係についてみることである。

### (ア) 土地的條件。本末岡山縣は農業縣といわれ、纖維関係工業以外は、特殊の立地條件によつて、造船(玉野のM

造船)、化学工業(神島のK化学)等が若干散在するに過ぎなかつたこの地方に、戦時中に前記の如く急激に工業地帯化しようとした大きな原因の一は、近代的大規模工場の立地條件に必要な廣大なる敷地面積があつたことであるといふことができる。

岡南地区は、古く明治時代から逐次進められてきた兒島灣干拓計画地として埋立られた一部であり、水島地区は高梁川麿川敷のデルタ地帯で、既に述べた如く、我國に於て数少い大規模工場所要面積をみたし得る地域の一であつたのである。現在この遊休地域の内、前者は約一〇〇万坪、後者は約四五万坪を、当面の工業計画地域としているのであるが、その限りに於て、地方工業地帯としての前提條件を備えているのである。

しかしながら、全国各地に同様の條件の工業地帯化を待つてゐる地域が數十ヶ所あることは、戦後の我國産業の復興の速度に比して、その数が極めて多すぎるといわねばならない。

(イ) 交通位置。この地区は、既に述べた如く、市場中心と離れ、且原材料との関係も、後述の如く縣内の蠟石、硫化鉍、石灰石等若干の鉍産資源を除けば、その所在地或はその近い地域といふことはできない。原料産地と、消費地との中間地帯、或場合には迂回的地帯でさえある。従つて、運送費に関する限りは、ウエーバーの純粹材料、換言すれば、原料から製品化の過程の歩留りの比較的高い限られたる工業立地に限局せられざるを得ない。岡山縣南部に戦前紡績工場十余工場を数え、兒島半島並に岡山縣西南部井原地方に特徴ある綿機業地(小倉織等の厚地物)の発達していること等(註27) 繊維関係工業を主としていることは、歴史的、傳統的條件にもさ々えられていることはいふまでもないけれども、前述の如き位置的條件の制約があるからである。

只岡南、水島両地区共、未完成ではあるけれども、工業港を持ち更に臨港鉄道を持つており、原材料、製品の輸送に

欠くべからざる交通条件が一應整つてゐることより、原料輸入工業に於て、或程度原料所在地立地工業も亦、可能性のあることは、既に述べた所によつて明かであらう。従つてその可能性は工業港整備の程度如何と関連を持つのである。

(ウ) 原材料其他。(註28) この地区の原材料については、既に述べた如く、縣内に数少いものの中に、蠟石、硫化鉍、石灰石等がある。

蠟石は、岡山縣南部の東境三石に特産するもので、全國生産の七〇%を占め、耐火煉瓦、クレー等の主原料として著名であるが、所謂重量減材料として、三石並にその附近及びその積出港片上を中心として、耐火煉瓦工場は全國の三〇%、クレーは九〇%を占めて、原材料地所在工場として、しかも中小経営、乃至少くとも大経営でない多数工場の集中による地方産業を形成してゐるのである。

硫化鉍は、岡山縣東部柵原鑛山に産し、岩手縣松尾鑛山と並んで、我國硫化鉍の二大産地で、柵原は全國生産の三〇%を占めてゐる。しかしながら硫化鉍はいうまでもなく硫酸の原料であつて、硫酸の如き腐敗性を持つ液体の輸送に費用を要する点、並に製法によつては硫酸に製品化されると却つて重量を増加することもある爲に、硫酸工業は主として消費地所在工業の性格を持ち、消費工場自体の兼營自給することが多いのである。(註29) 従つて縣内に顯著な資源を有するに拘らず、今日まで一二の例外(神島のK化学の過磷酸石灰工場、その他人絹工場等)を除いては、後述の電力等の諸条件よりして、硫安等の硫化鉍関連の工業が存立し得なかつたのである。

石灰石は、岡山縣中部、伯備線沿線に全國的にも良質のものが多量にあつて、既にその原料地に〇セメント会社工場もある。本末セメント工業は原料所在地工業であるが、地方建築資材として好況不況の影響が大きく消費地牽引力も少くなく、しかも石灰石は全國に比較的廣く分布されてゐて、多分に所謂普遍材の性格を有してゐるのである。その結果、

セメント工場の立地は、石灰石と共に石灰石に恵まれた地方か、或は石灰石があつて消費地に近い地方等に多いのである。(註30) 従つて岡山縣に石灰石のみがあることは、必しもその関連工業立地條件になり得ないのである。他の諸條件との結合が必要となるのである。

右の如きことよりして、当面の新工業地帯と、原材料地との關係は、他の諸條件の結合によつて意義を持ち得る場合はあつても、これのみが著しい工業の牽引力となり得ないのである。原材料以外に生産に関連あるものとして、動力、水等がある。

動力の内、石灰の供給については、北九州をつなぐ瀬戸内海海運に便を持つ点において優れている。しかしながら、当地区に北九州より石灰を輸送すると、消費地阪神地方の工場に輸送すると費用に於て余り異なるのであるから、石灰の消費量の著しいものについては、原料地と消費地との中間地として、やはり他の條件にも支えられてのみ意義を持ち得るに過ぎない。

電力は、近畿以西所謂火主水従といわれたこともある如く、余り恵まれず、豊水時は、縣内の需要電力量は略水力でまかない得るのであるが、渇水時には著しく不足し、電力料金も今後の施策の如何と關係があるが、有利ではない。従つて旭川ダムの電源開発計画を進められているが、生産費中に占める比重の大なるもの、所謂電力系化学工業の如きは、ここに位置を求めることは困難である。

水については、戦前既に人絹、スフ工場がこの地区並にその附近に二、三工場設置せられたことによつても知られる如く、水質、水量に恵まれている。この地区は共に河川に沿い、或は河川敷であり、且戦時中からの未完成工業地帯として或る程度水道施設もあることによつて、長所となつてゐる。只既に述べた如く水量には限りがあり、且戦後各河川

其常時の水量が減じていることによつて、大量の水を使用する工業に於ては、この面に於ける可能性と限界性が問題となるのである。

(3) 経営上の條件

(ア) 経営 勞務

当地区のヒンターランドは、いうまでもなく人口密度の大きい農業地帯である。しかしながら多角的農業縣として米を補うに、各種の(蘭、薄荷、葡萄、梨、桃、除虫菊等)農産作物があるので、所謂農村地帯に比すれば、余剩勞力が必しも豊富であるということはできない。しかしながらこの地区の所要勞力は、瀬戸内海を隔て、近く四國地方の給源をも控えていて、阪神工業地帯に比し優れていることはいうまでもないのである。

しかしながら既に述べた如く、この地方の勞力は、地方都市、農村地帯工場の特徴として、生計費との關係から賃銀は比較的低い代りに、兼業農家工具農家としての勞働者、片手間の性格のものが多し爲に、能率、技術に於て自ら懸隔のあることは、みとめなければならない。同業種の機械工場で阪神地方のそれと、この地方のそれとを比較すると、明かに知られる所である。

その意味に於て、適地工業は、甚しい熟練度を要しない比較的多くの勞働量を要する業種、或は反対に専門機械化、自働機械化の進んだ近代的な業種に求められることになるであらう。

(イ) 経営の関連性

繊維工業を中心とする軽工業、金属工業の如き素材工業は、生産工程は一工場内に於て完結するか、又は半製品として送り出されるから、他の諸経営との関連は、せい／＼垂直的なもので複雑ではなく、又化学工業は、それ自体の持つ

性質より、極めて多角化するけれども、他経営との垂直的乃至合成的関連性は大きくはない。この限りに於て、この地区についても問題は少い。

しかるに機械工業の如き合成的関連の顯著なものにあつては、他の諸工業経営との相互交錯関係が極めて複雑である。この場合、既に述べた如く、この地区の如きは、地方都市地帯の性格として、中核的なる大規模工場の存立と、それに直接随伴する若干の万能的関連工場の存立は可能であるが、関連産業としての一般工業の随伴は困難で、主として阪神工業地帯に依存することを前提としなければならない。只生産量の著しく集中している如き優位性を持つ専門工場の場合、他の條件と相俟つて存立の可能性はないのである。

当地区を含む本縣全体でも、金属、機械工業の工場数は五〇〇を数え、必しも少くはないのであるけれども、農機具工業に於て岡山中心に特殊の発達を遂げている外、(註31) 大部分各地分散の小工場に止まり、関連産業として期待することは困難である。現に玉野にあるM造船の如き、綜合工業として二百数十種の関連産業を有するものが、大正八年以来近代的大規模工場(従業員、戦時三〇、〇〇〇人、戦後昭和二十三年七、〇〇〇人)として存立しているに拘らず、戦時中こそ地元並に岡山附近の農機具工場等まで関連工場として随伴したが、今日では再び若干の中小工場以外は、多くの関連産業を、自工場で兼営するか、阪神並に遠く京浜地方工業地帯に依存している実情にあるのである。こゝに合成的関連の工業の地方都市地帯の存立の可能性と限界性があるのである。

#### 四、要 約

以上考察した所によつて、岡南、水島地区を中心とする地方都市地帯の工業立地上の性格は次の如く要約できる。

(1) 廣大なる未完成工業地帯として、大規模工場の存立を可能ならしめる一條件を持つ、

(2) 原料地と消費地との中間地帯として、業種的に制約を受け、一應原材料の歩留りの高い工業に限定されるが、海陸交通の便がこれを補つて、原料輸入工業については、原材料所在地立地たり得る。

(3) 生産形態、取引形態の複雑でない場合には、生産、取引上の時間的要素による制約が少いから、阪神間の市場中心との空間的距離を克服し得る。

(4) 関連性大なる工業に於ては、中核的大規模工場と、それに直接随伴する若干の中小工場は存立し得るが、一般的関連産業の存立は困難である。

(5) 労働給源は一應豊富であるが、主として農村の労力であるという所に、技術、能率に制約があるから、業種的業態的制約がある。

(6) 生産に直接関連する要素としての電力に制約があるが、石炭供給に一應恵まれ、又水質、水量の点から、その限度に應じ得る限り、その関連工業の存立を可能ならしめる。

これらを通じて、この地区は、それぞれの立地条件に、或る程度の存立の可能性を有しつつ、何れもが特徴的なる牽引力を有しない所に、異常なる工業拡充時代にはその対象にとりあげられつつ、全体としては今日まで工業化の進展が著しくなく、繊維関係工業等に若干特殊性を示すに止まつた工業立地上の原因があるといふことができる。

註(27) 拙稿『中小経営の地域的性格の一考察』(前掲)の「備中機業の事例的研究」参照。

(28) 諸統計については、岡山縣企画室『岡山縣の鈷工業』昭和二十三年刊参照。

(29) 拙著『経営位置の研究』(前掲)第二部第二章「硫安工業」参照。

(30) 同、第二部第四章「セメント工業」参照。

(31) 拙著『中小工業の位置論的研究』昭和二十五年刊、第二部第二章「農機具工業」参照。

## (二) 廣畑地区新工業地帯

### 一、概 況

廣畑地区新工業地帯は、兵庫縣姫路市西南部海岸地帯で、富士製鉄（旧日本製鉄）の廣畑製鉄所を中心とする地域である。

昭和十二年日華事変に先立つ數ヶ月に、約百万坪の廣畑製鉄所の設置が決定し、昭和十四年操業を開始、つゞいて東京芝浦電気系統の三工場が、約四〇万坪を擁して、それに西接する網干地区に建設せられるようになり、太平洋戦争と共に大小様々の工場が漸次設置せられるに至つて、従来農村地帯は変貌して、阪神工業地帯の延長としての郊外的な新工業地帯が形成せられることゝなつたのである。

戦争の激化と共に、これらの各工場の拡充計画は中途に於て停止せられ、未完成のまま敗戦となつて、操業停止、閉鎖或は轉換等、すべて軍需関係工場である爲に盡大なる影響を蒙り、再び農村地帯的傾向を顯著にしつゝあつたのであるが、（註32）偶々昭和二十五年春中核的工場である廣畑製鉄所が再開せられ、他方戦後数年多少共この地帯工場の経営も軌道に乗りつゝあることゝ相俟つて、再び新工業地帯としての條件の整備が問題となりつゝある地域なのである。

### 二、工業地帯の実情

この地域は、前述の如く、阪神工業地帯を海岸線に沿つて、西へ延長された外縁的工業地帯を形成しているので、廣畑地区を明確に区切ることは困難であるが、一應廣畑地区を中心として、東の飾磨地区、西の網干地区を含む姫路市の南部海岸地帯の地域として考察することゝする。

この地域の戦時、戦後の工業地帯としての実情を示すものとして、主要工場の従業員概数の比較をすると次の如くで

廣畑・網干・飾磨地區工場従業員の変化

| 工場     | 設立    | 戦時最盛時   | 昭和21年4月 | 昭和25年8月 |
|--------|-------|---------|---------|---------|
| 富士鉄    | 昭和14年 | 18,000人 | 3,000人  | 5,200人  |
| K 鑄鉄   | 昭和12年 | 800     | 200     | 350     |
| T 電氣   | 昭和18年 | 4,500   |         | 1,200   |
| N 電機   | 昭和17年 | 4,000   | 1,600   | 350     |
| S 機器   | 昭和17年 | 3,000   |         | 100     |
| S 製鋼   | 昭和9年  | 3,000   | 300     | 350     |
| N 鋼業   | 昭和13年 | 2,000   | 300     | 400     |
| S 紡績   | 大正12年 | 500     | 100     | 600     |
| Dセルロイド | 大正8年  | 1,500   |         | 1,200   |
| Tセルロイド | 昭和9年  | 350     | 100     | 250     |
| 計      |       | 37,650  |         | 10,000  |

(昭21.4 兵庫縣商工經濟会調  
その他は筆者調査の概数)

ある。この地区は、戦前は姫路市郊外の小都会、漁港、農村等であつて、次表中のセルロイド関係二工場、紡績一工場の三工場以外には、少数の中小工場をみるに過ぎなかつた、全くの新工業地帯である。

即ち戦時中主要工場に於て三万八千人近い従業員を持つた工業地帯が、今約一万人を擁し、最盛時の二六%余を占めてゐるわけである。これは、前節にみた地方都市地帯としての岡山地区新工業地帯が、戦時中の従業員の一割に達しないのに比し、業種的構成の相異もあるけれども、等しく新工業地帯であつても、一應大工業地帯の外縁的工業地帯としての立地的優位性が示されているものといふことができる。戦後經濟の復興安定の進展に伴つて、この地帯が注目される所もここに在る。

### 三、工業地帯としての性格

この地帯は、前掲の如く金属、機械工業を主とし、一部化学工業、纖維工業等を介在するのである。これら既存工業の性格と、この地帯としての特質とを併せ考察することによつて、この新工業地帯としての性格を明かならしめることとする。

## (1) 市場中心との關係

この地区の前提となる市場中心は、いうまでもなく阪神地方であり、従つて又この地区はその市場中心の外縁的地帯といふことができる。而してこの地帯の中核が製鉄業、機械工業等であるから、その市場中心との關係を考察することが必要である。

(ア) 製鉄業。鉄鋼業は重量物工業であり、輸送工業であるといわれる。(註33) 鉄鉄一吨当り石炭と鉄鉱石の重量三吨乃至四吨を要する所謂重量減材料工業の典型であることより、本素原材料所在地工業である。しかしながら我國に於ては、鉄鉱石の大部分が輸入原料である上、石炭も亦相当部分良質炭の輸入(廣畑に於ては現在四〇%程度輸入)に依つことよりして、海上交通の便ある所が、原材料所在地に準ずることとなる。北九州八幡が石炭産出地帯を控えて、我國製鉄業の中心地となつたのもこの点にあるが、阪神消費地を控えるこの地区の海上交通の便(専用港が設備されている)が、消費地と原材料地との優位性を或る程度併せ有することとなる。

殊に近年に於て、製鉄技術の進歩は、鉄鉱石消費量は余り変らないけれども、吨当り石炭量の減少が著しく、このことはアメリカに於て殊に顯著で、その結果石炭産出地帯の立地上の支配力が減少して、市場の牽引力が増大しつゝあるといわれる。(註34) 更に製鉄業が鉄鋼一貫作業である場合、(廣畑では鉄鉄の半分を製鋼にあて、半分を販賣している)製鋼工程に屑鉄を混用する率が大きし程(現在廣畑では屑鉄六五%使用)この面からも市場の牽引力を増大する。

こゝに於て、廣畑製鉄所の設備が我國に於て最も優れていることを別としても、消費地近接の製鉄業立地上の特質があるのである。製鉄關係の今後の拡充の一の重点たる位置を持つものといふことができるのである。

(イ) 機械工業。機械工業も業種によつては重量物工業に属するけれども、一般的には顯著な重量減工業ではなく、

その意味で運送費による原材料産地の索引力は著しくなく、他の條件が影響力を持つこととなる。市場との関係をみるかぎり、生産段階が進み、高次の製品になるに従つて市場の索引力が大きい。

特に市場との関係は時間的要素を中心として、生産形態、取引形態の如何によつて制約せられる。この地区は阪神工業地帯の外縁地帯として、鉄鋼業の如き素材製品にあつては、消費地に近接していることができるが、機械製品でも、注文生産で競争の顯著な部門にあつては、時間的關係から、市場中心との空間的距離が大き過ぎるのである。モーター等のN電機、機械工作のS機器が今日尙かつて大規模工場でありながら、前掲の如く少数の従業員を以て漸く経営を持續しているのは、設備、経営等の問題があり、又後者は賠償関係もあるけれども、戦時需要と全く異つて、市場中心との空間的距離による時間的要素に制約せられている結果である。反対に眞空管製造のT電氣は、等しく、戦時中の新設工場であるが、規格品の市場生産を主とすることが、右の如き制約を受けることなく、他方全国生産の略四〇%を占めるといふ特殊専門工場であり、且重量物でないこと等と相俟つて、能く存立し得ているのである。こゝに外縁工業地帯の、市場中心との関係に於ける可能性と限界性があるとみられるのである。

同様のことは、金属、機械工業以外でも、この地区の一の地域的特徴をなす後述のセルロイド工業に於て、セルロイド生地製造がDセルロイド工場を中心として全国の六〇%以上を占めていて、しかもその加工の殆どは、大阪或は東京の消費地乃至輸出地に於て行はれ、若干の例外があるに過ぎないことも、一應前述の市場との関係を示すものといふことが出来る。

要するに、業種、業態によつて、市場中心との関連に於いて、運送費の關係と、時間的要素によつて、外縁的工業地帯の工業存立の可能性と限界性が決定づけられ、従つて又交通通信機関の整備の程度が、これに著しい影響を與えるこ

とゝなるのである。この地区の阪神地方との交通の改善によつて、前述の不振の工業の存立條件を整備する可能性のあることも、地方都市地帯と異つて、郊外地帯であることの特徴であらう。

(2) 自然的技術的條件

外縁的工業地帯として、或る程度市場的関連の優位なる地域に於て、自然的、技術的條件の加はることは、この地区發展に著しい牽引力を有する。

(ア) 土地的條件。姫路市を中心として、この地区を含んで、廣く南播州平野は、今次戦争前には、明治、大正年間に紡績工場を主とする工場が相次いで散在的に設立せられたに過ぎず、それ以後の我國工業發展時代である昭和に入つてから、目立つた工場の設立を殆どみない所の、中小工業を含む農村地帯に過ぎなかつたのである。次の主要工場設立

播磨平野の戦前に於ける主要工場と設立時期

| 会社        | 工場  | 設立時期   |
|-----------|-----|--------|
| 福島紡績      | 姫路  | 明 11 年 |
| ▲ //      | 飾磨  | 大 12 年 |
| 日出紡績      | 姫路  | 大 6 年  |
| ▲竜田紡績     | 姫路  | 明 34 年 |
| ▲東洋紡績     | 姫路  | 大 8 年  |
| ▲ //      | 赤穂  | 昭 3 年  |
| 大日本紡績     | 明石  | 明 42 年 |
| ▲鐘淵紡績     | 高砂  | 明 42 年 |
| ▲日本毛織     | 加古川 | 明 23 年 |
| ▲ //      | 印南  | 大 8 年  |
| ▲ //      | 姫路  | 大 3 年  |
| 片倉製糸      | 姫路  | 大 6 年  |
| ト組製糸      | 姫路  | 大 6 年  |
| ▲播磨造船     | 相生  | 明 41 年 |
| ▲大日本セルロイド | 網干  | 大 8 年  |
| ▲浅田化学     | 飾磨  | 大 7 年  |
| ▲多木製肥     | 別府  | 明 18 年 |

▲印は現在工場

の時期の一覽の如くである。

この如き地帯に於て、十数年の後に於て、今次戦争を契機として、重工業関係工場が既述の如く相次いで設立せられたのは、廣畑、網干、飾磨、の何れの地区も、余り肥沃でない水田、廢田等の、埋立地を加えて、数十万坪乃至百万坪の工場適地があつたからであり、且その重工業の規模が、従來の軽工業に比し、著し

く大きくて、所要面積についても、我國に於ては立地上極めて大きな制約があつたからである。

しかも、前節の地方都市地帯としての岡山地区の工場新設が主として太平洋戦争後であるのに対し、この地区は日華事変勃発乃至その以前より工業地帯化したことは、市場中心に対するその延長としての、郊外地帯的なる、外縁的工業地帯である所に由来するといふべきである。

(イ) 交通位置。この地区は、第二種重要港湾（地方の経営に委ね、國がこれを助成するもの）の飾磨港を有し、西接して廣畑製鉄所が専用港を大規模に設け、只網干港はこの地区の工業地帯化が未完成に止まつて漁港に止まつてゐるが、これらの海上交通と、陸上交通の整備によつて、外縁的乍ら、阪神工業地帯の西への地帯圈的延長を或る程度形成するを得ているのである。このことが既に述べた如く、業種、業態によつて、この地区を既に市場中心地帯の一部たらしめ、一部は外縁地帯たらしめ、市場的制約の非常に顯著なものにとつては、尙地方都市地帯的性格を残してゐるといふことができるのである。

(ウ) 原材料其他。この地区は、そのヒンターランドを含めて、資源的に顯著なものを指摘することができない。電力も亦、近畿自体電源に乏しく、中部地方からの融通電力と、火力発電による調整によつてゐるのであるから、制約的條件となつてゐる。

この地区を特徴づける自然的條件の主なるものは水である。南播磨平野は、東から、加古川、市川、夢前川、揖保川、千種川と或る程度の水量と、良好なる水質に恵まれてゐる。その結果加古川に沿つて羊毛紡績、製紙工場、かつては人絹工場も設立され、この地区の揖保川の水に依存して、セルロイド工業が早くから成立し、我國生産の過半を占めるのであり、この上流にも羊毛紡績工場を有してゐるのである。何れも水に依存する工業である。

只水量には限度があることによつて、この種工業の存立の限界がある。この地区の河川は源が深くなく、且戦時戦後の荒廢によつて常時水量が、これらの工場設立当時より相当減少していることによつて、この種工業の今後の發展には、この面の技術的研究が必要となるのである。

要するに、自然的、技術的観点からは、この地区が近代的工場の要求する廣さを持つことゝ、阪神工業地帯に西接して海上輸送の便を有することがその立地條件を顯著にしているのである。早くからこの地区に一部工場を存立せしめた條件の一である水については、その量的制約がこの工業の集中を困難にしているのである。

### (3) 経営上の條件

#### (ア) 経営労働

この地区の工場労働も亦、いうまでもなく農村地帯を前提とする。播磨平野を通じて、農家一戸当り平均耕作面積五反前後の小経営である爲に、豊富なる農家余制労働によつて、この平野の所々に、織物、メリヤス、及物、鎌、ソロバン、藁工品、マッチ、素麵等の全国的な規模の地方的傳統産業が発達しているのである。この点等しく農村地帯といつても、岡山地区のそれと異つて、特殊の中小工業の發達を成立せしめている特徴があるのである。

従つてこの地区の前掲の諸工場の従業員の六〇%程度は農家の二男、三男を中心とし、或は婦女子によつて構成せられ、又廣畑製鉄所の如き大規模工場は、五〇%程度が周辺農村よりの通勤に止まるが、その他の工場は七〇%程度、更に規模の小さい工場ではいうまでもなく大部分が通勤によつてゐる。

この如き農村労働力の経営に與える影響は、業種業態によつて異なる。大工業地帯に比し賃銀が比較的低い代りに、質的に、能率の劣ることの影響の大きいのは、機械工業である。我國の機械工業が、特に尙工員の熟練度、經驗に依存する

部分が多いだけに、大工業地帯所在機械工業に比し、この地帯工場の弱点となつてゐる。眞空管製造の如き一部自動機械化が進み、且女子労力を主とする如き規格生産になると、大都市労力に比して、低能率或は製品の歩留り率が低いことが難点ではあつても、比較的影響は少い。セルロイド生地製造の如き化学工業、装置産業になると、従つてこの点の問題は一層少い。製鉄製鋼の如きは、可なり過重な重労働である爲に、右の如き点より、従来この地帯の如き比較的恵まれた農村に生活するものにとつて、性格として適種労働ではなかつたのである。只最近の如く労働の需給関係の均衡がとれず、失業を恐れる如き情勢によつて、事情は幾分変化してきたように見受けられるのである。

只これらを通じて、農村労力を主体とする時、農村の生活様式が、継続生産を主眼とする工場経営に與える影響は少くない。農業労働の繁閑によるは勿論、それに伴う生活様式祭礼その他の年中行事が、少なからず工場の生産に制約を與えることは、都市工場に見られない所である。

#### (イ) 経営の関連性

この地区並にその周辺を通じて、所在工場間の関連性は、現在の所極めて少ない。

既に触れた如く、セルロイド工業が生地製造と生地加工とに垂直的に分割されて、この地区は生地製造工場が所在して全國生産の六〇%以上を占めて専門化し、生地加工として二、三の工場を附近に随伴しているけれども、大部分は、大阪地方の中小工場に供給せられる。

網干地区の眞空管工場、モーター等の機械製造、機械工作等の三工場は、本末東京芝浦系として戦時中に大規模に一貫的、総合的に計画せられたものであるけれども、未完成のまゝ終戦となつた爲に中絶し、それぞれの工場は差当り分離経営せられ、今日では技術的、取引的にも殆ど関連を有せず、二工場は縮少せられて、只眞空管工場のみが全國生産

の四〇%を占めるといふ特殊専門工場としての特徴を示しているに止まる。而して真空管工場も、エボナイトベースとかガラスについて、一、二の工場を附近に随伴しているに過ぎない。

この地区の中核である廣畑製鉄所についてみるに、銑鋼一貫作業はいうまでもないけれども、圧延部門は現在鋼板、しかも殆ど造船用鋼板を主とするのみで、製品品種が極めて少く、現在の所製品を中心とする経営の諸関連は殆どみられない。圧延以後の製品の多種化に伴つて、將來関連工場の存立の可能性をもつていたのである。只資材面に於て、西接してインゴットケース専門のK鑄鉄を随伴し、これがこの種製品の全國生産の三五%を占める専門工場となり、又製鋼に常時必要なH耐火煉瓦工場をこの地区の東部高砂に持ち、或は地元で工場維持の爲の修繕その他の請負業者を多数随伴している程度である。

尙飾磨地区にこの製鋼工場があるけれども、共に戦時中特殊鋼工場として設立せられたもので、戦後の需要激減によつて、レール、レールのポイント、その他産業機械用部分素材等の製鋼に轉換運営しているのであつて、今日では廣畑製鉄との関連も全くみられない。

要するにこの地区は、現状に於て、大規模の素材工業と、特殊専門品工業とにより形成せられ、一般関連産業は、戦時中に企画され、着手されて、しかも中絶のまゝ今日に至つたもので、阪神大工業地帯の延長が未完成のまゝ、郊外地帯的工業地帯となつていふことができるのである。

#### 四、要 約

以上考察した所によつて、廣畑地区を中心とする外縁的乃至郊外的工業地帯の工業立地上の性格は次の如く要約でき  
る。

(1) 鉄鋼業の生産、取引形態並に輸送等の特殊性よりして、この地区は、海上交通の便と相俟つて、素材面に於て大工業地帯の延長地帯を形成し、しかも今後の拡充の可能性を持つ。

(2) 機械工業その他の工業にあつては、生産、取引形態によつては、空間的距離による時間的制約が、市場中心を離れて、競争の激しい複雑な一般製品に於ては、その存立を限定し、差当り特殊専門工場に於てのみ可能性を持っている。空間的距離の克服が條件を変更せしめ得るであらう。

(3) 大工業地帯の延長としての外縁に、今日の大規模工場存立可能な面積を持つことは、今後の拡充に他の多くの地方都市地帯に比し優位性を持つ。

(4) 水に関する條件は、この地区工業成立の一の特徴であるが、その量的制約がその発展の程度を限界づける。

(5) 背後地の豊富な農村労力は、工場の一の立地条件であるけれども、その業種、業態によつて、経営に異つた影響を與える。

(6) 郊外的工業地帯として、素材工業と、特殊専門工業を存立せしめており、一般的関連産業の発展の條件は、一は中核の製鉄業の質的拡充であり、一は市場中心との空間的距離の克服による立地条件の改善にあるといふことがいへる。

これらを通じて、郊外的工業地帯の性格が、この地区の持つ特殊性と結合して表示せられているのであるが、その発展の程度は、右に基く立地条件の造成にあると共に、結局に於て、我國産業の推移に依存することはいふまでもない所である。

註 (32) この間の農工交錯事情の一部は、次の二小文を参照。

## 工業地帯形成の條件

拙稿『工場建設の農村に及ぼす影響——南播磨工業地帯を中心として』——日本學術振興會第十四小委員會報告『農工問題研究』第一輯昭和二十一年刊所載

拙稿『播磨平野に於ける戦後の農工問題』——同報告『農工問題研究』第二輯昭和二十二年刊所載、

(33) 拙著『經營位置の研究』(前掲) 第二部第三章「鉄鋼業」参照。

(34) W. Isard "Some locational factors in the iron and steel industry since the early nineteenth century" The Journal of Political Economy, June 1948.

## 六、結語——工業地帯の形成

以上工業地帯の構成と形成の條件を、一般的に考察し、次でその事例的研究をこの地区について行つた。しかしながらこれらの工業地帯が現実形成せられるのは、工業が全体として繁榮し擴張されるか、或種の工業が特に進展するか、又或は古い工業に代つて新なる工業が勃興するか、換言すれば産業の構成が変化することが第一條件となり、しかもこれらが工業の地域的分布の変化となつてあらわれる場合に、始めてみられるのである。

工場は本末多額の資本を投じて建物、機械設備等を持つものであるから、工場の移轉はこれらを著しく犠牲にすることを意味し、更に余分の資本を要し、且は労働給源の確保にも困難を生ずる。従つて一般に工場は一度建設せられると容易に移轉するものではない。建物、設備が著しく老朽化したり、技術の变革によつて機械設備等に根本的に建直しを必要とする場合、或は需要の増大に伴う生産設備の拡張の場合等を除いて、大工場に於てその例をみることは稀である。阪神地方の今次の高潮、風水害によつて工場移轉がうわさされているけれども、少くとも今までの再三の被害にも殆どその移轉が実現していない。多額の費用を投じて防潮施設を設けることによつて、移轉を思い止まつた大工場の実例も

ある。傳統的に形成された立地條件は根強いものである。只いわゆる中小工場の如き小資本の場合に於ては、比較的近い範圍の同一地域内における移轉が各種の事情によつて少からずみられるに過ぎないのである。

この種の実際の資料は、我國では殆どみられないが、例えばイギリス商務局の調査によると、一九三七年の工場移轉數九四、その殆どが小工場で、しかも三分の二はロンドン地域にあつて、その地域の發展に伴つてその周辺に移轉したに過ぎないことが知られ、又同じ調査で、一九三二年より一九三七年までの工場移轉數三八八の内、その大部分が同一地域内の移轉で、異なる地域間の移轉は五九に過ぎなかつたことが示されている。(註35)

要するに工場は早急には容易に移轉しない。その意味に於て、戦時に多分に疎開等の異常なる事情によつて拡充形成された新興工業地帯、未完成工業地帯が、種々の工業地帯の形成の條件をあげ得るに拘らず、今後の發展に多くの困難があるのである。

更に前掲と同じイギリスの資料によつて例示すると、一九三二年より一九三七年の間に、全体として二、七八六の工場が新設され、二一三〇工場が閉鎖された。この内新設された工場の業種は、繁榮しつゝあるもので、閉鎖された工場の業種は不況にあつたことはいうまでもない。而してイギリス南部では新設一、七七五、閉鎖一、〇三六、差引七三九工場の増加、北部では新設一、〇一一、閉鎖一、〇八四、差引八三工場の減少となつており、全体として、北部に比し、南部の工業の繁榮増加となつていたのである。(註36)

即ち需要の増大、需要されるものの質の変化等の市場的条件の変化、製造工程の技術的革命或は新たな技術による新たな製品の創成等の技術的条件の変化等が、工業地帯形成の問題と関連を有することとなるのである。

更に注意しなければならないことは、工業地帯形成の可能性と限界性は、自ら地域の持つ諸條件によつて、理論的に

一應明かとなるけれども、特定の地帯に特定の工業のもたらされるという具体的な地帯形成の問題は、一般的に説明の困難な所である。過去の事実については、歴史的説明によらざるを得ない。工場立地の最終の決定は、その意味で極端な表現ではあるが、A matter of chance で行われ、又経営当事者の Decision of one man であるといわれ(註37)、或は Leadership 以外には簡単に説明できない(註38)、といわれる所以である。その意味で、人的結合関係、郷土的関係の縁故関係が最終的には極めて重要な要素になつてくるのである。

註 (35) (36) S. R. Dennison "The Location of Industry and the depressed Areas" 1939 P. 138-156

(37) L. C. Marshall "Business Administration" P. 35-37

(38) W. R. Spriegel "Industrial Management" P. 38

(あとがき) この研究は昭和二十五年文部省科学研究費補助による研究の一部である。又事例的研究については、兵庫縣商工部工業課、岡山縣企画室により調査の便宜を得た外、地元関係諸工場見学の機会を得たことを厚く感謝する次第である。

(一九五〇・一一・二七)

## RÉSUMÉ

### Japanese Corporation Auditorship and its Criticism

The Japanese Commercial Law in force (including the Corporation Act) regulates three parties as the organs of corporation, i. e. the meeting of stockholders, directors and auditors. The functions of auditors in the corporation as regulated in the same law, are to audit the financial reports and to supervise business activities.

But according to the Revised Commercial Law (1951), the auditors' duty is amended only to audit the financial reports. On the other hand, the Certified Public Accountant (CPA.) Act, the Securities & Exchange Act and the Regulation of Securities Exchange Commission, (like the Securities Act, the Securities Exchange Act, and SEC. in U. S. A.) have been in force since 1947 in Japan, with exception of CPA. Act.

Under these circumstances, the opinion in this country is divided on the relation between the auditors as an organ of the corporation and CPA. as an independent public accountant. Some argue strongly the abolition of the auditors, for reasons that the auditors have failed generally to perform their duties for the corporations, judged from Japanese experience.

But we think, they should argued on the ground of actual performance of the auditors, otherwise their arguements will fail in the auditing theory, and also will have an important effect upon the CPA. and the Securities & Exchange Act in the future.

Under such confused circumstances, this article aims at the investigation of the actual present condition of the auditors in some corporations, and tries to criticize the above mentioned arguements on the investigated grounds.

We investigated the prospectuses (1949-1950) of 74 corporations, and from the statistical results, we are enabled to report on the actual present conditions as follows:

1. The number of the standing auditors (28 persons) is very small, compared with the not-standing auditors (125 persons).

2. The auditors are regulated to be slected by the stockholders, so they are responsible for audit to the stockholders, to protect their interests. But only 15 auditors (9.7 %) have a large member of shares (above 10,001 shares in this investigation) of their corporations, and 138 auditors (90.3 %) have a small member of shares (under 10,000 shares). Above all it is noteworthy that 70 auditors (45.7 %) have under 1,000 shares (details, 30 auditors have 1,000-501 shares. 32 auditors have 500-1 shares. 8 auditors no share of their corporations).

3. 110 auditors (64.3 %) were graduated of business, economic, law universities or such colleges. So we can presume that they are fit to audit the financial reports and supervise the business activities as auditors.

4. 85 auditors have their careers in the past, as president directors or managers in the same corporation, etc. From such facts, we may conclude that they will be able to express their opinions as to the financial reports and to supervise the business activities from their various experiences.

Notwithstanding their ability, very small number of the auditors perform their duties efficiently, others fail in their duties. We think that such mournful condition is surely due to the fact many Japanese have no serious sense of the auditor's function, and consequently many stockholders do not require of the auditors to perform their duties.

If the financial reports be audited as by the statute of Japanese CPA.—this law will be enforced for large scale corporations in the near future—, auditors may be abolished as an organ of corporation, with good benefit to the stockholders and other interested parties of the corporations. So far, therefore, as large scale corporations are concerned we approve the arguments for abolition. But there is one defect in this insistence, because the Revised Commercial Law likewise regulates very small corporations, with a few stockholders, which are more like private enterprises. It is not necessary to abolish auditors as an organ of such small scale corporations. It is much better for the government to educate the auditors to perform their duties efficiently the Revised Law, and at the same time to educate the people to pay more attention to the auditor's function.

Our conclusion from statistical results is that some auditors should rightly be abolished as an organ of the corporation and their duties be more completely performed by Japanese CPA, but some auditors should be retained for small scale corporations. In other words, one uniformity of system will not be valid for all corporations in this country.

*Otojiro Kubota*  
*Professor of Accounting*  
*Institute Research Staff,*  
*Kobe University.*

### **Depreciation in Tax Law**

By virtue of "Shoup Mission's recommendations," much improvements have been brought about in the system of Japan's taxation. In the field of depreciation, the selective use of several methods of depreciation became recognized in the tax law. Still, at present, investigations of the reasonable useful lives

of the depreciable properties are being made under the main direction of the Ministry of Finance, and the results are expected to be published in the near future.

The useful life as recognized in the Japanese tax law is the composite life and no item-wise useful life do exist as recognized for each of the depreciable assets. For example, as regards the depreciation of tangible assets such as machinery, the composite rate is shown for each kind of industry, and that rate is uniformly applied to all enterprises which pertain to that kind of industry. No modification of that rate is recognized, in accordance of the actual conditions of the assets of the enterprise. At the time when the study as to the revision of the useful lives of the depreciable properties is now being made, the writer thinks it necessary that the tax regulations concerning depreciation should be amended in the following directions.

(1) The determination of the useful lives should be commenced with the item life as does Bulletin 'F' of the Bureau of Internal Revenue (U.S. Treasury Department). But the composite depreciation should not be abandoned because of its simplicity. Accordingly, besides the determination of the item life, there should be the standard composite useful life applicable to each kind of industry, and whether or not to calculate the depreciation deductions on the composite basis or on the item basis, should be left at the option of each enterprise.

(2) When the standard depreciation rate based on composite lives is used, and found to be inadequate in subsequent years, — that standard rate being determined on the basis of average life — it should be recognized to modify that rate in order to make it conform to the particular conditions of each enterprise, when the request for the correction of computation is made by the taxpayer and approved by the tax authorities.

(3) In the computation of the loss (or gain) on disposal of fixed assets, item lives should be the base.

Further investigation should be made as to the reasonableness of treating the gain (or loss) from the appraisals of fixed assets as a taxable income (or a taxable deduction). The Japanese tax law should introduce some idea to make a distinction between the realized gains (or losses) and the unrealized ones.

*Susumu Watanabe*  
*Professor of Accounting*  
*Institute Research Staff,*  
*Kobe University.*

### Unions and Wage Incentive System

The objective of this treatise is to acquaint the readers with the wage incentive system in the U. S. A., where the system is most developed, and especially with the change that came over the problem of piecework, with the recent development of trade unions. For data, the writer, principally depended on the "Union Policies and Industrial Management", by Prof. S. H. Slichter, 1941. The conclusions propounded in this book, derived inductively from the abundance of carefully studied factual data, are full of good suggestions to the industrial management in Japan where the incentive system is still in its infantile stage. The following points which are set forth in the conclusions are of deep interest:—The most decisive ground of objection against piecework lies chiefly in the circumstances that the nature of the work is not well adapted to piecework. With the development of the unions, what thus far had been considered as the disadvantage of piecework has become to be only secondary importance. The abuse of rate-cutting which had been considered as the greatest of the faults that accompany piecework, has been found to have decreased. Most unions now participate in task-setting, and as a result the distrust of the workers towards the procedures employed in task-setting is decreasing. The principle that had been advocated by Taylor, that the time study should be carried on in the planning department only by foremen, and the workers should be only directed to performance, has been changing. Moreover, in the national wage negotiations, for a new reason of the uniformity of direct labor cost, piecework has come to be preferred.

The conditions in Japan, as compared with those in the U. S. A., are quite different. The wage level is very low in Japan almost as low as to be called the pauper level, and the demand is more for the guarantee of the minimum living wages than for piecework, and all the unions are against the incentive system. Moreover, almost no attempt is made to carry on time-study or other job-studies; and the method of task-setting is entirely unscientific. Under such circumstances piecework is quite apt to be abused. The trade unions in Japan are not as yet strong enough to participate in the determination of piecework and its administration.

*Yoshimoto Kobayashi*  
*Professor of Labor Management,*  
*Kobe University.*

### Relations of Land Utilization to the Development of Transportation

According to Ricardo's explanation, "rent" results from 'the use of the original and indestructible power of the soil'. By the use of the word "rent" in this theoretical meaning, rent is realized only when the soil is used economically, and the soil returning no rent means to have been ineffectively used.

According to this explanation, rent is generally divided into two classes. One is the rent which results from the difference of the fertility of the soil and the other from the difference of locations of the soil. Both the fertility and the location of the soil are inherent in the soil, and are of the original and indestructible power of the soil. If the rent resulting from the difference of fertility is called the fertility rent, the rent from the difference of the locations may be called the location rent. Ricardo minutely discussed the former in his famous book, but did not touch upon the latter. However, the latter is of more importance when we discuss the relation of the transportation and the use of the soil.

According to Cooley's explanation<sup>1</sup>: suppose that there is a large area of soil with the same fertility, and with a city lying in its centre, which consumes all its agricultural products, then the total rent of the area will theoretically form a cone. Because the location rent is expressed as the difference of transportation costs of the commodities.

If the transportation in the area develops and the transportation cost becomes  $1/2$ , the dimension of cultivation becomes four times as large and the rent bringing area three times as large.

As Thünen<sup>2</sup> has already pointed out, however, even if the fertility of the soil is the same, cultivation methods may differ according to the locations of the farms. The intensive cultivation may be employed in the farms nearer to the city, and the extensive cultivation may be employed in the farms far from the city.

The intensive method produces a larger amount of production and larger profits and renders a larger rent to the landlords from the same area. As the unit cost of the product by the intensive method rises higher than that for the product by the extensive method, the former method can not be employed unless the product in the farm is much more than the market price minus transportation cost.

The development of transportation reduces the cost of freight and increases the price of products in the farms. The development of transportation therefore makes employment of the intensive method possible in the farms far from

the city. In the long run, the progress of transportation makes it possible not only to exploit the uncultivated soil, but also makes the intensive method possible in the cultivated area.

- 1) C. H. Cooley, *The Theory of Transportation*, 1894.
- 2) H. v. j. Thünen, *Der isolierte Staat*, 1842 bzw. 1863.

*Torasaburo Nomura*  
*Professor of Transportation,*  
*Kobe University.*

### **Conditions for Industrial Localization**

It is an important matter for certain industries to select their plant-location. In a certain location, on the other hand, we have also many business problems to settle for industrial plants. Moreover, in the modern complicated industrial mechanism, we cannot overlook the mutual spatial relations among many industrial firms and plants in the districts. These spatial business problems arise mainly in the industrial localization, or industrial districts.

The industrial districts are generally of four types; a big-city location, a suburban location, a country location and a specialized community. Each location has the beneficial as well as detrimental effects on industrial plants. The purpose of this article is to clarify the location problems with these types of the industrial districts and touch upon the problem of regional development by giving inducements for the establishment, extension or transference of the plants, now much discussed in Japan.

The first element is the proximity to the market in each type of industrial districts, which consists of the transportation charges and time element to the market, though the latter is often overlooked. This factors are beneficial in a big-city and suburban location. We must be careful that the effects of these factors are different for each kind of industries or, in some cases, for their business policy.

The second element is the natural and technical factors of the districts, which are, especially, beneficial in a country location. This element includes not only the environment problem of the plants, but also their technical processes.

The third element is the local concentration of various industries, which gives each plant the economic benefit from external causes. The beneficial relations among many firms and plants concentrated in one district, are horizontal, vertical or synthetic according to their technical processes or economic connections. This mechanism, of course, may differ for each type of the industrial district.

Thus the possibility and limitation of industrial localization are generally interpreted by the above-stated elements. But it often actually happens that where a new plant shall be located in a certain district is determined as a matter of chance or by the decision of one man. The early start of local concentration can be often explained only by the leadership. Accordingly, the personnel factor too must be taken as an important element of the regional industrial development.

Lastly, this article gives the practical explanation of the two industrial districts of Japan, the suburban and the country locations.

*Minoru Beika*

*Assist. Professor of Plant Location  
Institute Research Staff,  
Kobe University.*

THE RESEARCH INSTITUTE FOR  
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY

Director : Kiyozo MIYATA, Dr. of Economics

GROUP OF BUSINESS  
ADMINISTRATION RESEARCH

|                      |                                           |
|----------------------|-------------------------------------------|
| Otojiro KUBOTA.      | Professor of Accounting.                  |
| Tatsuo GOAMI.        | Assist. Professor of<br>Business Machine. |
| Susumu WATANABE.     | Professor of Accounting.                  |
| Munchiro MASUZAKI.   | Assistant of Accounting.                  |
| Yasutaro HIRAI.      | Professor of Business<br>Administration.  |
| Minoru BEIKA.        | Assist. Professor of Plant<br>Location.   |
| Tadakatsu INOUE.     | Assistant of Business<br>Organization.    |
| Yoshimoto KOBAYASHI. | Professor of Business<br>Management.      |
| Yoshio KITANI.       | Engineer of Business<br>Machine.          |
| Akihiro TAKASE.      | Engineer of Business<br>Machine.          |

GROUP OF INTERNATIONAL  
ECONOMIC RESEARCH

|                    |                                                |
|--------------------|------------------------------------------------|
| Ginjiro SHIBATA.   | Professor of Foreign<br>Trade.                 |
| Fukuo KAWATA.      | Assist. Professor of<br>Foreign Trade.         |
| Hiroshi SHINJO.    | Professor of International<br>Finance.         |
| Jiro YAO.          | Assist. Professor of<br>International Finance. |
| Torasaburo NOMURA. | Professor of<br>Transportation.                |
| Taro KAWAKAMI.     | Professor of International<br>Law.             |

Office : The Kanematsu Memorial Hall,  
THE KOBE UNIVERSITY  
ROKKO, KOBE, JAPAN

KOBE UNIVERSITY  
BUSINESS REVIEW  
ANNUAL REPORT

1

CONTENTS

|                                                                       |                    |
|-----------------------------------------------------------------------|--------------------|
| Japanese Corporation Auditorship<br>and its Criticism                 | Otojiro KUBOTA     |
| Depreciation in Tax Law                                               | Susumu WATANABE    |
| Unions and Wage Incentive System                                      | Yosimoto KOBAYASHI |
| Relations of Land Utilization<br>to the Development of Transportation | Torasaburo NOMURA  |
| Conditions for Industrial Localization                                | Minoru BEIKA       |
| Résumé ( <i>in English</i> )                                          |                    |

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS  
AND BUSINESS ADMINISTRATION

KOBE UNIVERSITY

1951